

地域づくり支援施策集



環境省



内閣府



総務省



国土交通省



Financial Services Agency



復興庁



文部科学省



経済産業省

MAFF

農林水産省



厚生労働省

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 農村活性化推進室

令和7年3月

はじめに

農林水産省では、食料・農業・農村基本計画に基づき、農村の振興を進めるため、関係府省とも連携して課題の解決を図ることとしています。

- 想定する読者

地域づくりに取り組む地方自治体職員等。

- 主な目的

地域づくりを支援するための施策に関する情報提供を行い、地域の課題解決のために活用していただく。

- 構成、内容

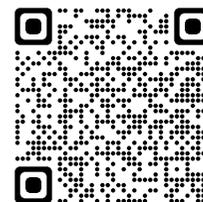
施策や事業ごとに目的や概要、支援内容、担当部署の連絡先をカタログ化。

- 使い方

読者が行う地域づくりの取組に関係のある施策や、関心のある施策をご覧ください。各施策について活用方法などをより深く知りたい場合には、各施策に記載された担当部署や「農山漁村地域づくりホットライン」

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/hotline/index.html>)

までお問い合わせください。



農山漁村地域づくり
ホットラインHP

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策	
1. 地域づくりの取組全般に関する施策									
1	地域づくり全般	12	<u>新しい地方経済・生活環境創生交付金</u>	内閣府	ハード・ソフト	都道府県 市区町村	1月～2月頃	○	
2	先進技術の導入	13	<u>未来技術社会実装事業</u>		ソフト	都道府県 市町村	1月～3月頃	○	
3	地域振興立法等 指定地域の振興	14	<u>農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策 (農村RMOモデル形成支援 等)</u>	農林 水産省	ソフト	都道府県 市町村 地域協議会 民間団体		○	
4		15	<u>過疎地域持続的発展支援交付金</u>	総務省	ハード・ソフト	都道府県 市町村 地域運営組織等	1月～2月頃	○	
5		16	<u>半島振興広域連携促進事業</u>	国土 交通省	ソフト	都道府県 市町村等	1月～2月頃	○	
6		17	<u>スマートアイランド推進実証調査事業</u>		ソフト	民間企業・団体等 及び地方公共団体を 構成員に含むコ ンソーシアム	2月～4月	○	
7		地域づくりの専門家等 の紹介・仲介等	18	<u>地域活性化伝道師派遣制度</u>	内閣府	ソフト	都道府県 市町村 団体等	2月末～3月末 5月～8月中旬	○
8			19	<u>地域力創造アドバイザー</u>	総務省	ソフト	市町村		○
9	20		<u>地域社会DX推進パッケージ事業(地域情報 化アドバイザー派遣制度)</u>	ソフト		地方公共団体、 地場企業等	4月～12月頃	○	
10	地域づくりに取り組む 人材の確保及び 組織・体制の構築	21	<u>地域プロジェクトマネージャー</u>	総務省	ソフト	市町村		○	
11		22	<u>地域活性化起業人</u>		ソフト	市町村		○	
12		23	<u>地域おこし協力隊</u>		ソフト	都道府県 市町村		○	
13		24	<u>地域運営組織(RMO)</u>		ソフト	都道府県 市町村		○	
14		25	<u>集落支援員</u>		ソフト	都道府県 市町村		○	
15		26	<u>社会教育主事、社会教育士</u>	文部 科学省	ソフト	都道府県 市町村		○	

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
1. 地域づくりの取組全般に関する施策								
16	地域づくりに取り組む 人材の確保及び 組織・体制の構築	27	<u>地方創生カレッジ</u>	内閣府	ソフト	自治体職員・民間 事業者・学生等	1月～2月頃	○
17		28	<u>農村プロデューサー養成講座</u>	農林 水産省	ソフト	地方自治体職員 地域づくりに関心・ 意欲のある人	5月～6月 ※実践コース	○
18	郵便局との連携による 持続可能な地域・社会 課題の解決	29	<u>地域の持続可能性の確保に向けた郵便局 の利活用推進事業</u>	総務省	ハード・ソフト	地方公共団体等	6月頃	○
19	優良事例の表彰・紹 介	30	<u>手づくり郷土賞 (てづくりふるさとしょう)</u>	国土 交通省	ソフト	地域活動団体	夏頃	
20		31	<u>地域づくり表彰</u>		ソフト	地域づくりに 関わった団体等 (地方自治体、個人 含む)	毎年3月～5月	
21	新事業の立ち上げ・新 商品開発・新たな市場 の開拓・需要の創出	32	<u>中小企業実態調査委託費(ゼブラ企業創 出・育成のためのエコシステム定着に向け た調査・分析)</u>	経済 産業省	ソフト	民間企業等	4月～5月頃	○
22	観光振興	33	<u>観光地域づくり相談窓口の設置</u>	国土 交通省	ソフト	観光庁 観光地域振興課等		
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
23	新事業の立ち上げ・ 新商品開発・ 新たな市場の開拓・ 需要の創出	34	<u>農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金</u>	農林 水産省	ソフト	市町村 地域協議会 民間団体等	2月～3月	○
24		35	<u>農山漁村振興交付金のうち 地域資源活用価値創出対策</u>		ハード・ソフト	民間団体、地域協議 会等、農林漁業者、 市町村、民間事業者 等、農林漁業者の組 織する団体等	2月上旬～下旬 ほか ※事業ページ参照	○
25		37	<u>海業振興支援事業</u>		ソフト	民間団体等 都道府県、市町村、 漁業協同組合、漁業 協同組合連合会、漁 業協同組合等が組 織する団体	1月～2月頃	

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
26	新事業の立ち上げ・ 新商品開発・ 新たな市場の開拓・ 需要の創出	38	ローカル10,000プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)	総務省	ハード	都道府県 市区町村	毎月×切	○
27		39	ローカル10,000プロジェクト (地方単独事業に対する特別交付税措置)		ハード・ソフト	市区町村	(要望調査) 8月～9月頃	
28	スマート農林水産業	40	林業デジタル・イノベーション総合対策のうち デジタル林業戦略拠点構築推進事業	農林 水産省	ソフト	地域コンソーシアム	2月上旬～3月上旬	○
29		41	デジタル水産業戦略拠点整備推進事業		ソフト	民間団体等	2月上旬～中旬	○
30		42	スマート農業技術開発・供給加速化対策		ソフト	民間団体等 (公設試、大学を含む)	終了	○
31		43	スマート農業技術の開発・供給促進事業		ソフト	民間団体等 (公設試、大学を含む)	未定	○
32		44	スマート農業・農業支援サービス事業導入 総合サポート事業 (R6補正:スマート農業・農業支援サービス 事業導入総合サポート緊急対策事業)		ハード・ソフト	民間団体等	2月～3月 (複数回公募の可能性あり)	○
33		有機農業	45		みどりの食料システム戦略推進総合対策 (有機農業推進総合対策事業)のうち有機 農業新規参入促進事業	ソフト	民間団体等	2月～3月頃予定
34	46		みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業	ソフト	市町村、協議会等	1月中旬～2月中旬 3月中旬～4月中旬 (状況に応じ随時)	○	
35	スマート農林水産業 有機農業	47	みどりの食料システム推進交付金のうち グリーンな栽培体系加速化事業	ソフト	協議会 都道府県 市町村 農業協同組合	1月中旬～2月中旬 3月中旬～4月中旬 (状況に応じ随時)	○	
36	都市農業	48	農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策	ソフト	民間団体 地域協議会 市区町村 JA NPO法人等	2月上旬～ 2月下旬頃		

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
37	農林水産業関係施設の整備	49	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	農林水産省	ハード・ソフト	都道府県市町村 漁業協同組合等		
38		50	みどりの食料システム戦略推進交付金のうちみどりの事業活動を支える体制整備		ハード・ソフト	民間団体等	要望調査: 1月中旬～2月中旬 3月中旬～4月中旬 予定(状況に応じ随時)	
39	再生可能エネルギー・ バイオマスの導入	51	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち地域資源活用展開支援事業		ソフト	民間団体等	2月初旬～ 3月初旬	
40		52	みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消		ハード・ソフト	都道府県市町村 民間事業者等	要望調査: 1月中旬～2月中旬 3月中旬～4月中旬 予定(状況に応じ随時)	
41		53	林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち木質バイオマス利用促進施設整備		ハード	都道府県市町村 民間事業者等	※事業ページ参照	
42		54	木材需要の創出・輸出力強化対策のうち、木質バイオマス利用環境整備事業		ソフト	民間団体等	2月上旬～ 2月下旬頃	
43		55	GXアドバイザー(経営・財務マネジメント強化事業)		総務省	ソフト	都道府県市区町村	複数回公募を実施
44	観光振興	56	スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業		文部科学省	ソフト	都道府県市町村	2月～3月頃(委託) 3月～5月頃(補助)
45		57	スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業	ソフト		都道府県市町村 民間団体	2月～3月頃(事務局) 4月～5月頃(モデル事業者)	
46		58	日本遺産活性化推進事業	国土交通省	ハード・ソフト	協議会、DMO等	4月頃	
47		59	「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業		ハード・ソフト	DMO 地域協議会 民間事業者等 地方公共団体	【調査事業】 4月～5月頃 【補助事業】 未定(6月以降予定)	
48		60	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業		ソフト	DMO 都道府県市町村	※事業ページ参照	

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
49	観光振興	61	歴史的資源を活用した 観光まちづくり推進事業	国土交通省	ハード・ソフト	DMO 地域協議会 民間事業者等 地方公共団体	【調査事業】 2月下旬～3月中旬頃 【補助事業】 2月下旬～3月中旬頃	
50		62	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	環境省	ハード・ソフト	都道府県 市町村 民間事業者・団体	未定	
51		63	エコツーリズムを通じた 地域の魅力向上事業		ソフト	地域協議会等	2月頃	
52		64	自然公園等事業費等		ハード	民間団体 都道府県 市町村	(要望調査)6月頃、 11月～12月頃	
53	文化・芸術振興	65	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	文部科学省	ハード	国指定等文化財の所有者等	年5回 (4月、6月、9月、11月、2月頃)を予定	○
54		66	国宝重要文化財等 防災施設整備費補助金		ハード	国指定等文化財の所有者等	年5回 (4月、6月、9月、11月、2月頃)を予定	○
55		67	地域の文化財の保存及び活用に関する 総合的な計画等策定支援事業		ソフト	市町村	10月～12月	
56		68	地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産、地域伝統行事・民俗芸能等)		ハード・ソフト	実行委員会	11月～1月	
57		69	文化芸術創造拠点形成事業		ソフト	都道府県 市町村	1月～2月	
58	教育・体験活動	70	消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進)	農林水産省	ソフト	都道府県 市町村 民間団体等	※事業ページ参照	
59		71	子供の農山漁村体験 (通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)	総務省	ソフト	都道府県 市町村	3月～4月頃	
60		72	(日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費のうち、) 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業	環境省	ソフト	民間事業者		

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策								
61	地域循環共生圏づくり	73	地域循環共生圏創造事業(地域循環共生圏づくり支援体制構築事業)	環境省	ソフト	都道府県 市町村 民間団体・団体	前年度1月	
3. 地域の保全・管理に関する施策								
62	市町村管理構想・地域管理構想の検討・策定	74	市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策	国土交通省	ソフト	市町村 地域	3月～4月頃	○
63	農用地等の保全・管理	75	農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策	農林水産省	ハード・ソフト	都道府県 市町村 地域協議会等	随時	○
64		76	中山間地域等直接支払交付金		ソフト	農業者の 組織する団体等	～8月	○
65		77	多面的機能支払交付金		ソフト	農業者等の 組織する団体	～6月	○
66	森林等の保全・管理	78	森林・山村地域活性化振興対策のうち里山林活性化による多面的機能発揮対策		ソフト	地域協議会、 民間団体等	地域協議会 ごと実施	
67		79	森林整備事業		ハード・ソフト	都道府県 市町村 森林所有者等	(要望調査) 11月頃	
68	藻場・干潟等の保全・管理	80	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業		ソフト	地域協議会 都道府県 市町村等		
69	鳥獣被害対策・ジビエ利用	81	鳥獣被害防止総合対策交付金		ハード・ソフト	都道府県 地域協議会 民間団体等	(公募) 3月中旬～5月中旬 (要望調査) 1月中旬～2月中旬	○
70		82	シカ等による森林被害緊急対策事業のうちシカ等森林被害総合対策	ソフト	都道府県等 市町村 地域協議会	(要望調査) 1月～2月頃		
71		83	指定管理鳥獣対策事業費	環境省	ソフト	都道府県 協議会	(要望調査) 1月～2月頃	○
72	景観・居住環境の整備改善	84	景観・歴史を大切にしまちづくり(歴史まちづくりの推進)	国土交通省	ハード・ソフト	歴史的風致維持向上計画の認定都市等	(要望調査) 1月～2月頃	

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
3. 地域の保全・管理に関する施策								
73	景観・居住環境の整備改善	85	景観改善推進事業	国土交通省	ハード・ソフト	市区町村	(要望調査) 1月～2月頃	○
74		86	空き家対策総合支援事業		ハード・ソフト	市区町村、所有者、NPO、民間事業者等	4月～5月頃	
75		87	街なみ環境整備事業		ハード・ソフト	都道府県市町村 法定協議会	(要望調査) 1月	
4. インフラの整備に関する施策								
76	農林水産業関係施設の整備	88	土地改良施設維持管理適正化事業	農林水産省	ハード	土地改良区等	(要望調査) 4月～8月頃	
77		89	農山漁村地域整備交付金		ハード	都道府県市町村等	(要望調査) 4月～10月頃	
78		90	農村整備事業		ハード	都道府県市町村等	(要望調査) 4月～10月頃	
79		91	中山間地域農業農村総合整備事業		ハード	都道府県市町村 協議会	(要望調査) 4月～10月頃	
80	情報通信環境の整備	92	農山漁村振興交付金のうち 情報通信環境整備対策	総務省	ハード・ソフト	都道府県市町村等 民間団体	(公募) 随時 (要望調査) 4月、7月、10月、1月 を予定	○
81		93	高度無線環境整備推進事業		ハード	地方公共団体 第三セクター法人 電気通信事業者	(公募) 1月～7月頃 (要望調査) 4月～5月頃	
82		94	地域社会DX推進パッケージ事業(計画策定支援、先進無線実証事業、補助事業)		ハード・ソフト	地方公共団体 民間団体等	1～3月 (複数回公募の可能性あり)	
83	一般廃棄物処理施設の整備	95	一般廃棄物処理施設の整備	環境省	ハード・ソフト	市町村等	(公募) 4月 (要望調査) 前年度12～1月	
84	浄化槽の整備	96	循環型社会形成推進交付金 (浄化槽の整備)		ハード・ソフト	都道府県市町村	(要望調査) 前年度12～1月	

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	事業実施主体 (対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」 中山間地域の 関連施策
5. 生活サービスに関する施策								
85	地域住民の包括的な支援体制整備	97	重層的支援体制整備事業	厚生労働省	ソフト	市町村		○
86	企業との連携による持続可能な地域・社会課題の解決	98	地域生活圏形成リーディング事業	国土交通省	ソフト	官民連携協議会	4月～5月頃	○
87	地域交通	99	地域公共交通確保維持改善事業		ハード・ソフト	協議会 事業者等		○
88		100	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転社会実装推進事業)		ハード・ソフト	地方公共団体	4月～5月頃	○
89		101	地域新MaaS創出推進事業	経済産業省	ハード・ソフト	企業・団体等	(公募) 2月中旬～3月上旬 (要望調査) 4月～1月	○
90	物流・配送	102	ドローン配送拠点整備促進事業	国土交通省	ハード・ソフト	民間企業や地方公共団体等からなる共同事業体又は協議会等	5月～6月頃	○
91		103	モーダルシフト等推進事業		ソフト	荷主企業及び貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成された協議会であって、予め大臣の認定を受けた者	5月～6月頃	○
92		104	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業	環境省	ハード・ソフト	地方公共団体、民間事業者・団体等	調整中	○
93		105	地域の社会課題解決に向けたデジタルライフライン整備加速事業	経済産業省	ソフト	民間企業等	(公募) 3月頃	○
94	医療・介護	106	地域医療介護総合確保基金	厚生労働省	ハード・ソフト	都道府県 市町村 事業者等	※事業ページ参照	
95		107	遠隔医療設備整備事業		ハード	都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者	2月下旬	○

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」中山間地域の関連施策
5. 生活サービスに関する施策								
96	医療・介護	108	<u>へき地保健医療対策</u>	厚生労働省	ハード・ソフト	※事業ページ参照	【医政局分】 ハード:2月下旬 ソフト:7月下旬 【保険局分】随時	○
97	高齢者支援体制の構築	109	<u>地域支援事業</u>		ソフト	市町村		
98	地域住民の交流の場・学習機会の提供	110	<u>公民館</u>	文部科学省	ソフト	市町村		○
99	豪雪地帯の除排雪体制整備	111	<u>豪雪地帯安全確保緊急対策交付金</u>	国土交通省	ソフト	道府県市町村	(公募)随時 (要望調査)11月頃	○
100	高齢者等のデジタル活用支援の推進	112	<u>デジタル活用支援推進事業</u>	総務省	ソフト	民間事業者等	3月～5月頃	○
6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策								
101	森林コンテンツの育成・普及に向けた取組	113	<u>林業・木材産業循環成長対策のうち森林総合利用対策(森林活(もりかつ)プロジェクト)のうち新たな森林空間利用創出対策のうち森林コンテンツ育成・普及対策</u>	農林水産省	ソフト	民間団体	3月上旬～4月上旬	
102	関係人口の創出・拡大	114	<u>関係人口創出・拡大のための対流促進事業</u>	内閣府	ソフト	民間事業者	4月下旬～5月下旬頃	○
103		115	<u>関係人口創出・拡大事業(関係人口ポータルサイト)</u>	総務省	ソフト	都道府県市町村事業者等		○
104		116	<u>ふるさとワーキングホリデー</u>		ソフト	都道府県市町村		
105		117	<u>新たな交流市場・観光資源の創出事業(第2のふるさとづくり・ワーケーション)</u>	国土交通省	ソフト	都道府県市町村DMO事業者等	【調査事業】 2月～4月上旬頃	
106		118	<u>二地域居住等の促進</u>		ハード・ソフト	都道府県市区町村NPO民間事業者等	4月～5月頃	○

施策目次

項目番号	関連する取組	該当ページ	事業・制度等の名称	所管府省庁	支援対象・内容(ハード・ソフト)	事業実施主体(対象者)	公募時期等 ※1～3月は前年度を指す	「デジ活」中山間地域の関連施策
6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策								
107	定住人口の創出・拡大	119	移住・交流情報ガーデン	総務省	ソフト	都道府県市町村		
108		120	福島再生加速化交付金(移住・定住促進事業)	復興庁	ソフト	福島県 原子力災害被災12市町村		
7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策								
109	農林漁業への就業	121	森林・林業担い手育成総合対策のうち「緑の雇用」担い手確保支援事業	農林水産省	ソフト	民間団体等	1月下旬～3月上旬	
110		122	農林漁業就業支援事業		ソフト	都道府県労働局 ハローワーク		
111	雇用創出・人材育成	123	地域雇用活性化推進事業	厚生労働省	ソフト	地域雇用創造協議会	4月上旬～6月上旬	
112		124	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)		ハード			
113	地域企業の経営人材確保	125	地域企業経営人材マッチング促進事業	金融庁	ソフト	中堅・中小企業	随時	
114	サテライトオフィスの誘致	126	サテライトオフィス・マッチング支援事業		ソフト	都道府県市町村		
115	人口急減地域の雇用環境整備	127	特定地域づくり事業協同組合制度	総務省	ソフト	都道府県市町村	随時	○
116	大学との連携	128	地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進		ソフト	都道府県市区町村		
8. 調査・研究に関する施策								
117	社会課題解決のための産学官連携	129	共創の場形成支援プログラム	文部科学省	ソフト	大学等	【参考・令和6年度】 4月～6月	
118	環境負荷を低減したフードサプライチェーンの構築	130	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進	農林水産省	ソフト	民間団体等	3月～4月頃 (メニューによって異なる)	

○施策目次をお読みになる際の留意点

- ①公募時期等：事業によっては、記載の時期のほか、2次募集、3次募集の可能性もあります。
- ②「デジ活」中山間地域：「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術を活用しながら社会課題解決、地域活性化に取り組む意欲的な地域を登録し、関係府省で連携して支援する枠組みです。詳しくはホームページをご覧ください。

URL <https://www.maff.go.jp/j/nousin/digikatsu/index.html>

「デジ活」
中山間地域HP



1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくり全般)

1	新しい地方経済・生活環境創生交付金	URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県 市区町村	ハード・ソフト	交付金 (1/2等)	1月～2月頃		200,000	内閣府 地方創生推進室 ／地方創生推進事務局 03-6257-1416

事業概要・目的

- 「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



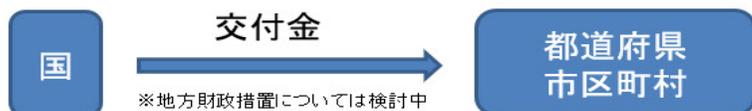
地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



資金の流れ



期待される効果

- 地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(先進技術の導入)

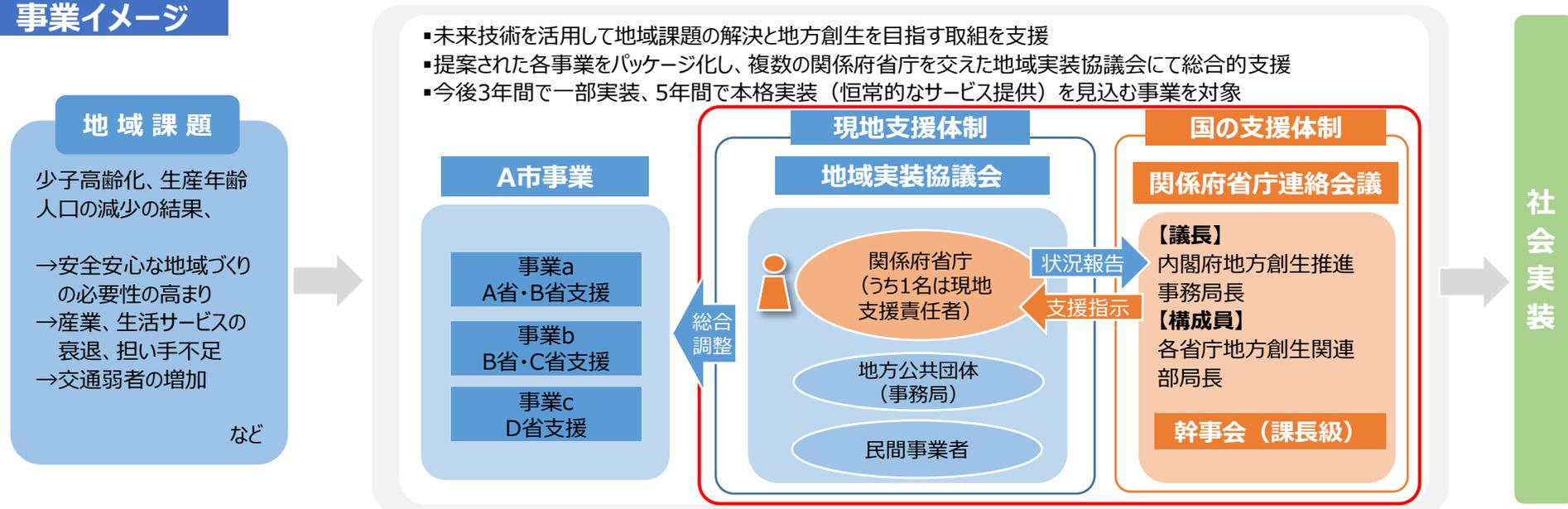
2	未来技術社会実装事業	URL	HP	https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/index.html	  HP 事例等	
			事例等	https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/ichiran.html		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 市町村	ソフト		1月～3月		72の内数	内閣府 地方創生推進事務局 03-6206-6175

概要

- 未来技術社会実装事業は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」におけるモデル地域ビジョンにて、先導的なスマートシティの創出を目指すための関連施策の1つとして位置づけられています。
- 事業の概要としては、AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指し、先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の取組に対して、未来技術の**社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う事業です。**
- 未来技術を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、H30年度からR6年度までに合計56事業を選定。**3年間で一部実装、5年間で本格実装を目指し複数年にわたる伴走型支援を行います。R7年1月時点で22事業※に対して支援を実施中です。**

※ H30年度からR5年度までの選定合計56事業のうち34事業はR5年度末までに支援終了。

事業イメージ



1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域振興立法等指定地域の振興)

3	農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策 (農村RMOモデル形成支援 等)	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県、市町村 地域協議会、民間団体	ソフト	定額		随時	(百万円) 7,389の内数	農林水産省 地域振興課 03-3501-8359

<事業の内容>

<事業イメージ>

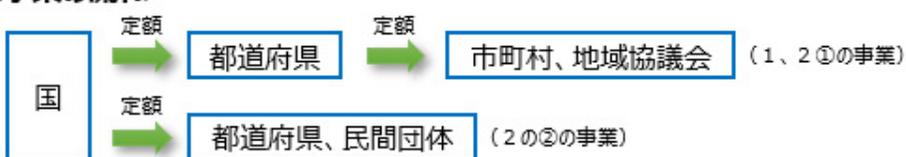
1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援
中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額(上限3,000万円(1,000万円(年基準額)×事業年数))]】

2. 農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
 - ア 一般型
むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額(上限3,000万円(1,000万円(年基準額)×事業年数))]】 ※地域計画連携タイプは年基準額1,200万円
 - イ 活動着手支援型
遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。
【事業期間：1年間、交付率：定額(上限200万円)】
- ② 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。
※対象地域：8法指定地域等

<事業の流れ>



1. ② 元気な地域創出モデル支援



2. 農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業



社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化

「くらしづくり」を推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域振興立法等指定地域の振興)

4	過疎地域持続的発展支援交付金	URL	HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm	HP	事例等
			事例等	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
1 地域運営組織 2 都道府県・市町村 3・4 市町村	ハード・ソフト	下図参照	1月～2月頃		805	総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536

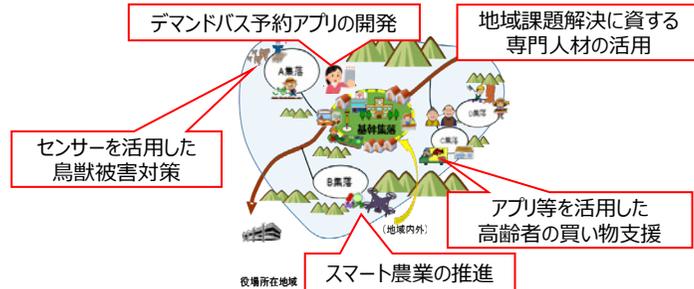


● 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(過疎地域以外の条件不利地域も対象) (定額補助)

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



【事業例】佐賀県伊万里市 (H29～) 地域公共交通 (バス)

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、

- ① バスの運行形態を見直し
- ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

[効果] コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業を支援。(都道府県は人材育成事業のみが対象) (市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助)

【事業例】熊本県水俣市 (R3～) 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等(13箇所)を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。(1/2補助)

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。(1/3補助)

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

5	半島振興広域連携促進事業	URL	HP・事例等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000135.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県・市町村等	ソフト	1/2、1/3	1月～2月頃		64	国土交通省 国土政策局 地域振興課 半島振興室 03-5253-8425

目的

全国平均を上回るペースで人口減少・高齢化が進行している一方、我が国の食料の安定供給拠点であるなど、国土政策上の重要な構成要素である半島地域の自立的発展、定住の促進を図るため、多様な主体が連携・協力して実施する広域的な取組の促進を図るための支援を実施する。

制度の概要

半島地域の自立的発展に向けた従来の取組である交流・定住等促進、産業振興に加え、令和6年能登半島地震の状況を踏まえ、**新たに防災・物流強化を図る取組を追加**し、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援する。

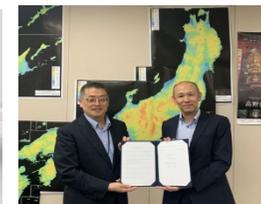
- **対象**：地域の特性を活かしながら、複数の取組主体により広域的に実施される以下の事業
 - ・ **交流・定住等促進事業**：交流活動、地域情報発信、定住情報提供、定住環境整備 等
 - ・ **産業振興事業**：特産品開発、特産品販売促進
 - ・ **防災・物流強化事業**：防災体制構築、災害時を想定した物流強化
- **補助対象**：道府県、市町村等
- **補助率**：道府県、市町村等…事業費の1/2以内



半島地域の暮らしや仕事の体験ツアー



多様な地域資源を活かした特産品開発



多様な主体が連携・協力した広域的な防災協定

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域振興立法等指定地域の振興)

6	スマートアイランド推進実証調査事業	URL	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	民間企業・団体等及び地方公共団体を構成員に含むコンソーシアム	ソフト	委託	2月～4月	—	111	国土交通省 国土政策局離島振興課 03-5253-8421

企画提案を公募して実施する調査内容

- 各離島地域が抱える課題解決のためICTなどの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために検証が必要な事項について、①自立的な実装を実現するための広域的な連携による事業性の確保に特化した実証（広域連携型調査）、②新技術の活用が幅広く、また、島民の日常生活の維持に新技術が直接的に影響を及ぼす小規模離島が有する課題解決に特化した実証（小規模離島型調査）を実施。

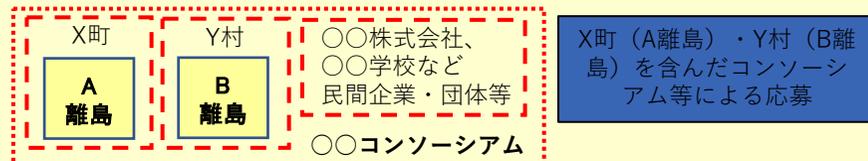
- ※1 広域連携型調査および小規模離島型調査の同時応募は不可とする。
- ※2 広域連携型調査への応募に当たっては、民間企業・団体等及び地方公共団体を構成団体に含むコンソーシアム等の団体（以下、「コンソーシアム等」という。）に離島を有する基礎自治体（市町村）を複数で構成されることとする。

- 調査対象となるフィールドは離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島振興対策実施地域とし、調査にあたっては、現状の課題、課題を踏まえた振興のビジョンを考慮するとともに、調査で得られた結果をもとに他地域への横展開を行うことを念頭に置いて実施するものとする。※広域連携型調査の場合においても、対象となる離島はいずれも離島振興対策実施地域であることを必須とする。
- 調査対象となる分野は、交通・物流、産業振興、医療、教育、エネルギー、防災等、離島振興法に基づく離島振興基本方針に掲げるものとする。

実証調査のイメージ

【広域連携型調査】

【コンソーシアム等の組成例】



【想定される調査のイメージ】

複数離島それぞれで有している機能を集約することによる効率化や、事業規模が小さい単独事業では採算が確保できない、担い手を確保できないといった課題等を解決する技術や体制構築 等

【小規模離島型調査】

【コンソーシアム等の組成例】



【想定される調査のイメージ】

・地域の担い手の確保等が困難な状況に対して、省力化・無人化が図られる技術・体制の構築
 ・島民にとって、容易に操作が可能とするなど、例えば医療・介護・交通等の分野で、生活利便性の向上が図られる技術や体制構築 等

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりの専門家等の紹介・仲介等)

7	地域活性化伝道師派遣制度	URL	https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県・市町村 団体等	ソフト		2月末～3月末 5月～8月中旬		0.7 (百万円)	内閣府 地方創生推進事務局 03-5510-2167

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数 319名 <分野別登録数(重複を含む)>

1. 地域産業・イノベーション・農商工連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
120人	23人	76人	11人	51人	119人	31人	135人

○令和5年度実績：地域活性化伝道師8名を全国10地域に派遣

○活用方法

- 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組にに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②実務者の育成

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③事業化の推進

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりの専門家等の紹介・仲介等)

8	地域力創造アドバイザー	URL	https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
市町村	ソフト	特別交付税措置					総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5533

地域人材ネット 外部専門家 (=地域力創造アドバイザー) のデータベース (<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>)

都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
民間専門家(586名)、先進自治体で活躍している職員(30名(2組織を含む)) (令和6年4月1日現在 計616名・組織)

財政措置

● 対象市町村

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

● 財政措置の内容

市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

1市町村当たり、右に示す額を上限額として、最大3年間：**民間専門家活用(590万円/年) ※R7年度から上限額引き上げ**
先進自治体職員(組織)活用(240万円/年)

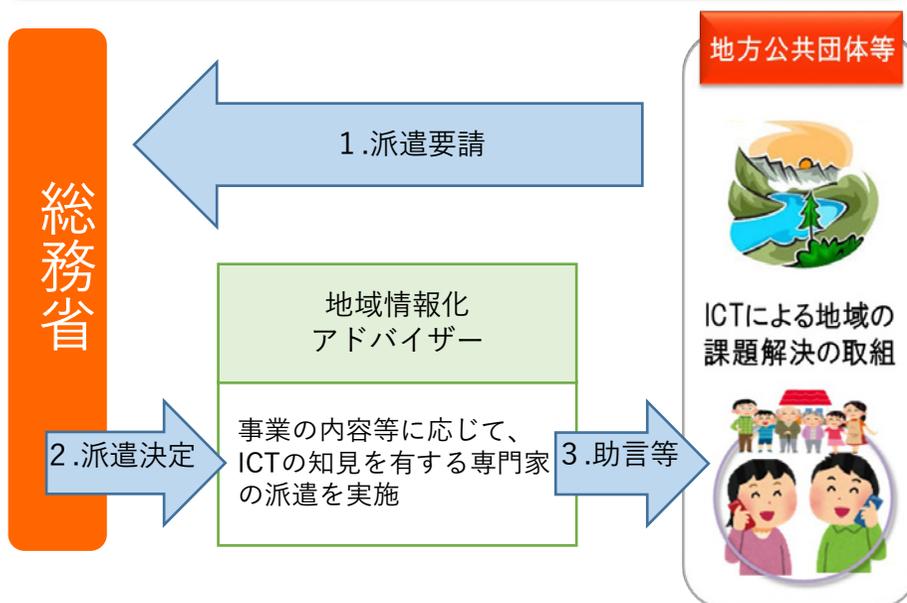
1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりの専門家等の紹介・仲介等)

9	地域社会DX推進パッケージ事業 (地域情報化アドバイザー派遣制度)	URL	HP	https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/manager.html	  HP 事例等	
			事例等	https://www.r-ict-advisor.jp/cases-case-good_practices/		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
地方公共団体、 地場企業等	ソフト		4月～12月頃		50の内数 (百万円) (R6補正予算7,399の内数)	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 03-5253-5758

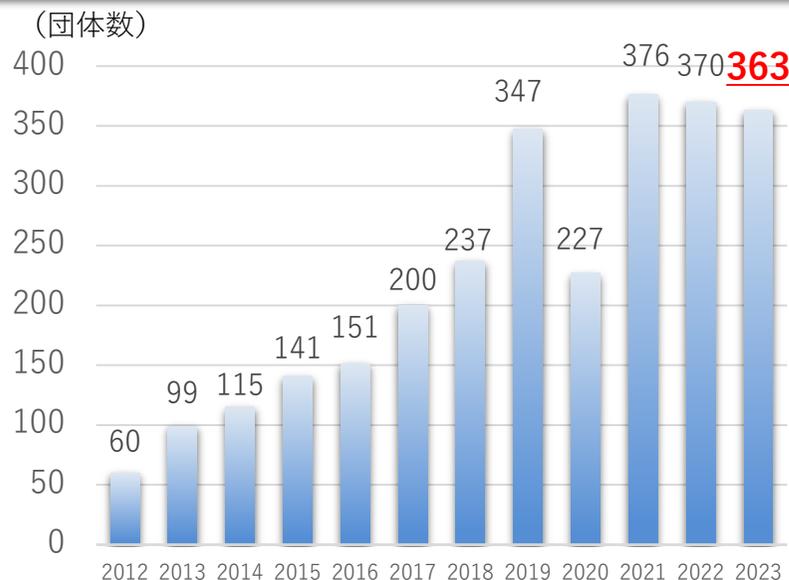
趣旨・目的

情報通信技術 (ICT) を地域の課題解決に活用する取組に対して、自治体等からの求めに応じて、ICT の知見、ノウハウを有する専門家 (「地域情報化アドバイザー」) を派遣し、助言・提言・情報提供等を行うことにより、地域における ICT 利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域の中核を担える人材の育成を図る。

派遣の仕組み



派遣団体数



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

10	地域プロジェクトマネージャー	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000210.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391

地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施するには、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和5年度には、88市町村において91名の地域プロジェクトマネージャーが活躍。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実感があがない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

・多様な関係者間を調整、橋渡し



・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

制度概要

★人物像

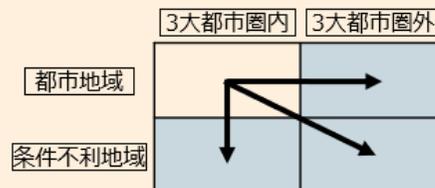
・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地方財政措置

・地域プロジェクトマネージャーの報償費等を対象に、680万円/人を上限に特別交付税措置
 ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
 ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

11	地域活性化起業人	URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html				問合せ先 総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	市町村	ソフト	特別交付税措置				



地域活性化起業人

① 企業派遣型（H26～）
 ② 副業型（R6～）

※H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と社員個人の協定に基づく**副業の方式（副業型）**により活用
- 地方公共団体としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験による人材の育成、企業（または社員個人）の社会貢献、新しい地域との関係構築などのメリットがある**

地方公共団体

（対象：1,432市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

企業派遣型
 地域活性化起業人の推移

年度	企業数	自治体数	起業人数
H26	15社	17団体	22人
R2	98団体	95社	148人
R3	188社	258団体	395人
R4	252社	368団体	618人
R5	330社	449団体	779人

協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員個人

民間企業

（三大都市圏に所在する企業等）

【① 企業派遣型】

- 要件
 - ・自治体と**企業**が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**上限560万円/人**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【② 副業型】

- 要件
 - ・自治体と**企業に所属する個人**が協定を締結（フリーランス人材は対象外）
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人+旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

12	地域おこし協力隊	URL	HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html	  HP 事例等	
			事例等	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000242.html		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			248	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R6＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／人を上限(報償費等：320万円、その他活動経費：200万円)**

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、**地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組（200万円／団体を上限）**や、**外国人の隊員に必要なサポートに要する経費（100万円／団体を上限）**について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置

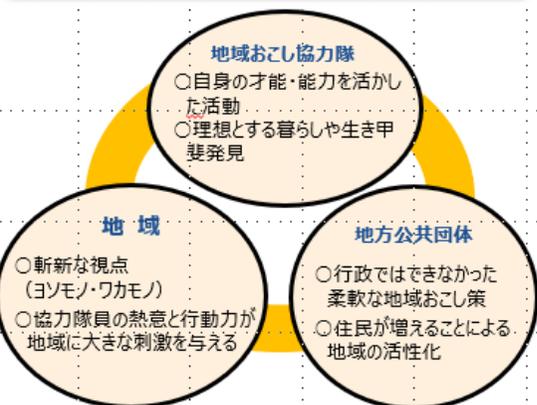
地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。
 ※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。



隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、**およそ65%**、
 ・ 直近5年に任期終了した隊員については、**およそ70%**が**同じ地域に定住**※R5.3末調査時点

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築)

13	地域運営組織 (RMO)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	普通交付税措置・特別交付税措置			31	総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5534	

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織

※874市区町村で、おおむね小学校区単位に7,710団体が形成 (令和5年度調査)

地域運営組織に対する支援

●地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・研修用テキストの作成 等



●全国セミナー

- ・国の施策説明、有識者の講演、先進団体の事例発表等を通じ、自治体職員や関係者等の学びの機会を創出



地方交付税措置 (普通交付税・特別交付税)

- 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の活動事例

(特非) かさおか島づくり海社 (岡山県笠岡市)

- 島内の公共交通手段が乏しく、運転できない高齢者等の移動が困難な状況から、**公共ライドシェアを実施**
- 毎日運行の予約制タクシー (グリーンスローモビリティを使用) 及び毎週金曜、定時定路線のコミュニティバスの2種類を運行



いけくわ

生桑振興会 (広島県安芸高田市)

- 地域にあったガソリンスタンドが閉鎖されることとなったが、生桑振興会が中心となり施設の更新等を実施し、**ガソリンスタンドを運営**
- 給油以外にも、日用品店舗やサロンスペース等の拠点にもなっている



1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築)

14	集落支援員	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト					総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

必須業務

集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

に要する経費

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

- 専任※ 500万円 ※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む。
- 兼任 40万円

配置状況(R5年度)

専任 2,214人

兼任 2,922人
(自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築)

15	社会教育主事、社会教育士	URL	HP/事例等 https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト					文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111 (内線2977)

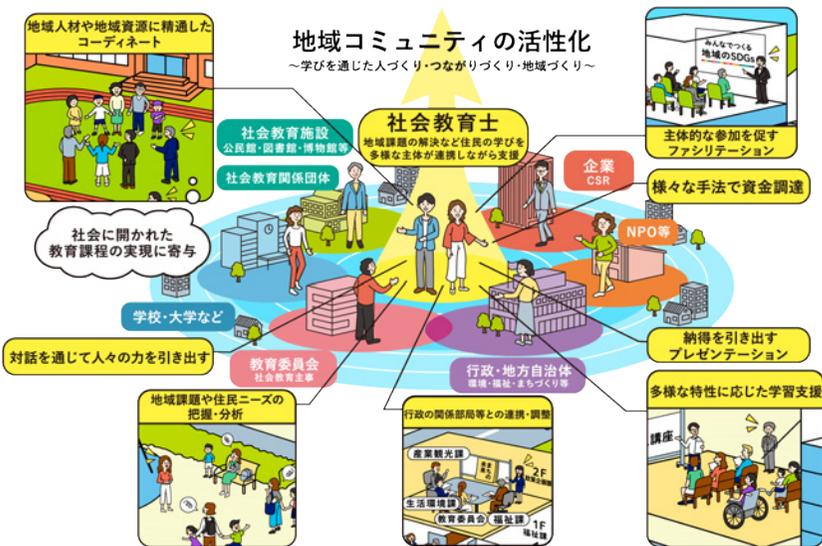
○ **社会教育主事**は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、「**地域全体の学びのオーガナイザー**」として、学校教育（行政）をはじめ、**首長部局が担う環境、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、地域全体の社会教育振興の中核を担うこと**が期待されています。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

○ 「**社会教育士**」は、令和2年度より始まった制度で、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。

○ 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、「**各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー**」として、教育委員会のみならず、**環境、農山漁村振興、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすこと**が期待されています。



農業・地域づくり × 社会教育

(島根県安来市)

農村RMO(※)の役割・業務

(※農村型地域運営組織)

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

社会教育（士等）の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の話し合いの場を創出することが効果的

具体の取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事がオブザーバーとなり、公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透**。新しい人のつながりと新たな**人材発掘・育成**につながり、農村RMOにも**幅広い人材が参画**



1. 地域づくりの取組全般に関する施策(地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築)

16	地方創生カレッジ	URL	https://chihouseusei-college.jp/				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	自治体職員・民間事業者・学生等	ソフト		1～2月頃		140 (百万円)	内閣府 地方創生室 03-6257-1412

デジタルを含む地方創生に真に必要なかつ実践的知識をeラーニングの形でオンラインのデジタルプラットフォームを通じて幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。

地域の動き

地方版総合戦略等に基づき、地方創生に資する事業を本格的に推進する段階



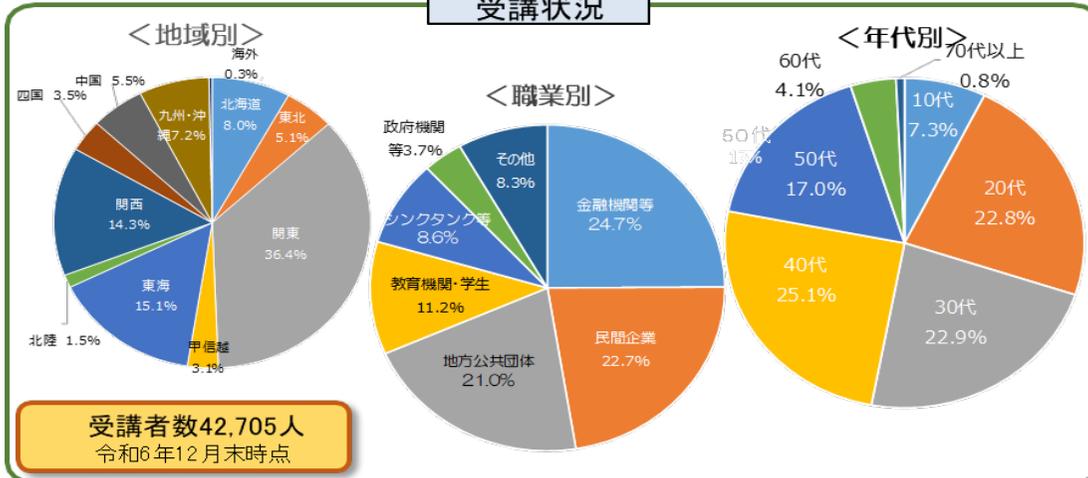
【カリキュラム構造イメージ】



対面・実地 スクリーニング/ワークショップ(人材交流・マッチング)



受講状況



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

17	農村プロデューサー養成講座	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/course/index.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
地方自治体職員 地域づくりに関心・ 意欲のある人	ソフト		5月～6月 (予定) ※実践コース		(百万円) 7,389の内数 ※農山漁村振興交付金	農林水産省 農村振興局 農村政策部都市農村交流課 03-3502-5946	

《事業概要》

- “**地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材**” 『農村プロデューサー』を養成。
- 「入門コース」と「実践コース」で構成。「実践コース」は、オンライン形式（ライブ配信）と対面形式を併用し、“実例を基にした模擬演習”や“研修生自らの実践活動”による**現場力アップ**を重視。さらに修了後は、修了生や講師陣をつなぐネットワークを構築。

入門コース（定員なし）

1. 研修の目標

- ・農山漁村地域における、創意工夫にあふれる地域づくりの取組内容を学ぶことにより、地域づくりの実践に向けたプロセスを習得

2. 受講対象者

- ・地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能
(実践コースの受講希望者は、入門コースを受講することが望ましい)

3. 主な内容

オンライン講演（ライブ配信）

- ・地域づくりに造詣の深い有識者による研究分野等に関する講義
- ・地域で活躍する実践者による活動プロセス等の紹介
- ・チャットを用いた質疑応答
- ・全6回（各90分程度）

実践コース（定員あり）

1. 研修の目標

- ・**地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材（農村プロデューサー）を養成**

2. 受講対象者

- ・**地方自治体職員※及び地域づくりに意欲がある者等**
- ※ 地方自治体職員として、農林水産、社会教育、福祉、地域共生社会、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

3. 主な内容

(1) オンライン講義（ライブ配信）

- ・地域及び地域住民に関する現状把握や分析手法、実践に向けたロードマッピング等の基礎を学ぶ
- ・地域づくりに造詣の深い講師による講義
- ・チャットを用いた質疑応答
- ・2日間（計6時間程度）

(2) 対面講義（実例を基にした模擬演習等）

- ・ワークショップ形式の演習により、(1)で習得した手法を現場で実践するためのトレーニングを実施、また研修生同士の連携も推進
- ・2泊3日（複数会場で開催）

(3) 研修生自らの実践活動

- ・受講生が取り組む実践活動の中からモデルケースを選出
- ・受講生は講師からのアドバイスを受け、現場レベルで**企画・実践**
- ・モデルケースを題材として、農村プロデューサーに求められるポイントをオンラインゼミで議論

講座修了後のネットワークイメージ



※ 主な内容・開催回数は、令和7年度に予定しているもの。

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(郵便局との連携による持続可能な地域・社会課題の解決)

18	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	URL	—				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期
	地方公共団体等	ハード・ソフト		6月頃		150	総務省 情報流通行政局 郵政行政部企画課 03-5253-5959

● 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるために、コミュニティ機能の改善・強化事例の創出・横展開に資する実証を行い、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。

法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※

※郵政民営化法第7条の2、
日本郵便株式会社法第1条

現状



地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



- 郵便局の公共性・地域性を活かして、郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施。
- 郵便局ネットワークを維持する責務を負っている日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供しながら、郵便局ネットワークを利活用し、地域に必要なサービスの提供主体 (自治体・生活インフラ等) と連携することで、人口減少下においても持続可能な地域へ発展させていく。

(事業主体) シンクタンク(シンクタンクを事務局として自治体の実証を実施)
(事業スキーム) 実証事業(請負)

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(優良事例の表彰・紹介)

19	手づくり郷土賞 (てづくりふるさとしょう)	URL	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tebukuri/index.html				
----	--------------------------	-----	---	--	--	--	--

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地域活動団体	ソフト	/	夏頃	/	/	国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 03-5253-8912

趣旨・目的 全国各地で個性的で魅力ある地域づくりに向けた取組みを推進する。

事業内容 「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、令和7年度で40回目の開催となる国土交通大臣表彰。地域の魅力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、「手づくり郷土賞」として表彰するとともに、好事例として広く紹介する。

募集対象

一般部門

地域の魅力や個性を生み出している、社会資本*及びそれと関わりのある地域活動が一体となった成果

*原則として国土交通省が所管する分野で、地方公共団体等が整備・管理するものも含む。

大賞部門

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わりのある活動を含む成果

※「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、継続的に魅力ある地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰

＜選定にあたっての評価例＞

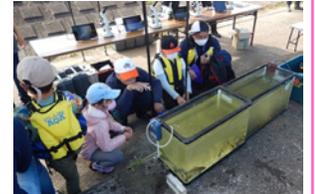
廃止になりかけていた浄化施設の廃止を食い止め、それを活用した活動を行っていることは評価できる。維持管理活動の他、環境学習の実施、募金活動などを展開している。さらなる活動の広がりが期待される。 など

受賞事例

漂着ゴミが多く植生帯や生物も減少してきた霞ヶ浦の水辺環境を改善すべく「後世に残そうゴミのない美しい水辺を！」を目標に、清掃活動や水辺環境の保全・再生、啓発活動に取り組んでいる。活動は月2回の草刈り、樹木伐採、清掃活動などの維持管理や生物調査、植生浄化施設の維持管理や環境学習の実施など多岐に渡る。



維持管理（水路内の植生間引き）



環境学習（釣った魚類の観察）

受賞記念発表会

優れた地域づくり活動を広く紹介することにより、個性的で魅力ある郷土づくりの取組が各地でより一層推進されることを期待し、発表会（交流会）を開催



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（優良事例の表彰・紹介）

20	「地域づくり表彰」	URL	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei tk 000020.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
地域づくりに関わった団体等 （地方自治体、個人含む）	ソフト	/	毎年3～5月 （予定）	/	/	国土交通省 国土政策局 地方政策課 ・地域振興課 03-5253-8404	

趣旨・目的 創意工夫を活かした優れた自主的活動等を基本とする地域づくりで顕著な功績のあった優良事例を表彰し広報することにより、地域づくり活動の奨励と地域づくりノウハウの伝搬を通じて「新時代に地域力をつなぐ」持続可能な国土の形成に資する。

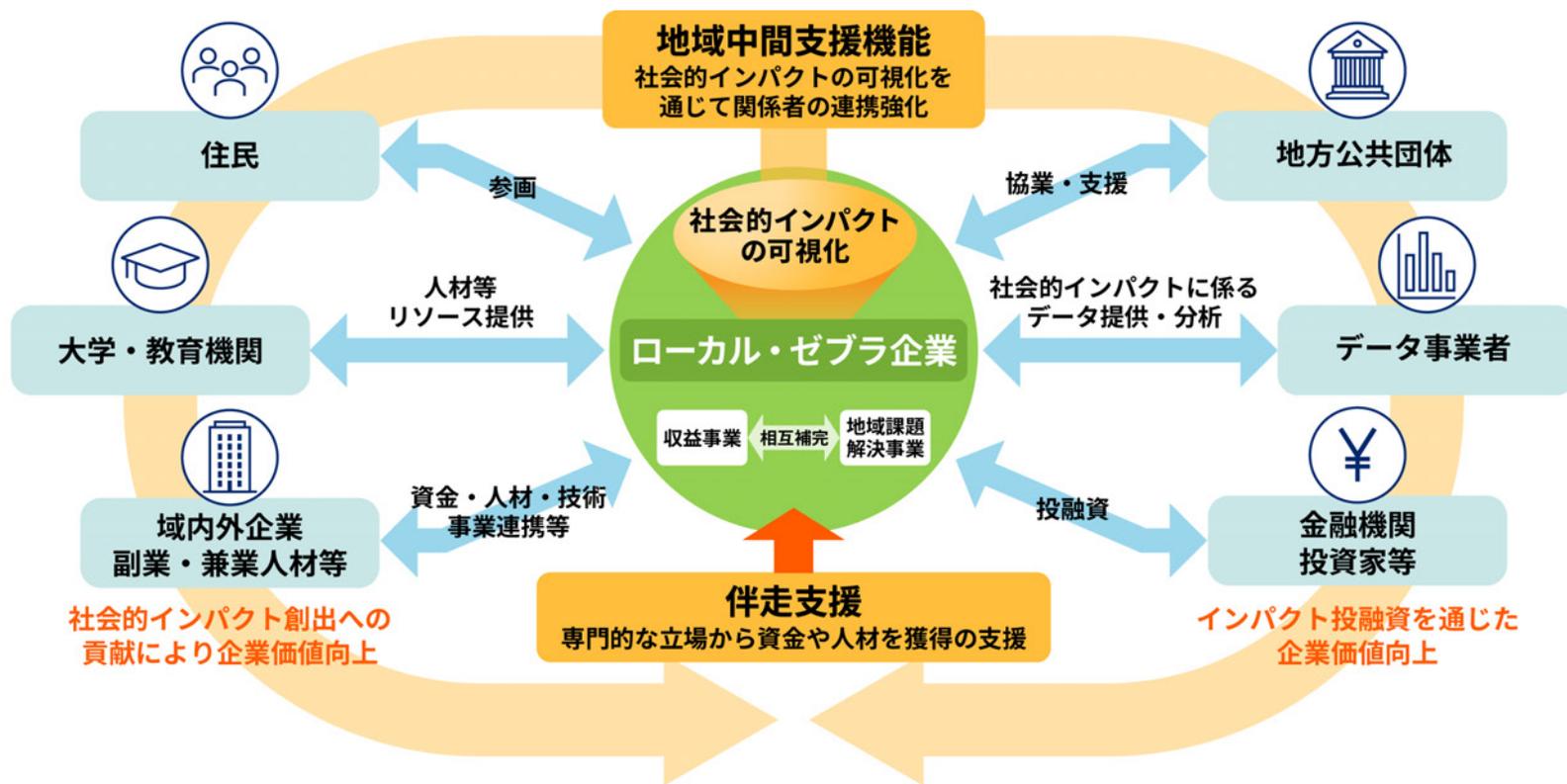
事業内容 「地域づくり表彰」は、創意工夫を活かした個性的な地域づくり活動を表彰するもの。定住の時代と言われた昭和59年度に始まり、府省の枠を越えた、分野を限定しない幅広い地域づくりに関する表彰として最も古いもののひとつ。その内容に応じ、国土交通大臣賞・日本政策投資銀行賞・全国地域づくり推進協議会会長賞・国土計画協会会長賞・審査会特別賞がある。

受賞事例	国交大臣賞	政投銀賞	国土計画協会賞	審査会特別賞	受賞の効果
<p>何もないと思われた豪雪地の集落で、地域住民自らが発見した地域資源で交流事業（清流と山菜の里 ほその村（山形県尾花沢市））</p>  <p>季節季節の、身近な出物を生かした手づくりの懐かしさあふれる田舎膳</p>  <p>交流イベントのあとは、参加者と住民との交流会で和気あいあい</p>	<p>若者スポーツの振興・市のCIフードドライブ活動が連携（3X3KUKI実行委(埼玉県久喜市)） *「3X3」=3人制のバスケットボール</p>  <p>域内外から90以上のチームが参加した小学生3X3大会</p>  <p>ゲーム会場では、学生ボランティアがこども食堂に食品を寄付する窓口運営</p>	<p>漁業の島なのに地魚を楽しめる店がない⇒空き店舗を活用し食堂「もやい場」を開業・島内外の交流の場に（長崎県五島市(奈留島)）</p>  <p>地魚の調理は地元の腕自慢の方々</p>  <p>「どがんねキッズ」 島内外のこどもたちに笑顔で接客体験</p>	<p>障がい者と高齢者がタッグを組んで、放置竹林を資源化した「竹・福・商」連携モデル（鹿児島県大崎町）</p>  <p>放置竹林の伐採竹から竹炭を作る障がい者支援施設の皆さん</p>  <p>放置竹林の竹から作った土壌改良材をサツマイモ畑に。できたイモは干し芋に</p>	<p>視察などで、活動への評価が高まったり、内外の子どもたちの交流が深まった</p>  <p>受賞の報道をきっかけに、クラウドファンディングなど取組の輪が広がった</p> <p>皆様のご応募をおまちしております</p>	

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出)

21	中小企業実態調査委託費（ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析）	URL	https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2025/pr/pdf/pr_ippan.pdf				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	民間事業者・団体等	ソフト	委託	4月～ 5月頃		500	経済産業省 中小企業庁 創業・新事業促進室 03-3501-1767

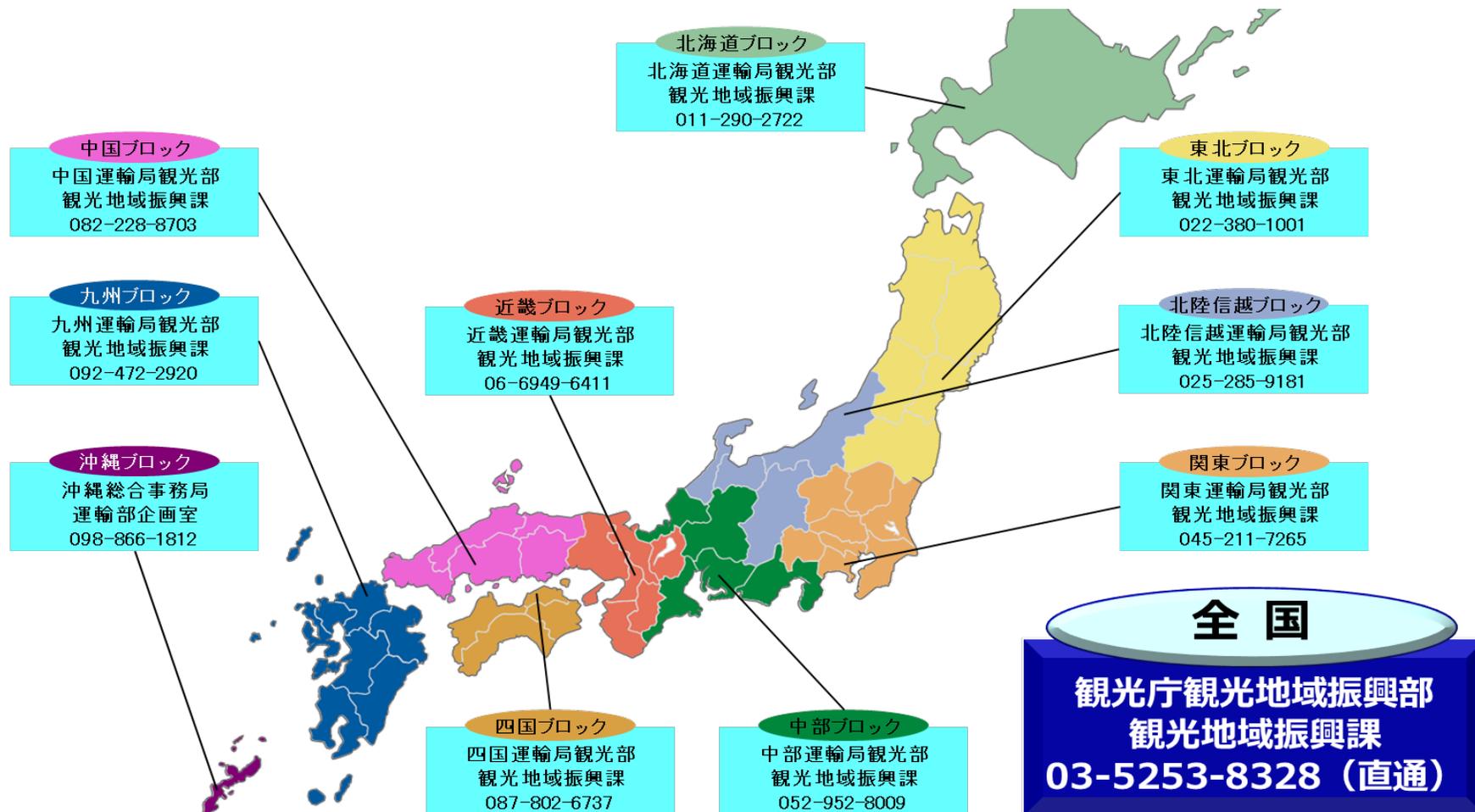
ローカル・ゼブラ企業が創出・育成されるエコシステムを全国各地で構築・定着するため、ローカル・ゼブラ企業と地域中間支援者が事業や社会的インパクトの拡大を図るために必要な連携体制の強化に取り組む実証を実施。



<実現したい地域課題解決のエコシステム>

1. 地域づくりの取組全般に関する施策(観光振興)

22	観光地域づくり相談窓口の設置	URL	https://www.mlit.go.jp/kankocho/sodan_madoguchi/unyukyoku.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	下記参照						国土交通省観光庁 観光地域振興課 03-5253-8328



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出)

23	農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html		
			事例等	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s-zirei/zirei.html		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村、地域協議会、 民間団体等	ソフト	定額	2月～3月		780	農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2498

< 事業の内容 >

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援

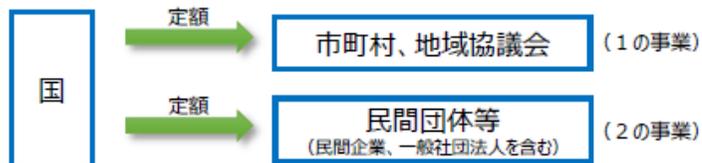
山村の地域資源を活用した商品の販路開拓や山村の価値・魅力の普及のため、バイヤー等との商談会や販売会の開催、情報発信などを支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出）

24	農山漁村振興交付金のうち 地域資源活用価値創出対策	URL	HP・事例等 https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html				QRコード
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	民間団体、地域協議会等、 農林漁業者、市町村、民間 事業者等、農林漁業者の組 織する団体等	ハード・ソフト	定額、1/2、 3/10等	2月上旬～下旬 ほか ※詳細は次ページ		7,389の内数	農林水産省農村振興局 ※詳細は次ページ

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（旧 農山漁村発イノベーション推進事業）

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、専門人材の育成等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業（旧 農山漁村発イノベーション整備事業）

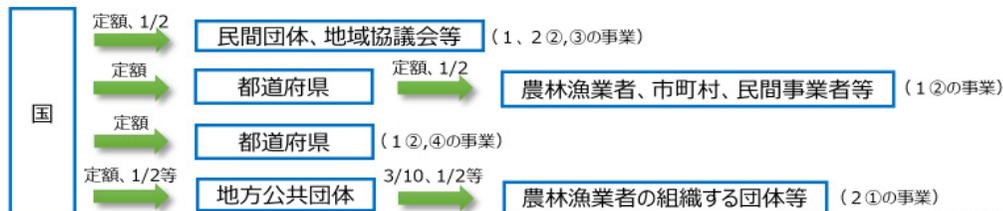
- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

（関連事業）地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

<事業の流れ>

※下線部は拡充事項



<事業イメージ>

<p>1. 地域資源活用価値創出推進事業</p> <p>①地域活性化型</p> <p>地域住民による地域活性化のための活動計画づくり</p> <p>②創出支援型</p> <p>地域資源を多分野で活用した新商品・サービスの開発</p> <p>③農泊推進型</p> <p>景観等を活用した観光コンテンツの開発</p> <p>④農福連携型</p> <p>障害者等の農林水産業に関する技術の習得や専門人材の育成等</p>	<p>2. 地域資源活用価値創出整備事業</p> <p>①定住促進・交流対策型産業支援型</p> <p>農林水産物直売所の整備</p> <p>②農林水産物処理加工施設の整備</p> <p>農林水産物処理加工施設の整備</p> <p>③農泊推進型</p> <p>古民家等を活用した滞在型施設の整備</p> <p>④農福連携型</p> <p>障害者等が作業に携わる生産施設の整備</p>
--	---

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

各メニューの
公募時期等

○公募時期

1. 地域資源活用価値創出推進事業 2月上旬～下旬頃

※②創出支援型においては、地域資源活用・地域連携サポート事業のみ該当

2. 地域資源活用価値創出整備事業（②農泊推進型、③農福連携型） 2月上旬～下旬頃

○事業要望調査時期

1. 地域資源活用価値創出推進事業（②創出支援型） 1月中旬～2月中旬頃

※地域資源活用・地域連携サポート事業を除く

2. 地域資源活用価値創出整備事業（①定住促進・交流対策型及び産業支援型）

①定住促進・交流対策型 1月下旬～2月中旬頃

産業支援型 1月中旬～2月中旬頃

各メニューの
問合せ先

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型のうち

- ・活動計画策定事業、農山漁村関わり創出事業 都市農村交流課 03-3502-5946
- ・農山漁村情報発信事業(※優良事例の情報発信) 農村計画課 03-3502-6001
- ・農山漁村情報発信事業(※農業遺産等の情報発信) 鳥獣対策・農村環境課 03-6744-0250

②創出支援型 都市農村交流課 03-6744-2497

③農泊推進型 都市農村交流課 03-3502-0030 (2. 地域資源活用価値創出整備事業の②農泊推進型も同じ)

④農福連携型 都市農村交流課 03-3502-0033 (2. 地域資源活用価値創出整備事業の③農福連携型も同じ)

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型及び産業支援型のうち

- ・定住促進・交流対策型 地域整備課 03-3501-0814
- ・産業支援型 都市農村交流課 03-6744-2497

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出)

25	海業振興支援事業	URL	-			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
1. 民間団体等 2. 都道府県、市町村、漁業共同組合等	ソフト	1. ① 定額 1. ② 委託 2. 定額	1. 1～2月頃 2. なし	1. - 2. 随時	275	農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課 03-3506-7897

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 海業立ち上げ推進事業

① 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマに対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援します。

② 海業立ち上げ体制構築事業

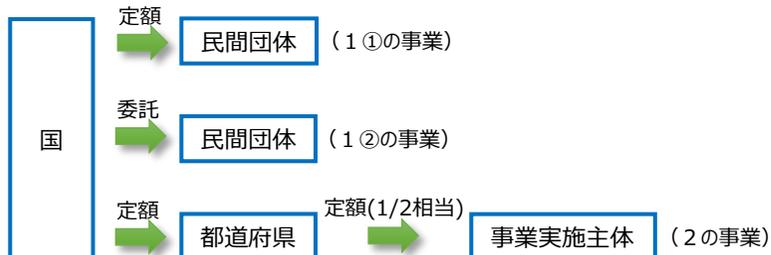
海業関係者の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進するため、漁港管理者、漁業協同組合、民間事業者等と結び付けるためのマッチングシステムなどの仕組みや体制づくり等を実施します。

2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、実施計画策定を目指すため、漁業協同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証実施等を支援します。



< 事業の流れ >



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出)

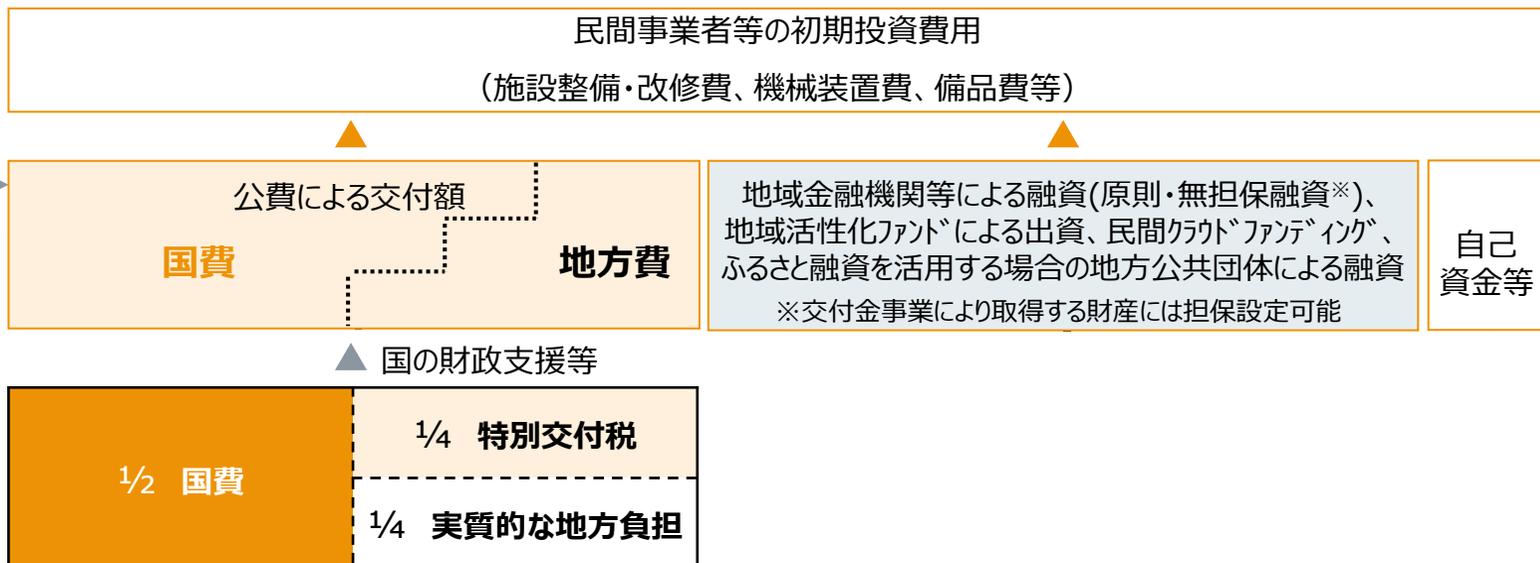
26	ローカル10,000プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県・市区町村	ハード	原則1/2 (上限2500万円)	毎月〆切	毎月	615	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523

産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援

- ①地域密着型(地域資源の活用) ②地域課題への対応(公共的な課題の解決)
 ③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性(新規事業) ⑤モデル性
 の要件について、有識者(総務省)の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

事業スキーム



【補助上限額】

融資/公費	上限額
2.0~の場合	5,000万円
1.5~2.0の場合	3,500万円
1~1.5の場合	2,500万円

※融資額と同額の範囲内

【補助率】

- ・原則、自治体負担の1/2
- ・条件不利地域
 財政力0.25以上 2/3
 財政力0.25未満 3/4
- ・デジタル技術活用 3/4
- ・脱炭素 3/4
- ・女性・若者活躍 3/4



- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円(大規模事業対応可)
- 全ての産業分野で活用可能

- 補助率は条件不利地域の場合 2/3~3/4
- 特別交付税措置(措置率0.5)により
 実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出)

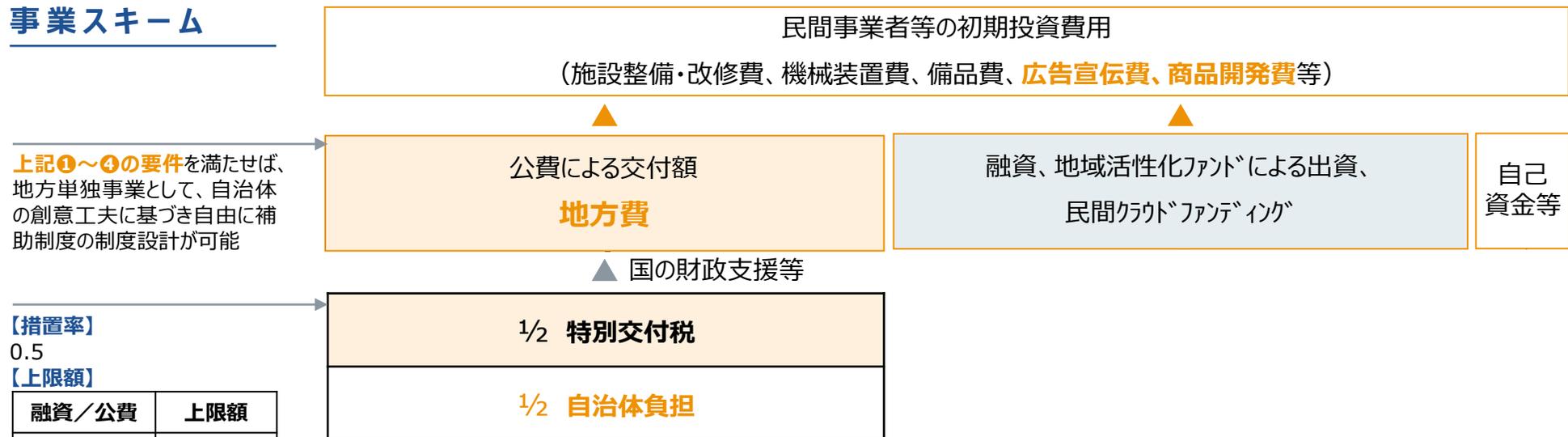
27	ローカル10,000プロジェクト (地方単独事業に対する特別交付税措置)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/localstartup.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
市区町村	ハード・ソフト	措置率0.5		8月～9月頃		総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523	

ローカル10,000プロジェクト(国庫補助事業)に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置

- ①地域密着型(地域資源の活用) ②地域課題への対応(公共的な課題の解決)
③融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性(新規事業)

の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム



POINT

- 市町村の地方単独事業を支援
- 国庫補助事業と異なり、先事例の横展開等を推進するため、モデル性は問わない。
- 国庫補助事業と異なり、融資額が小さい場合、交付額が小さい場合、担保付融資の場合、**ソフト経費(広告宣伝費、商品開発費)**が中心となる場合も柔軟に活用可能。
- 国の有識者の審査不要。市町村の有識者の審査又は商工会議所の確認を経ることで柔軟に活用可能。

※融資額と同額未満の場合 についても対象

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(スマート農林水産業)

28	林業デジタル・イノベーション総合対策のうちデジタル林業戦略拠点構築推進事業	URL	https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/digital/digital.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	地域コンソーシアム	ソフト	定額、1/2	2月上旬～3月上旬		78 (百万円)	農林水産省 林野庁 研究指導課 03-3501-5025

趣旨・目的
 これまで一部の者や分断的な利用に留まっているデジタル技術を、地域全体で森林資源調査、原木の生産・流通、再造林など林業活動にフル活用する「デジタル林業」の実践・定着を進めることが重要。
 そのため、異分野を含む多数のプレーヤーが地域コンソーシアムを形成し、地域一体となりデジタル林業を実践する「デジタル林業戦略拠点」の構築を支援する。

事業内容
 地域コンソーシアムによる林業のデジタル化の実証活動（以下①～③の取組）を支援する。
 ①検討会開催 ②森ハブから派遣されるコーディネータの活用 ③実証活動（資源管理、生産管理、造林、通信、森林サービス）

基幹事業

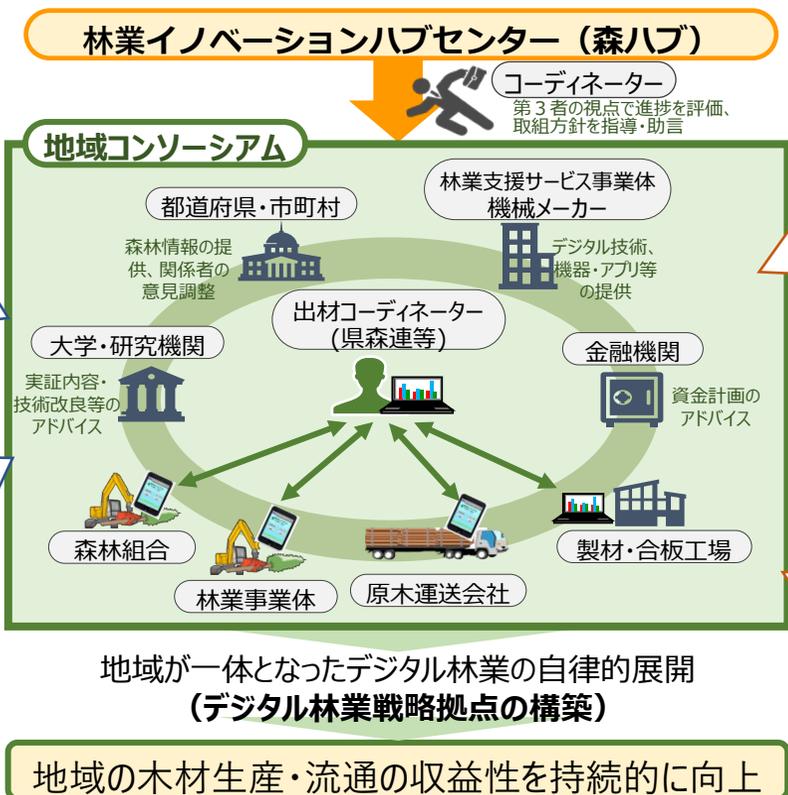
(実証活動、資機材購入費等を支援)

森林調査・施業の集約化

- 地上レーザやドローンの活用による高精度な森林資源情報の取得
- 生産量・伐採収益の推定ソフトや、路網設計支援ソフトの活用 など

伐採・流通の効率化

- ICTを活用した生産管理（複数の現場の生産量等の情報共有・一元化）
- 製材工場等の木材需要と山側の木材供給のマッチング
- 原木輸送トラックの配車の効率化 など



提案事業

(実証活動、資機材購入費等を支援)

再造林の省力・低コスト化

- 植栽計画のデジタル化とGNSS活用による植栽作業の効率化
- ドローンを活用した苗木運搬
- 遠隔操作下刈機械の活用 など

デジタル・通信技術の活用

- LPWA通信を活用した安全管理
- 衛星通信システムの利用検証 など

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（スマート農林水産業）

29	デジタル水産業戦略拠点整備推進事業	URL	https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/digital_suisangyo/index.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
民間団体等	ソフト	定額	2月上旬 ～中旬		1,952の内数	農林水産省 水産庁漁政部企画課 03-3592-0731	

<事業の内容>

デジタル水産業戦略拠点の計画策定等支援

これまで資源管理、生産、加工・流通・消費の個々に実施されてきたデジタル化の取組を面的に地域一体で取り組むデジタル水産業戦略拠点を創出するための計画策定に必要な地域コンソーシアムの開催や専門家の派遣等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

デジタル水産業戦略拠点（イメージ）

地域コンソーシアム

漁村地域の関係者によるデジタル技術を活用した協業



漁業者



加工業者



流通業者



消費者

期待される効果

○漁村地域の活性化

地域内での相乗効果も含め、水産関係者の所得の向上など、地域の活性化

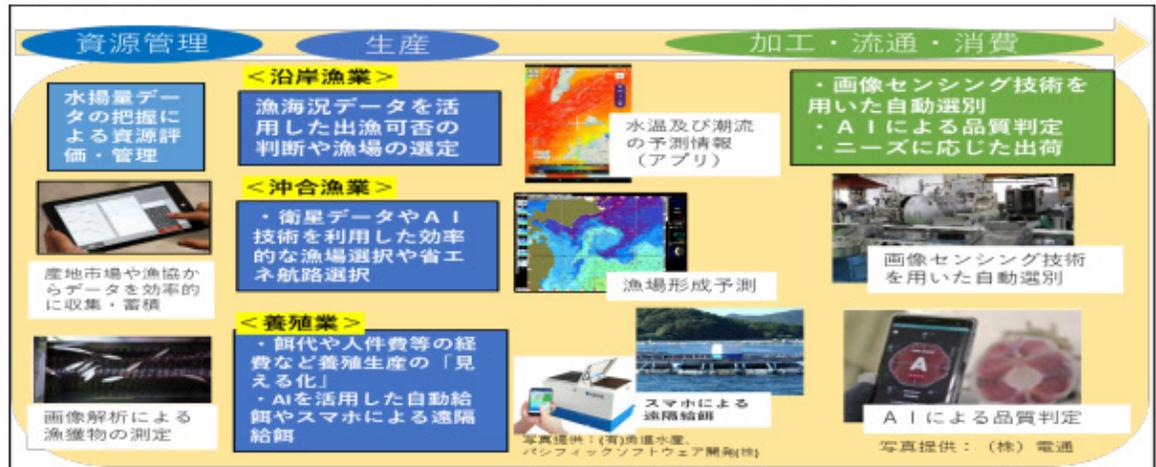
○都市住民や外国人観光客も裨益

消費者の安心趣向への対応、食品ロスの削減、ワーケーション等によるQOL向上

○学ぶ場の提供

地域外のスマート水産業に興味のある漁業者や加工流通業者等に学ぶ場を提供

【参考】資源管理・生産・加工・流通・消費におけるデジタル技術の例



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(スマート農林水産業)

30	スマート農業技術開発・供給加速化対策	URL	https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/offering/koubo/2024-3.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度補正予算 (百万円)	問合せ先	
民間団体等 (公設試、大学を含む)	ソフト	定額	終了		3,525	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 03-3502-7437	

1. スマート農業技術開発・供給加速化対策

3,525百万円

① 重点課題対応型研究開発 (民間事業者対応型)

特に必要性が高いスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発を支援します。

② 現場ニーズ対応型研究

中山間地域を含む多様な現場ニーズに対応するため、スタートアップ、異業種、農機メーカー、大学、公設試等と産地が連携した機動的な研究開発を支援します。

③ 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

開発技術を円滑に産地へ供給するため、メーカーとサービス事業者等によるプロトタイプ[※]の製造段階における改良や技術に適合した新たな栽培方法の確立を支援します。

④ スマート生産方式SOP (標準作業手順書) 作成研究

スマート農業技術の導入を推進するため、導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を推進します。

技術開発・供給 + 取組の加速化

1. スマート農業技術開発・供給加速化対策

① 重点開発目標に沿った、品目ごとの特性に応じた技術の開発・製品化

【例】



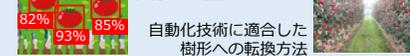
② 中山間地域を含む多様な現場ニーズに対応した、既開発技術の活用等による機動的な研究開発



【例】
中山間地域向けの管理作業機の小型化
(非乗用型への転換など)

③ 技術の質的向上 (汎用化、精度・ユーザビリティの向上) や技術に適合した新たな栽培方法の確立

【例】



自動化技術に適合した樹形への転換方法

④ 技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等の検証、標準作業手順書(SOP)の作成

【SOPの例】

自動収穫ロボットの導入効果を最大化するための栽培管理体系の確立、アプリ化



2. アグリ・スタートアップ創出強化対策

400百万円

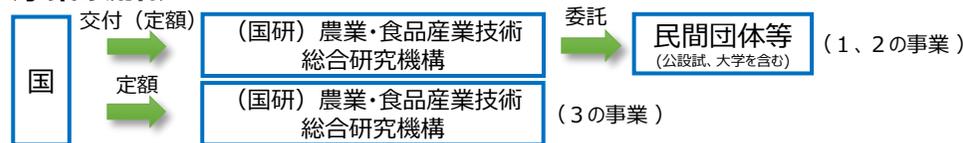
SBIR制度のもと、革新的な研究開発・事業化を目指すスタートアップ等の育成や若手人材の発掘・能力向上を支援します。

3. スマート農業技術開発・供給加速化体制整備

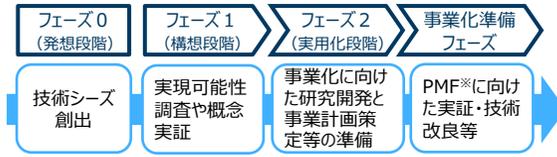
1,434百万円

農研機構の有する知見や設備等を産学官が連携して利用するためのスマート農業技術に関連する施設を整備します。

<事業の流れ>

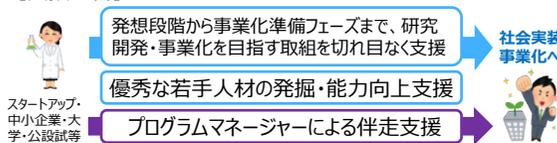


2. アグリ・スタートアップ創出強化対策



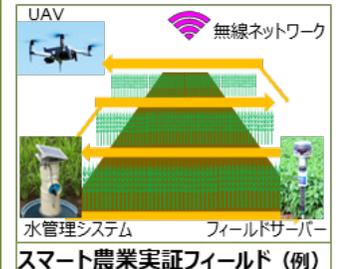
※PMF (プロダクトマーケットフィット) : 顧客の課題を満足させる製品を提供し、それが適切な市場に受け入れられている状態。

【支援内容】



3. スマート農業技術開発・供給加速化体制整備

農研機構の施設等共用等に関連する施設整備を実施



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(スマート農林水産業)

31	スマート農業技術の開発・供給促進事業	URL	—			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間団体等 (公設試、大学を含む)	ソフト	定額	未定		1,023の内数	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 03-3502-7437

○ スマート農業技術の開発・供給

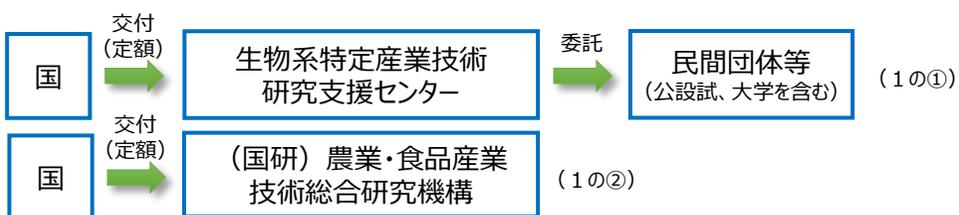
① 重点課題対応型研究開発 (民間事業者対応型)

農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付ける重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発を支援します。

② 重点課題対応型研究開発 (農研機構対応型)

民間事業者による研究開発等を加速させるため、農研機構による品目共通の基幹的技術や研究開発を促進する基盤的技術の開発を推進します。

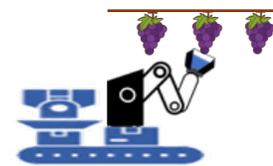
<事業の流れ>



農研機構と民間事業者との役割分担の下で、重点開発目標に沿った技術開発・供給を推進

① 民間事業者対応型 (競争領域)

重点開発目標に沿った各作物の特性に応じた技術を開発・製品化



【例】ブドウの管理作業ロボット



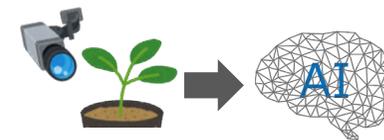
【例】レタス収穫ロボット

② 農研機構対応型 (協調領域)

品目共通のベースとなる技術 (基幹的技術) や開発を促進する技術 (基盤的技術) を開発



【基幹的技術の例】汎用型ベース機



【基盤的技術の例】AI開発用教師データ

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(スマート農林水産業)

32	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 (R6補正：スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業)	URL	https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	民間団体等	ハード・ソフト	定額 1/2以内	2月～3月 (複数回の可能性あり)		30 (百万円) (R6補正予算10,000)	農林水産省 技術普及課 03-6744-2107

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

2. 農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

3. 農業支援サービスの立ち上げ支援

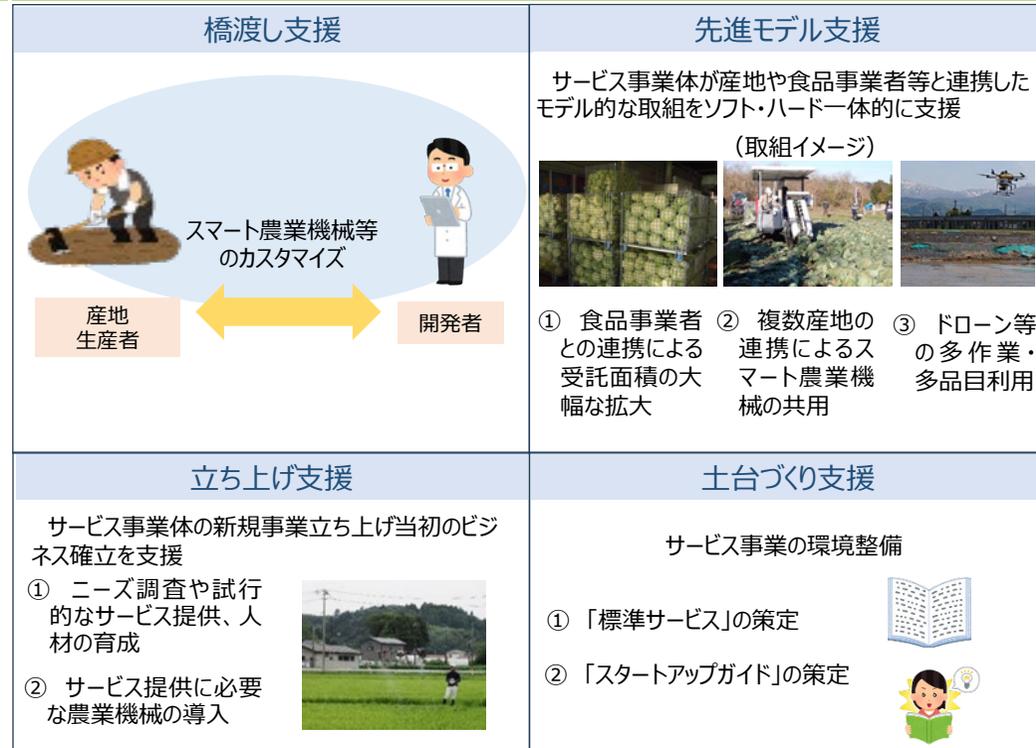
サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

4. 農業支援サービスの土台づくり支援

① サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」を策定し、事業者間の情報交換等を通じた事業者同士のネットワークを構築します。

② 事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップガイド」を策定します。

※ 2 及び 3 は、中山間地域等に対する優先枠等を設けます。



< 事業の流れ >



スマート農業技術のサービス利用等を通じて農業の持続的な発展を実現

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(有機農業)

33	みどりの食料システム戦略推進総合対策 (有機農業推進総合対策事業)のうち 有機農業新規参入促進事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yosan_yuuki.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
民間団体等	ソフト	定額	2月～3月頃				

< 事業の内容 >

1. オーガニックプロデューサーによる産地支援

※下線部：拡充

- ①産地における販売戦略の企画・提案・助言に加え、近隣農家との調整や有機栽培による新規就農に当たっての農用地確保などの円滑化を行うオーガニックプロデューサーの派遣を支援します。
- ②有機農業の推進に関心を持つ自治体等を参集し、有機農業関連の取組に関する情報共有等を行うセミナー等の開催を支援します。
- ③有機農業を始めようとする農業者等に対する相談窓口の設置。

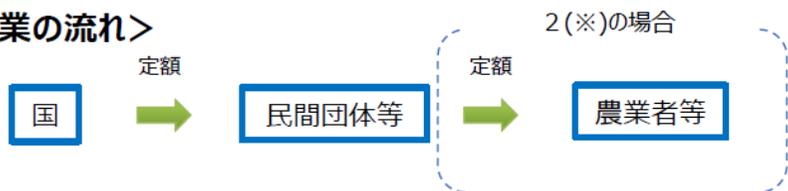
2. 有機JAS規格認証取得支援

新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASに関する講習受講等を支援(※)するとともに、品目別の有機栽培技術の研修会の開催に必要な経費を支援します。
(※上限額：講習会受講 3万円、ほ場実地検査 9万円)

3. 民間指導団体による技術指導

有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動や教育・研修プログラムの作成を支援します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(有機農業)

34	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	市町村、協議会等	ソフト	定額、1/2		1月中旬～2月中旬 3月中旬～4月中旬 (状況に応じ随時)	612の内数	農林水産省 農業環境対策課 03-6744-2114

<事業の内容>

<事業イメージ>

有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域を支援します。あわせて、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援します。

- 有機農業を推進するため、**特定区域の設定等**に向けて取り組む地域を支援。
- あわせて、有機農業を**広く県域で指導できる環境整備**に向けた取組を支援。

1. 有機農業推進拠点(オーガニックビレッジ)づくりの推進

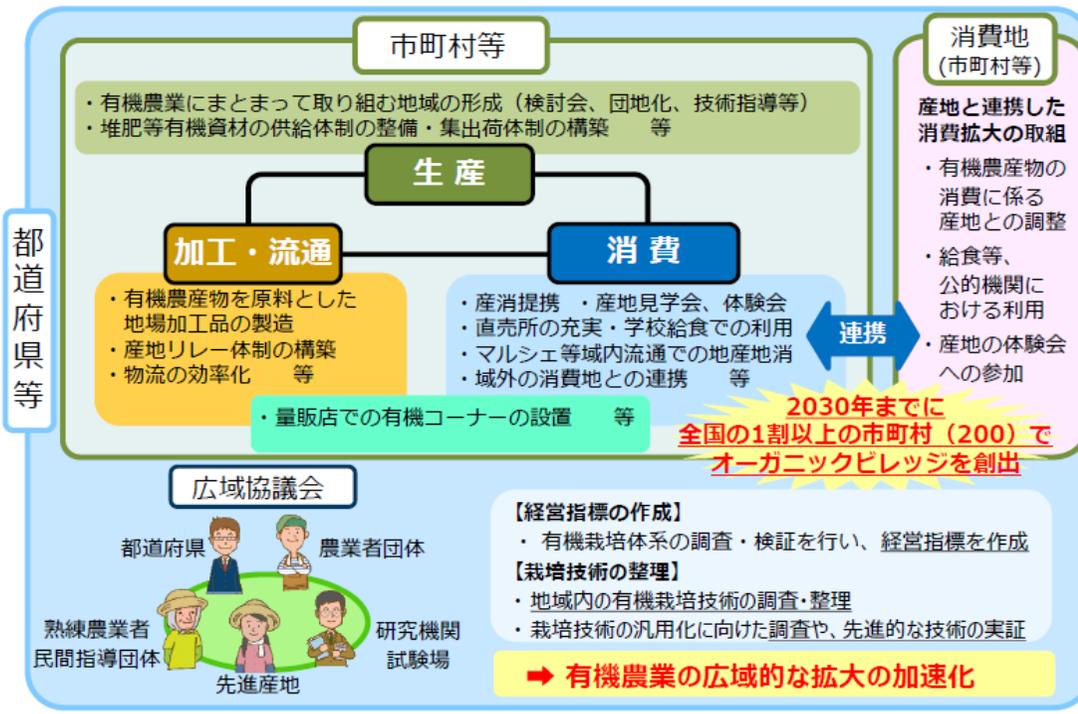
生産から消費まで一貫して有機農業を推進する地域ぐるみの取組を推進するため、試行的な取組を通じた**有機農業実施計画の策定**を支援するとともに、同計画に基づく**産地づくり**に向けた**定着・普及に必要な取組**や**産地と消費地が連携した消費拡大の取組**を支援します。また、**有機農業の大幅な面積拡大**に向けて、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

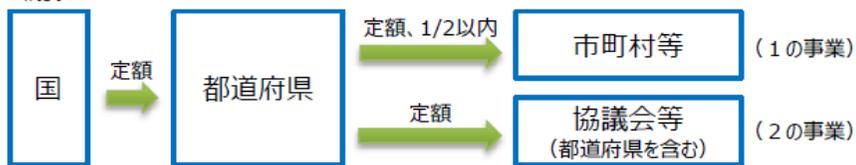
- ・事業実施主体の構成員が「みどり認定」等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、**地域計画**に位置付けられている場合
- ・事業実施計画において**フラッグシップ輸出産地**と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

2. 有機農業の拡大加速化の推進

広く県域で取組を行う協議会等による、**有機農業に係る経営指標の作成**に向けた**調査・検討**、**有機栽培技術の調査・分析・実証**及びこれらに基づく「**経営・技術指導マニュアル**」の作成や有機農業の**広域指導**に向けた計画の策定を支援します。



<事業の流れ>



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(スマート農林水産業・有機農業)

35	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな栽培体系加速化事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/index.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	協議会、都道府県、 市町村、農業協同組合	ソフト	定額 1/2以内		1月中旬～2月中旬 3月中旬～4月中旬 (状況に応じ随時)	612の内数 ^(百万円) (R6補正予算 3,828の内数)	農林水産省 技術普及課 03-6744-2107

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、各産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。

事業内容 各産地におけるグリーンな栽培体系への転換に向けた取組を支援

- ① 産地に適した環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術の検証
- ② ①の検証に必要なスマート農業機械等の導入等
- ③ ①と併せて行う環境に配慮した農産物に対する消費者の理解醸成
- ④ グリーンな栽培体系の実践・普及に向けた栽培マニュアル・産地戦略の策定
- ⑤ 栽培マニュアル・産地戦略の関係者への情報発信 (HP掲載等)

主な採択基準 次の①又は②を満たすこと

- ① 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証すること
- ② 複数の産地が連携して環境にやさしい栽培技術を検証すること

※ 詳細は、HPに掲載している事業説明資料15～17ページをご参照ください。

環境にやさしい栽培技術

化学農薬の使用量の低減

化学農薬のみに依存しない総合防除 など

化学肥料の使用量の低減

堆肥や有機質資材の活用 など

有機農業の取組面積の拡大

有機農業のための土づくりや防除法 など

水田からのメタンの排出削減

中干し期間の延長、秋耕 など

バイオ炭の農地施用

果樹選定枝のバイオ炭、粃殻くん炭 など

バイオ炭の農地施用

果樹選定枝のバイオ炭 など

石油由来資材からの転換

バイオマス由来成分を含む生分解性マルチなど

プラスチック被覆肥料の被覆殻対策

プラスチック被覆肥料の代替技術

被覆殻の流出防止技術

省資源化

耐用年数の長い資材への切替え など

その他温室効果ガスの排出削減に資する技術

省力化に資する技術

慣行の栽培体系と比べて

省力化される技術

環境にやさしい栽培技術

の省力化を図る技術



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(都市農業)

36	農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/hojo_gaiyou.html	QRコード	HP
			事例等	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/hojo_jirei.html		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間団体・地域協議会・市区町村・JA NPO法人等	ソフト	定額	2月上旬～ 2月下旬頃		7,389の内数 ※農山漁村振興交付金	農林水産省 農村振興局 農村政策部農村計画課都市農業室 03-3502-5948
趣旨・目的	都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に係る取組を優先する。また、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組や都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援する。					

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

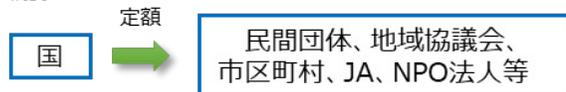
② モデル支援型

国の施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一体的に実施し、当該取組をガイドライン化するなどにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣

税・相続に関する講習会

都市住民への理解醸成や効果的な情報発信

都市農業共生推進等地域支援

●地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討

農作業体験会の開催

都市住民との交流促進

マルシェ等の開催

防災機能の維持・強化

防災訓練や防災兼用井戸の整備

都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点により優先。

都市農業共生推進等地域支援

●モデル支援型

農村ファンの拡大

環境負荷低減への取組

<各地域への波及>

当該取組を通じ、課題や振興方策等を取りまとめ、ガイドラインなどにより全国に波及させる取組を支援。

都市農業共生推進等地域支援

●都市農地創設支援型

駐車場を活用し、コミュニティ農園を創設

都市農業共生推進等地域支援

貸借

都市農業者
(担い手)

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

37	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	URL	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/index.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
都道府県 市町村 漁業協同組合等		ハード・ソフト	定額（1/2、 4/10、1/3等）	/	/		
趣旨・目的		漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため。					
事業内容		浜プランに位置付けられた共同利用施設等の整備、密漁防止対策、海業推進等について支援する。					

< 事業の内容 >

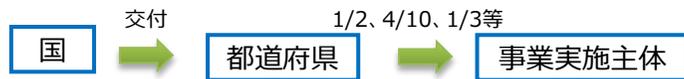
・水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備**、産地市場の電子化や作業の軽労化など**水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備**、**種苗生産施設や養殖関連施設の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策**等を支援します。

・海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化**や**交流促進に資する整備**を支援します。

<事業の流れ>



< 事業イメージ >

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、地域資源の活用推進等を支援

海業推進事業

<ハード事業>

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(農林水産業関係施設の整備)

38	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち みどりの事業活動を支える体制整備	URL	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html#midori_budget				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
民間団体等	ハード・ソフト	定額 1/2以内		1月中旬～2月中旬 3月中旬～4月中旬 (状況に応じ随時)	612の内数	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課みどりの 食料システム戦略グループ 03-6744-7186	

<事業の内容>

1. 認定基盤確立事業者が行う資材の生産・販売等に必要な機械・施設の導入

みどりの食料システム法に基づき基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者等※が行う、下記の取組を支援します。

- ① 環境負荷の低減に資する資材の生産及び販売
資材の生産・販売に必要な機械・施設の導入等や調査・分析・改良
- ② 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた商品生産
環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物(有機農産物等)を用いた加工品など新商品の生産に必要な機械・施設導入や商品改良、需要開拓に必要な調査、分析、情報発信等
- ③ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化
環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物(有機農産物等)の流通の合理化に必要な機械・施設導入等や製品流通のための調査等
※機械・施設の導入を伴わない場合は認定見込み者を含む

2. 農林漁業者が行う環境負荷低減の取組に必要な機械・施設の導入

みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者又はグリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業によりデータの計測・提供を行うみどり認定者が行う、環境負荷低減の取組に必要な機械や施設(除草機、堆肥舎等)の導入を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○認定基盤確立事業者への支援

① 資材の生産・販売

② 新商品の生産・販売

③ 流通の合理化

<導入対象となる機械・施設のイメージ>



<支援対象となる調査・分析等の取組のイメージ>



○環境負荷低減の取組を行う農林漁業者への支援

<導入対象となる機械・施設のイメージ>



みどり認定者
うち特定認定者又は
制度設計事業へのデータ提供者



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(再生可能エネルギー・バイオマスの導入)

39	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち地域資源活用展開支援事業	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/kanbo/250212_302-1.html	  HP 事例等	
			事例等	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/seminar.html		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間団体等	ソフト	定額	2月初旬～ 3月初旬		612の内数	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 03-6738-6479

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 専門家によるワンストップ対応及び普及支援

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じて、設備導入や基本計画、設備整備計画の作成、協議会の設置に向けた専門家による相談対応、現地への派遣、セミナー等の開催の取組について支援します。また、様々な課題解決に向けた取組事例について情報を収集し、再エネ設備導入の普及を支援します。

1. 専門家によるワンストップ対応及び普及支援



2. バイオマス活用展開調査

バイオマスのフル活用に向けて、把握できていないバイオマスについて賦存量や利用量・用途の検証、バイオマス産業の市場規模の算出及びフォローアップの検証等の取組を支援します。

2. バイオマス活用展開調査



3. 先進事例の情報普及

脱炭素化の実現を目指す地域へ情報を横展開していくため、バイオマス産業都市等におけるバイオマス利活用構想の先進事例等の調査、情報発信ツールの整備やバイオマスの活用に関する人材育成等の取組を支援します。

3. 先進事例の情報普及



4. 地域内未利用バイオマス資源の循環モデル構築

地域で発生する未利用のバイオマス資源の効率的な回収・再生利用の促進に向け、「廃棄物」から「資源」へ転換するモデル的取組を支援します。

4. 地域内未利用バイオマス資源の循環モデル構築



< 事業の流れ >



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(再生可能エネルギー・バイオマスの導入)

40	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち バイオマスの地産地消	URL	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio_yosan.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
都道府県 市町村 民間事業者等	ハード・ソフト	定額 1/2以内		1月中旬～2月中旬 3月中旬～4月中旬 (状況に応じ随時)			

<事業の内容>

1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入(施設整備)

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備(マテリアル製造設備を含む)、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

2. バイオ液肥散布車等の導入(機械導入)

メタン発酵後の副産物(バイオ液肥)の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

3. バイオ液肥の利用促進

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、バイオ液肥を実際にほ場に散布します(散布実証)。
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します(肥効分析)。
- ③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります(普及啓発)。

※以下の場合に優先的に採択します

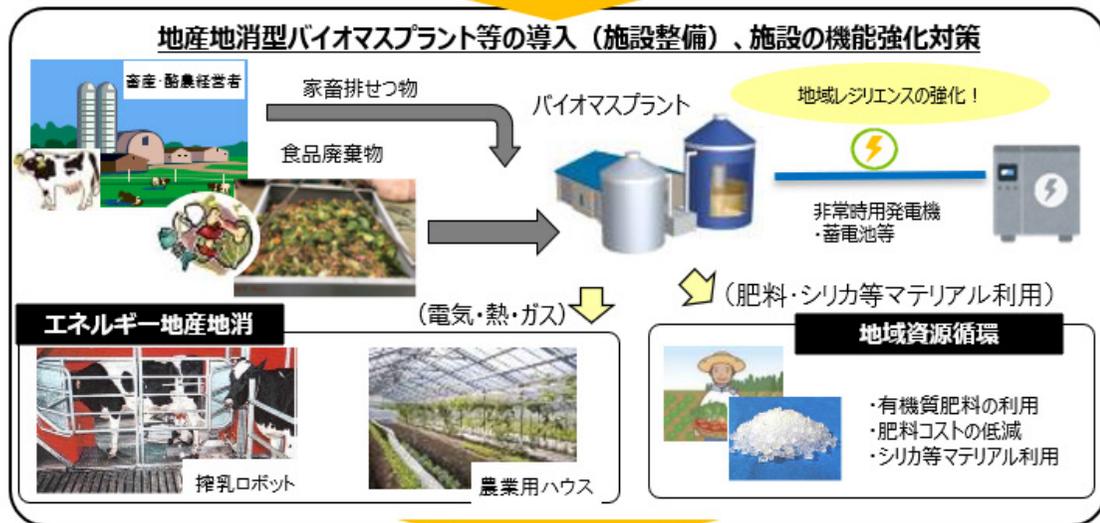
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員(農業者、民間団体等)が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

<事業の流れ>



<事業イメージ>

事業化の推進(調査・設計)



バイオ液肥散布車等の導入



バイオ液肥の利用促進

- ① 散布実証 (Spreading demonstration)
- ② 肥効分析 (Fertilizer effect analysis)
- ③ 普及啓発 (Promotion and dissemination)

副産物の有効利用!

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(再生可能エネルギー・バイオマスの導入)

41	林業・木材産業循環成長対策のうち 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち 木質バイオマス利用促進施設整備	URL	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin2.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村・ 民間事業者等	ハード	1/2、1/3、 15/100	随時	交付窓口である都道府県林務担当課に随時ご相談ください。	6,186の内数	交付窓口である都道府県林務関係部局へご相談ください	

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2 (枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択)

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※1の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
又は、地域活用要件※2に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組の場合には、
補助率1/2

また、地域活用要件※2に合致しないFIT・FIP発電施設※4への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組でない場合には、
補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※1の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3※5

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
又は政府が推進する地域一体的な計画※3に基づく取組である場合には、
補助率1/2

(燃焼灰を有効活用する取組は優先採択)

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

《補助対象》

■ 未利用間伐材等活用機材整備

- 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備
 - ・ 移動式チップパー
 - ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

- 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備
 - ・ 木質燃料製造施設
 - ・ 乾燥施設
 - ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

- 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備
 - ・ 木質資源利用ボイラー
 - ・ 熱利用配管
 - ・ 燃料貯蔵庫 等



- ※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(再生可能エネルギー・バイオマスの導入)

42	木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 木質バイオマス利用環境整備事業	URL	—			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
民間団体等	ソフト	定額	2月上旬～ 2月下旬頃		90 (百万円)	農林水産省 林野庁木材利用課 03-6744-2297

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 林地残材等利用環境整備事業

増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、**効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証**を支援します。

2. 「地域内エコシステム」展開支援事業

(1) 「地域内エコシステム」モデル構築事業

- ①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による地域協議会の運営を支援します。採算性向上に取り組む地域を優先的に支援します。
- ②燃料の品質向上等に係る**技術開発・改良**の取組を支援します。

(2) 「地域内エコシステム」リビングラボ事業

- ①「地域内エコシステム」の普及のための情報提供、関係者の交流、計画作成支援等の機能を持つ**プラットフォーム (リビングラボ)**の構築を支援します。

3. 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

過去に整備された木質バイオマス利活用施設等への利子助成を引き続き行います。

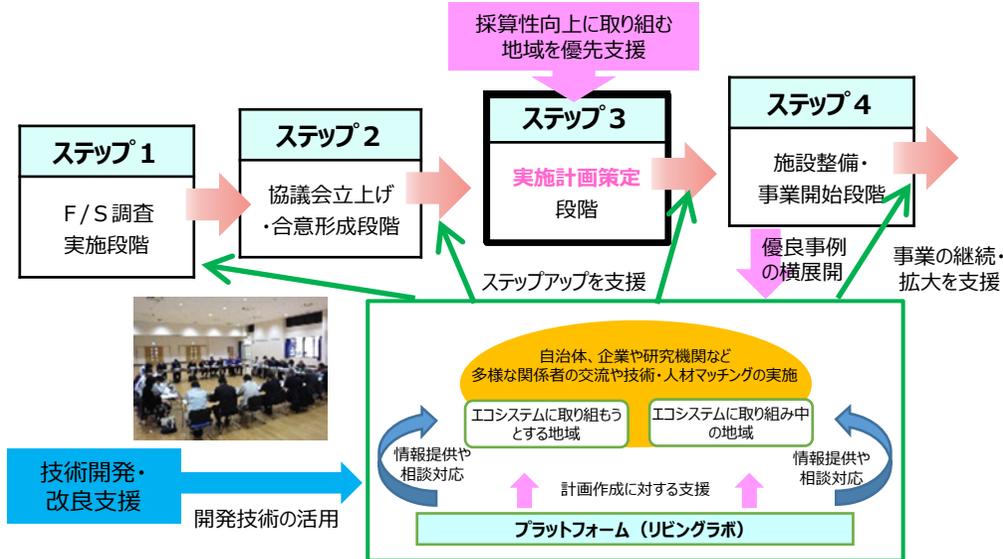
林地残材の利用促進に向けた環境整備



林地残材の効率的な収集・運搬システムの開発・実証

林地残材の
利用促進

「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援



< 事業の流れ >



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(再生可能エネルギー・バイオマスの導入)

43	GXアドバイザー (経営・財務マネジメント強化事業)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/gxadobaiza.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県 市区町村	ソフト		複数回公募 を実施		地方公共団体金融機 構が負担	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523
趣旨・目的	地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣し、地域における脱炭素社会の実現に資する。						
事業内容	総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」にGX分野を設け、地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣する。						

支援分野

○課題対応アドバイス事業

地域脱炭素に取り組む市区町村に対して、下記の分野において支援を実施。

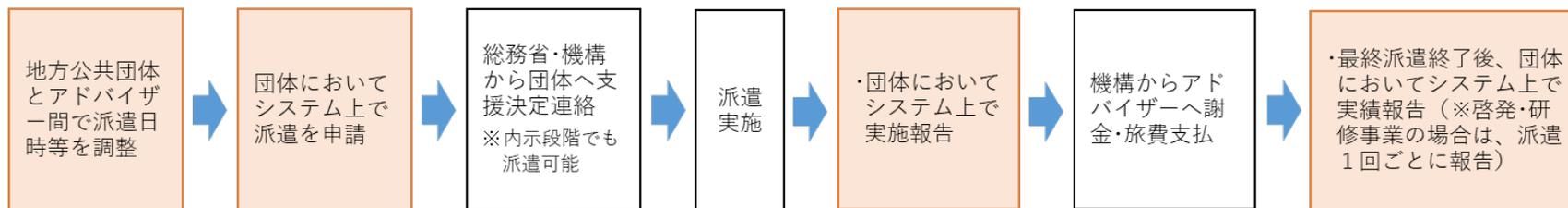
<地域脱炭素ロードマップの重点対策>

- ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
- ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
- ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

○啓発・研修事業

都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

アドバイザー派遣の流れ



謝金・旅費

○アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。(謝金単価は原則、1時間あたり6,000円)

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(観光振興)

44	スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業	URL	HP	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/boshu/detail/jsa_00275.html	 HP	
			事例等	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1372561.htm		 事例等
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
都道府県市町村	ソフト	10/10	2月～3月頃 (委託) 3月～5月頃 (補助)		(百万円) 72	スポーツ庁参事官 (地域振興担当) 付 03-5253-4111 (内線3929)

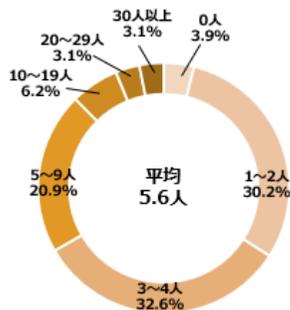
スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業

令和7年度予算額(案) 136,971千円
前年度予算額 188,726千円



現状・課題

- 地域SCの事業展開は、スポーツ大会や大会等の「誘致・実施」を行っている団体が半数以上ある。
- 一方で、その他の取組に拡大して事業展開が出来ておらず、スポーツによるまちづくりを推進していく上では地域SCの多角的な事業展開が必要である。
- 地域SCの職員数は約6割が4人以下となっており、継続的な運営体制の構築に向けて担い手の確保・育成が必要となっている。



「地域スポーツコミッションの組織体制及び活動概況に関する調査」より担当職員数(令和3年度)

事業内容

スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション(地域SC)の質的な向上(経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等)に向け、①新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、②研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を行い、自立・自走化した地域SCの増加を目指す。

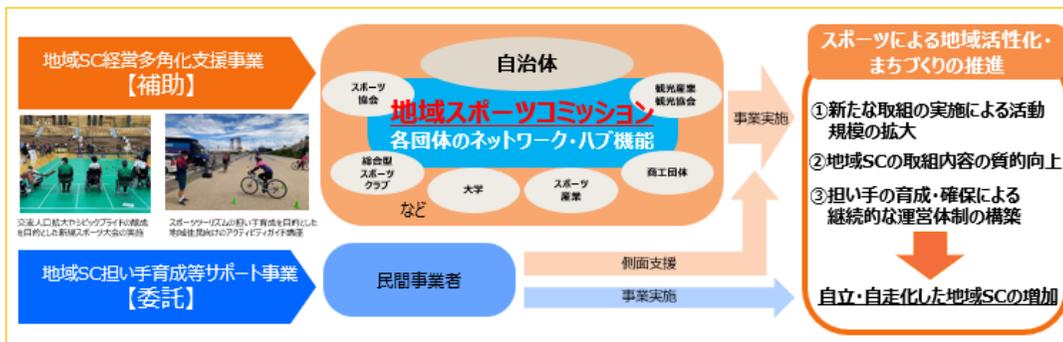
事業実施期間 平成27年～

地域SC経営多角化支援事業 0.7億円

- 地域SCの多角的な事業展開へのチャレンジを支援する。
 - ① 交流人口拡大に資する事業(アウトター事業)
 - 例) スポーツツーリズム、プロスポーツチームとの連携等
 - ② 地域住民向けの事業(インナー事業)
 - 例) 地域住民の健康づくり、競技者の育成等
- ※ 地域SCのさらなる自立・自走化を実現するため、過年度採択実績のない自治体を優先的に支援する。

地域SC担い手育成等サポート事業 0.6億円

- 研修講座等の人材育成サポートの対象者を拡大
 - ① 地域SC初任者や設立検討団体担当者
 - ② 地域SC運営に係るノウハウの取得に向けた支援
- 地域SCの実状に合わせて、人材確保に向けたマッチングをモデル的に実証する。
 - 例) ○ 地域おこし協力隊マッチング支援
 - 副業・兼業人材マッチング支援
 - 大学生インターンシッププログラム



担当: スポーツ庁 参事官(地域振興担当) 付

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(観光振興)

45	スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業	URL	HP	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1387682.htm	 HP	 事例等
			事例等	https://sporttourism-japan.com/		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
都道府県 市町村 民間団体	ソフト	100%(委託事業のため)	2月～3月頃 (下図②) 4月～5月頃 (下図①)		(百万円) 167	スポーツ庁参事官 (地域振興担当) 付 03-5253-4111

スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業

令和7年度予算額(案)
(前年度予算額)

167,079千円
178,800千円



事業概要

地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムについて、増加傾向にある訪日旅行者を主なターゲットとし、引き続き、ニーズに沿った効果的な取組事例の創出、DXを活用したプロモーション等によるスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を進める。これにより、武道を含めたスポーツツーリズムの認知拡大による地方誘客につなげながら、訪日旅行者等のニーズの変化を的確に見極め、地域スポーツ資源を活用した国内外から選ばれるコンテンツの戦略的な創出を図る。

事業内容

事業実施期間 平成29年度～

① スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業 0.4億円

○ 武道をはじめとする地域スポーツ資源を活用したコンテンツの創出をモデル的に支援し、地方部での長期滞在※への貢献等の効果検証等を行う。
※ライブパフォーマンス、検定・資格取得等

1. 武道ツーリズム

日本発祥の武道と日本特有の資源(ヘリテージ)等を融合させた稀少性の高い体験コンテンツを創出



2. その他(スノースポーツ・登山・ニュースポーツ等)

日本固有の資源の活用やニーズを掘り起こす、新たな種目を活用したコンテンツを創出

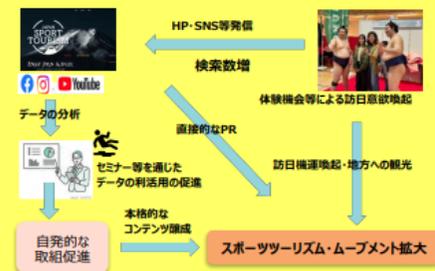


② スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業(拡充) 1.1億円

○ ホームページ等を通じたプロモーションや、セミナー等を通じた各地域での自発的なプロモーション活動を促進する。

○ 武道を中心とした体験機会を国内外で創出し、日本ならではのスポーツツーリズムの認知拡大、地方誘客を促進する。

○ 武道コンテンツ体験時の安全確保手法等の検討など、新規事業者参入に必要な環境整備に取り組む。



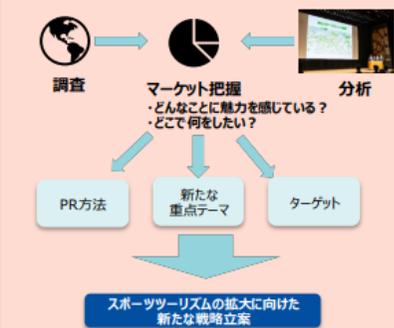
HP・SNS等発信 → 検索数増 → 体験機会等による訪日意欲喚起 → 本格的なコンテンツ醸成 → スポーツツーリズム・ムーブメント拡大

データ分析 → 直接的なPR → 訪日機運喚起・地方への観光

セミナー等を通じたデータの利活用の促進

③ スポーツツーリズム・マーケット調査事業(新規) 0.1億円

○ 今後のスポーツツーリズムの展開に効果的な「目的」「テーマ」「コンテンツ」等のあり方について、有効性の高い最新データを収集し、訪日旅行者等のニーズを把握・分析する。



調査 → マーケット把握 → 分析

PR方法 → 新たな重点テーマ → ターゲット

スポーツツーリズムの拡大に向けた新たな戦略立案

スポーツによる地方創生・まちづくりへ

担当：スポーツ庁参事官(地域振興担当) 付

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(観光振興)

46	日本遺産活性化推進事業	URL	HP 事例等	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/ https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/		
事業実施主体(対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
協議会、DMO等	ハード・ソフト	定額、 1/2等	4月頃		677	文化庁 参事官(文化拠点担当) 03-6734-4909

現状・課題

- 地域の歴史的な魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(Japan Heritage)」として認定。
- 日本遺産については、令和2年6月の認定をもって104件。認定件数は当面の間、100件程度とするこれまでの認定方針を堅持。
- 令和3年度より、「候補地域」、「総括評価」の仕組みを導入。「日本遺産」全体の底上げ、ブランド力の維持、強化を図っている。
- 課題として、日本遺産の認知度向上・インバウンド誘致に向けたより一層の取組促進が認定地域からも求められているところ。

日本遺産とは



事業内容

【日本遺産魅力向上事業】：6.0億円

● 日本遺産モデル構築事業：3.7億円

有識者委員会できりとめられた日本遺産の課題や改善事項を踏まえた事業例に基づき、地域への経済波及を踏まえた戦略立案、受入体制の構築など総合的に取り組み、日本遺産による地方創生のモデル地域の構築・横展開を図るとともに、認定地域における情報発信について、専門家によるブランディング戦略、広報活動ツールの作成、民間事業者とのコーディネート等、日本遺産を活用した情報発信モデルを構築する。

件数・単価	1,500万円×11箇所(増進) 1,000万円×5箇所(発信)	交付先	協議会、DMO等
-------	-------------------------------------	-----	----------

● 日本遺産情報発信事業：1.3億円

日本遺産ポータルサイト等のWEBサイトや動画サイト、SNS等、多様な媒体を活用し、日本遺産全体の広報・PRを国内外向けに実施する。

● 日本遺産ブランド力向上事業：1.0億円

日本遺産の日(2月13日)や日本遺産フェスティバル等の普及啓発イベントの開催による日本遺産の理解・誘客促進や、ツーリズムEXPOやJNTOと連携したWTM等の国内外の商談会への出展、日本遺産オフィシャルパートナーシップに係る取組等の実施により、認知度及びブランド力の向上を図る。

【地域文化財総合活用推進事業】：0.6億円

● 地域文化財総合活用推進事業(日本遺産等)：0.3億円

日本遺産の候補地域が、文化・伝統語るストーリー等を活用して、地域活性化や観光振興を推進する基盤的な取組に対して支援を実施。

- 人材育成事業：観光ガイドやボランティア解説員の育成等
- 普及啓発事業：ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催等
- 調査研究事業：旅行者(訪問予定者)の嗜好性調査等

件数・単価	1,000万円×3箇所	交付先	候補地域
-------	-------------	-----	------

● 日本遺産ゲートウェイ機能強化事業：0.3億円

地域の文化財を展示・活用する日本遺産センター・博物館等において、ストーリー理解を促し、地域のゲートウェイとして、展示改善、ワークショップ・体験事業の実施、地域を周遊するための案内に係る整備等を支援。

件数・単価	1,000万円×3箇所 (補助率1/2)	交付先	協議会、博物館等
-------	-------------------------	-----	----------

【審査経費等】：0.2億円

日本遺産の現地調査等に要する経費。

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策（観光振興）

47	「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業	URL	①調査事業（ソフト）公募 調整中 ②補助事業（ハード）公募 調整中 ③事業紹介ページ https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/shohikakudai/shokuzai/gastronomy.html				 ③
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	DMO 地域協議会 民間事業者等 地方公共団体	ハード・ソフト	補助事業 （ハード） 1/2	【ソフト】 4月～5月頃 【ハード】 未定（6月以降）		（百万円） 200	国土交通省観光庁観光資源課 自然資源活用推進室 03-5253-8925

事業内容

1) 調査事業

地域の「食」のブランディング、サプライチェーンやその他周辺産業との連携、ガバナンスの構築等を進める上で様々な知見を持った専門家とともに地域一体型経営戦略の策定と、それに伴うメニュー開発等に取り組み、ガストロノミーツーリズムの優良事例創出を図る。

2) 補助事業

地域ならではの高品質なサービス・体験を提供するための施設整備やコンテンツ造成、販売経路の形成等を補助する。

事業スキーム

- 事業形態：1)直轄事業
2)直接補助事業（補助率 1/2、補助上限25百万円）
- 補助対象：都道府県、市町村、DMO、民間事業者等
- 事業期間：令和6年度～

事業イメージ



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(観光振興)

48	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	URL	https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikishuyu.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・ 内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R7年度 当初予算	問合せ先	
下図参照	ソフト	下図参照	事業計画(案)募集期間：令和6年9月～10月 事業計画募集期間：令和7年1月		(百万円) 445	国土交通省観光庁 観光地域振興課 03-5253-8327	

事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画（R5.3閣議決定）では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、2025年大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

- 旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



地方部へ誘客

連絡調整会議の
審査を経て
支援



地方部での
滞在日数の増加



事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定	②滞在コンテンツの充実	③受入環境整備	④旅行商品流通環境整備	⑤情報発信・プロモーション
データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。	地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。	二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。	旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。	WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。
 マーケティング調査	 滞在コンテンツの造成	 観光地の案内アプリの整備	 商談会への参加	 SNSを活用した魅力発信

事業スキーム

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
但し、①及び⑤は広域連携DMOが実施主体となることを基本とする。
- ・事業期間：平成30年度～

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(観光振興)

49	歴史的資源を活用した 観光まちづくり推進事業	URL	ソフト	https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000301.html	 ソフト	 ハード
			ハード	https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000311.html		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
DMO 地域協議会 民間事業者等 地方公共団体	ハード・ソフト	ハード 1/2	【ソフト】 2月下旬～3月中旬頃 【ハード】 2月下旬～3月中旬頃		2,520の内数	国土交通省観光庁観光資源課 文化・歴史資源活用推進室 03-5253-8925

事業内容

○城や寺社等における宿泊・滞在型コンテンツを軸に、周辺の資源を面的に活用した観光コンテンツの造成等を図り、魅力的な観光まちづくりを進める。

○具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。

- ①調査事業
 - └ 初動事業化
 - └ 地域経営モデル創出
- ②補助事業
 - └ 大規模改修 等



バーとして天守閣を活用

事業スキーム

- ・事業形態：①直轄事業
②間接補助事業（補助率 1/2、上限200百万円）
- ・補助対象：国→民間事業者→民間事業者、都道府県、市町村、DMO等
- ・事業期間：令和元年度～



面的に整備された歴史的街並み

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(観光振興)

50	国立公園満喫プロジェクト等推進事業	URL	https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県 市町村 民間事業者・団体	ハード・ソフト	定額、2/3、 1/2等	未定		15,511	環境省自然環境局国立公園課 03-5521-8278	

世界水準の「ナショナルパーク」を実現し、国立公園の保護と利用の好循環により、地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。

2. 事業内容 * : 国際観光旅客税を活用した事業 + : R6年度補正事業

新型コロナウイルス流行後のインバウンド再開等を踏まえ、自治体・民間団体等との連携を引き続き促進しつつ、**国立公園における滞在体験の魅力向上、インバウンドの受入環境向上、ゼロカーボンパーク推進を含むサステナブルな観光地の形成等**に向けた取組を図る。

- ・滞在環境上質化* / 多言語化* : 廃屋撤去等の景観改善、多言語解説の整備・充実等
- ・滞在体験魅力向上・感動体験創出** : 各種計画の策定、地域協働実施体制の構築、アドベンチャーハウルの展開、ネイチャーポジティブツアーの造成等
- ・利用施設の整備・充実** / 長寿命化+ : ビジターセンター・登山道の再整備、デジタル展示等
- ・国立公園の魅力発信* : 誘客促進プロジェクト等
- ・受入環境・体制の充実 / 脱炭素型公園づくり / 山小屋支援 : 広域周遊、自治体・民間団体等との連携促進、利用者負担の仕組みづくり / 計画検討 / 環境配慮型トイレ導入等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業 / 交付金 / 補助金
- 請負先・交付対象 民間事業者・団体 / 都道府県・市町村
- 実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ



・ビジターセンター等の整備



・廃屋撤去等の景観改善



・アドベンチャーハウルの展開



・各種計画の策定、サウンディング調査



・利用者負担の仕組みづくり



・デジタル展示の導入

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(観光振興)

51	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	URL	https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiki_shien/koufu/index.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
地域協議会等	ソフト	交付金(1/2)	2月頃		20 (百万円)	環境省自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 03-5521-8271	

地域主体で取り組むエコツーリズムの取組を支援し、持続的かつ魅力的な地域作りを推進します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

- ・国立公園等においては、ツーリズムの基盤となる地域の自然資源を持続的な形で活用していくことが重要であり、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育」というエコツーリズム推進法の4つの基本理念を実現していくための体制・ルールに基づく取組が必要。
- ・国立公園等において、地域の自然資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援
エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り(地域の合意形成)
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり(安全管理、環境への配慮含む)

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(観光振興)

52	自然公園等事業費等	URL	https://www.env.go.jp/nature/park/pamph.html			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
民間団体、都道府県、市町村	ハード	国立公園 50% 国立公園以外 45%	/	・6月頃 ・11~12月頃	(百万円) 8,234の内数	環境省自然環境局 自然環境整備課 03-5521-8281

自然公園等事業費等



【令和7年度当初予算(案) 8,234百万円(8,235百万円)】 環境省

【令和6年度補正予算額 4,786百万円】

国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ①国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ②国立公園等の利用環境の向上(外客等受入環境整備含)による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生(ネイチャーポジティブ)
- ⑤施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

ネイチャーポジティブの実現に向けて、国土・地域(エリアベースド)の視点からとりわけ国立公園等の優れた自然環境の保全地域について、「ストックとしての自然資本の維持回復等」と「優れた自然資本の価値を持続可能に活用した地域経済の高付加価値化」の取組の推進が必要です。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業(ネイチャーポジティブ)
- ・ 自然公園等施設における炭素削減等の気候変動、防災・減災対策(国土強靱化)
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援(交付金)
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業(国立公園50% 国立公園以外45%)
- 請負先・交付対象 請負事業:民間団体、交付金事業:地方自治体
- 実施期間 平成6年度~

4. 事業イメージ

事例1: 国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



ビジターセンター
標識の整備

事例2: 国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジターセンター
整備

事例3: 国立公園施設の強靱化



歩道の整備

お問合せ先: 環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課 電話: 03-5521-8281

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(文化・芸術振興)

53	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
国指定等文化財の所有者等	ハード	原則50% 上限85%	年5回を予定 ※4月、6月、9月、 11月、2月頃		(百万円) 24,073	文化庁文化資源活用課 075-451-4111(内線9659)	
趣旨・目的	国指定等文化財の保存・継承・活用等を行う。						
事業内容	国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助する。						

<主な施策>

◆建造物の保存修理等 11,438百万円 (11,438百万円)

国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,334百万円(11,334百万円) 等

◆美術工芸品の保存修理等 1,108百万円 (1,085百万円)

国宝・重要文化財(美術工芸品)を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化 1,567百万円 (1,567百万円)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等 8,541百万円 (9,106百万円)

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 4,507百万円(5,057百万円) 等

◆無形文化財の伝承・公開等 1,256百万円 (1,240百万円)

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。



<建造物維持修理の様子>
重要文化財 大宰府天満宮本殿
屋根葺替え(福岡県)



<史跡及び名称整備の様子>
特別史跡多胡碑での笠石修理作業
(群馬県)

等

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(文化・芸術振興)

54	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html			
----	--------------------	-----	---	--	--	--



事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
国指定等文化財の所有者等	ハード	原則50% 上限85%	年5回を予定 ※4月、6月、9月、 11月、2月頃	/	(百万円) 2,314	文化庁文化資源活用課 075-451-4111(内線9673)

趣旨・目的 国指定文化財の防火対策や耐震対策を行う。

事業内容 国指定等文化財の所有者等が防災対策を行うために必要な経費を補助する。

【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火施設の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・城郭の**防火、耐震対策等の整備**

補助事業者：所有者、管理団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）

【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見



(R型受信機)

高機能な自動火災報知施設を設置し、迅速に初期消火へ



(光電分離式煙感知器)

初期消火



(易操作性1号消火栓)

初期消火、火災の拡大を防ぐための消火栓施設等

延焼防止



(放水銃)

近隣火災から護るための放水銃、ドレンチャー等

耐震対策



松江城天守の木製格子壁による補強



老朽化対策



老朽化した消火ポンプの更新

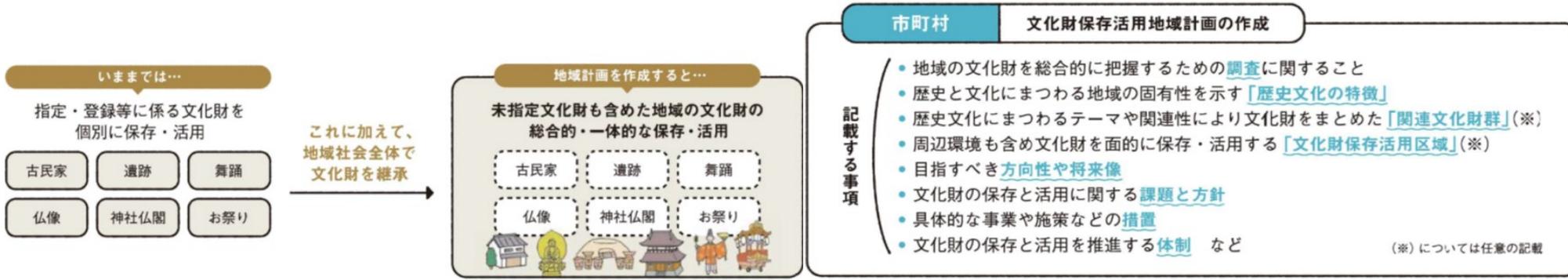
2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(文化・芸術振興)

55	地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援事業		URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiki_kasseika/r07_sogokatsuyo/ 		
事業実施主体(対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村	ソフト	定額	10～12月		245	文化庁文化資源活用課 075-451-4111 (内線9669)

趣旨・目的 地域における文化財の総合かつ計画的な保存と活用を図るため、市町村が「文化財保存活用地域計画」を作成するための取組を支援するとともに、文化財所有者の相談や文化財調査等を行う「文化財保存活用支援団体」を育成するための研修会等を行う。

事業内容 「文化財保存活用地域計画」等の作成に向けた文化財の総合的把握調査や、有識者会議、シンポジウム等の取組を支援するとともに、「文化財保存活用支援団体」に対する研修会を実施する。

■ 地域の歴史や文化を踏まえて、多様な文化財を俯瞰し、地域の特徴をいかした、文化財の保存と活用を図るためのマスタープラン且つアクションプランである文化財保存活用地域計画を作成する市区町村への支援を実施する。



- 認定市町村が感じた地域計画作成のメリット**
- 文化財保護におけるビジョンの共有
 - 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
 - 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
 - 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
 - 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化
 - 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
 - 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
 - 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- 地域計画認定市町村へのアンケート (2020年10月) より

市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体(※1)などで構成
※1 所有者等を援助する民間団体等(市町村が指定)

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(文化・芸術振興)

56	地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産、地域伝統行事・民俗芸能等）	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r07_sogokatsuyo/				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	実行委員会	ハード・ソフト	85%を上限	11月～1月		761	文化庁参事官 (生活文化創造担当) 付 075- 451-4111(内線 9563)

趣旨・目的 地域文化遺産を核とした地域活性化に資する取組や、地域伝統行事や民俗芸能等の基盤整備に係る取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進する。

事業内容

地方公共団体が策定した実施計画に基づく、地域文化遺産を活用した普及啓発等や地域伝統行事・民俗芸能等の用具等整備等の取組を支援する。

【地方公共団体】

実施計画を策定（本事業により実施される取組を手段をして、目標を設定）

【補助事業者】

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

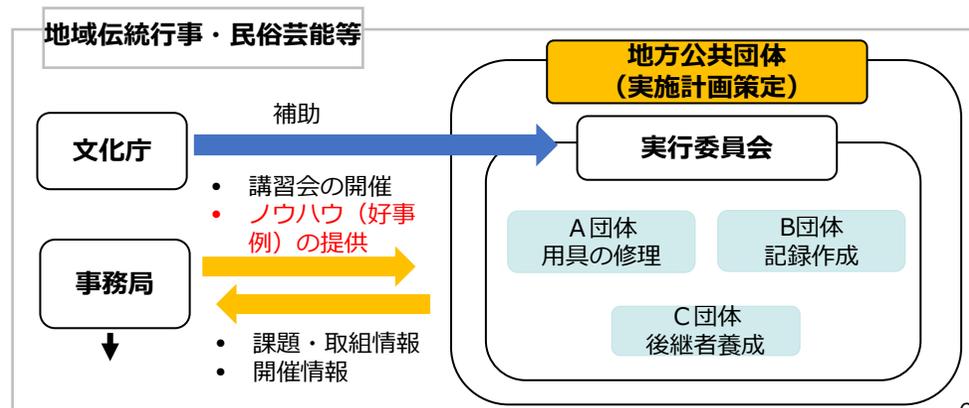
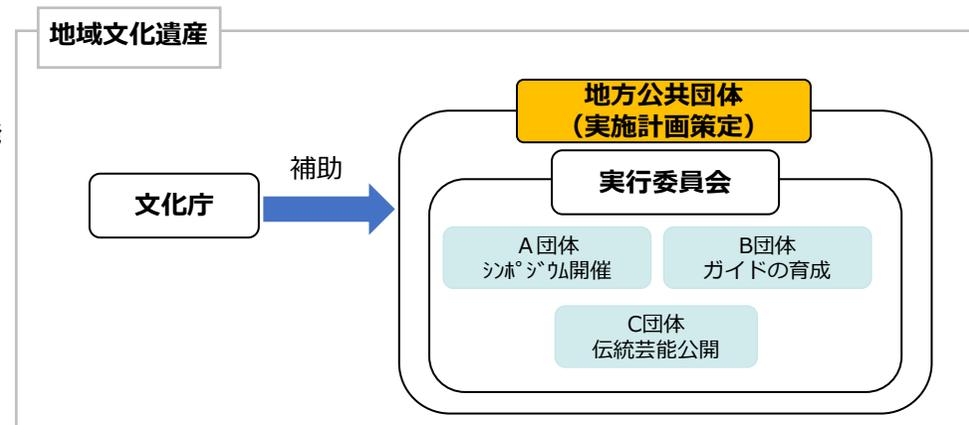
【補助対象事業】

○地域文化遺産

- ・人材育成（ボランティアガイド等の育成）
- ・普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）

○地域伝統行事・民俗芸能等

- ・用具等整備（山車の修理や衣装の新調等）
- ・後継者養成（保存会会員等を対象とした技術練磨等）
- ・記録作成・情報整備（記録の作成・オンライン配信等）



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(文化・芸術振興)

57	文化芸術創造拠点形成事業	URL	https://www.chiikiglocal.go.jp/			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
都道府県 市町村	ソフト	1/2を上限	1月～2月		1,043 (百万円)	文化庁参事官 (生活文化創造担当) 付 075-451-4111(内線 9570)

現状・課題

- 文化に関する世論調査において、居住する地域での文化的環境に満足していない理由として最も多いのは、「魅力的な活動・イベントがない」、次いで「参加できる活動がない」であり、文化施設に起因する理由を大きく上回っている。
- このため、各地域におけるコンテンツの充実に向けて、専門的人材の育成により地域文化振興の基盤強化を図る必要がある。
- アーティストと地域住民等との協働による地域課題の解決や地域活性化を図ることが求められている。

事業内容

地域文化振興に係る機能強化を図るため、地方公共団体が専門的人材を活用して実施する、地域アーティストの活動支援や地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動等の総合的な取組を支援（自治体補助1/2、上限6,000万円、41事業程度）。新たに小規模事業やスタートアップを支援するための補助枠（自治体補助1/2、上限1,000万円、10事業程度）を設けるとともに、一定年数以上支援を受けている事業の自走化を促す。

[取手市]創造郊外都市～共創型アート・センター実験室2022-2023
ー持続可能な芸術の営みを支える社会実験成果の表装（令和5年度）



教育機関や福祉施設と連携したアクティブ・ラーニング・プログラム人材育成

[松戸市]文化の香りのする街構築事業（令和5年度）



芸術祭「科学と芸術の丘」



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(教育・体験活動)

58	消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進)	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r7.html	事例等	HP	事例等
			事例等	https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi.html			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
民間団体等 (都道府県、市町村を含む)	ソフト	定額 1/2以内	事業ページ参照	事業ページ参照	(百万円) 1,896の内数	農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課 03-6738-6558	

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信、商談会等、生産者と消費者との交流を促進するための取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食向け地場産物の安定供給に向けた機械・設備等の導入、地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食等を支援します。

5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催、飲食店等と連携した食品ロス削減に関する啓発資料の配布を支援します。

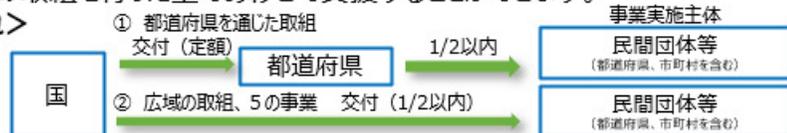
7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

(注) シンポジウム、展示会、交流会等の開催

食育の推進に係るシンポジウム、展示会等の開催を支援します。この取組は、1～7の取組を行った上であわせて支援することができます。

< 事業の流れ >



目標 (第4次食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連)

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



生産者と消費者との
交流イベントの開催



学校給食における
地場産物活用



産地情報等の効果的な
発信に向けた技術実装



- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物の活用促進 等

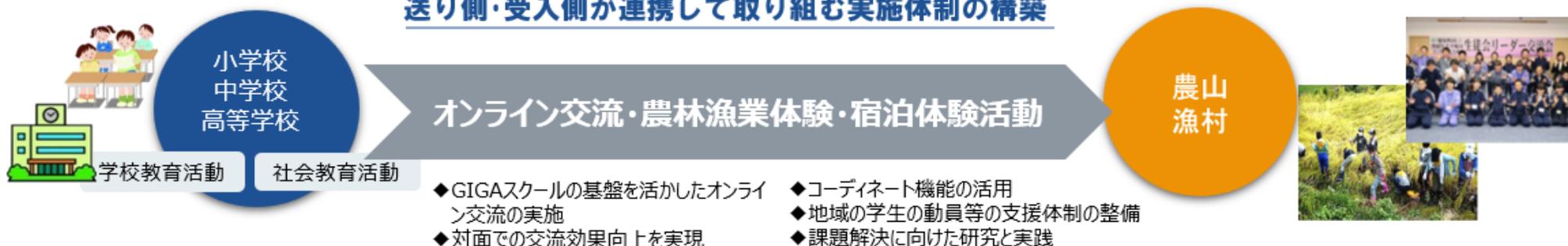
第4次食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(教育・体験活動)

59	子供の農山漁村体験 (通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kodomo.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税 措置(措置率 0.5)	3月～4月頃		18	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394	

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費 等

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(教育・体験活動)

60	(国立公園等利用等推進事業費のうち、) 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業	URL				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間事業者	ソフト				5	環境省自然環境局国立公園課 国立公園利用推進室 03-5521-8271

国立公園等において子どもの自然体験活動を推進し、子どもの生きる力・豊かな人間性の形成につなげます。

1. 事業目的

- ① 国立公園等における子どもの自然体験活動の推進体制や自然体験プログラムの充実、受入体制の強化
- ② 子ども自然体験活動の受入に伴う交流人口の増加、地域活性化
- ③ 子どもの生きる力、豊かな人間性の形成

2. 事業内容

・子どもたちが自然とふれあう機会の創出は、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識するとともに、生きる力を育むことにつながる。

・国立公園等における子ども自然体験活動の推進体制及び受入体制の強化を図るために、地域住民や自然学校等民間事業者と協力し、以下の取組を推進。

- 地域の自然体験フィールドの調査・整理
- 持続的な自然体験活動推進のための計画作成、人材育成、受入環境の強化
- 地域の子どもたちを対象にした自然体験プログラムの提供・充実

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



地域ならではの自然や風習を生かした自然体験フィールドとしての「遊び場」を調査・整理



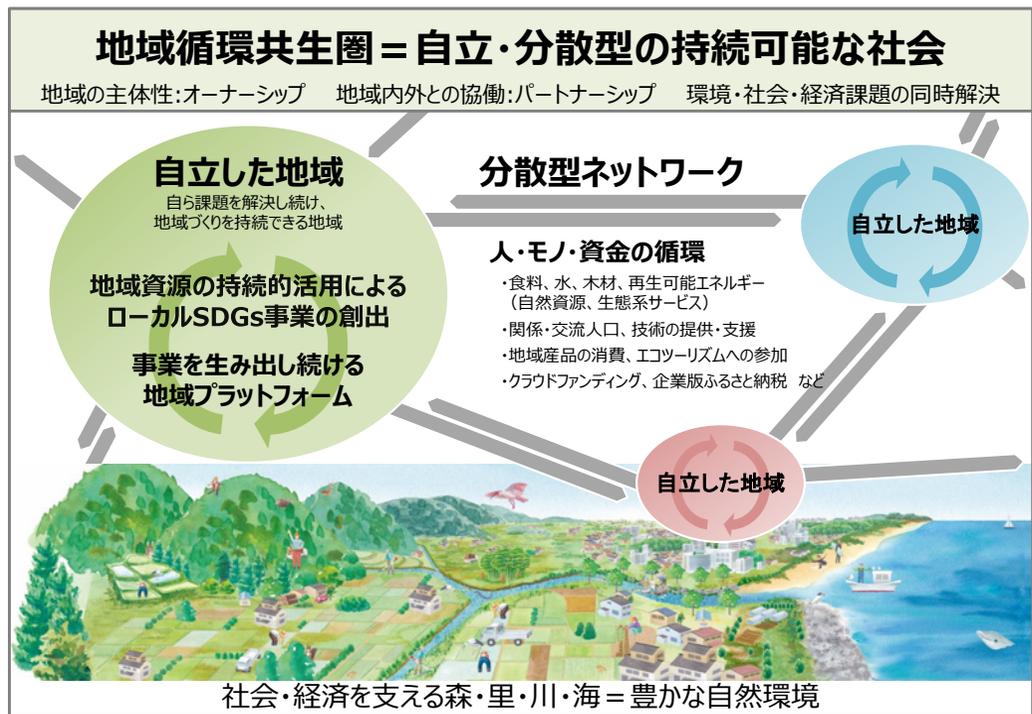
持続的な自然体験活動推進のための計画作成、人材育成、受入環境の強化



地域の子どもたちを対象に、自然アクティビティや農林漁業体験などの自然体験プログラムを実施。(子ども農山漁村プロジェクト)

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(地域循環共生圏づくり)

61	地域循環共生圏創造事業費（地域循環共生圏づくり支援体制構築事業）	URL	①モデル事業HP https://www.env.go.jp/press/press_04234.html		①	②
			②全体HP https://chiikijunkan.env.go.jp/			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
都道府県 市町村 民間事業者・団体	ソフト	200万円 (税込)	前年度1月		(百万円) 325の内数 ※地域循環創造事業費	環境省 地域政策課 地域循環共生圏推進室 03-5521-8328



- 地域循環共生圏（第5次環境基本計画（2018年閣議決定）にて提唱）とは、**地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）**を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして**地域同士が支え合うネットワークを形成**する「自立・分散型社会」を示す考え方。
- その際、私たちの暮らしが、森里川海つながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。
- 地域循環共生圏は、第六次環境基本計画（2024年5月閣議決定）において、同計画の中心概念である「**ウェルビーイング／高い生活の質**」の実現に向けた「**新たな成長**」の実践・実装の場として位置づけられた。

3. 地域の保全・管理に関する施策（市町村管理構想、地域管理構想の検討・策定）

62	市町村管理構想・ 地域管理構想策定推進対策	URL	HP	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html	事例等	HP	事例等
			事例等	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000131.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
市町村・地域	ソフト		3月～ 4月頃		19	国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室 03-5253-8359	



- 人口減少・少子高齢化の中で適切な国土管理を推進するため、「国土の管理構想」(令和3年6月)に基づき、土地の現状把握と将来予測をもとに、管理の優先度や管理方法、土地の管理の在り方等を検討する、国土利用計画の実行計画としての役割を担う管理構想を、都道府県、市町村、地域の各レベルで策定することが重要となる。
- このため、管理構想の全国展開に向けて、特に市町村や地域における実践的な取組を推進する観点から、管理構想策定の自走化支援を強化するための「人材の育成強化」及びDXを活用した「策定プロセスの簡易化」に向けた取組を実施するとともに、「半島地域等における実証調査」等を行う。

■調査内容

① 管理構想策定の自走化支援の強化

○人材の育成強化

・策定促進に当たっては、多様な主体(*)の参画を促し、策定能力の向上を図ることが重要であることから、これまでのモデル形成調査の成果も活用しながら、有識者や実践者による、人材育成プログラムを企画・実施。

*自治体職員、地域住民・団体のほか、地域おこし協力隊、大学・研究機関、民間企業等

・策定の実例や効果をわかりやすく整理・周知するため、事例集等を作成。

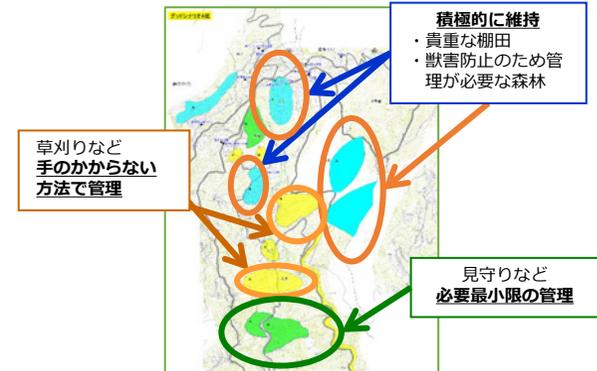
○DXを活用した策定プロセスの簡略化

・管理構想の策定に必要となる、将来人口や土地利用等のデータ収集や地図の重ね合わせ作業が、自治体等の負担となっていることから、DXの活用により策定プロセスの簡易化を図るため、データの整理や方策等の検討を実施。

② 半島地域等における実証調査

・半島地域等の特に人口減少が懸念される地域において、災害リスク等も踏まえた、土地の利用・管理方法の転換を図る観点から、管理構想の策定の手引きへの反映等も視野に、管理構想の検討について実証調査等を実施。

<地域における国土管理の優先順位付け(地域管理構想図)>



<DXを活用した策定プロセスの簡易化>

管理構想の策定に必要となる、データ収集や地図の重ね合わせ

- 例) ・人口、高齢化率
・土地利用の状況
・災害リスク等

DXを活用し、策定プロセスの簡易化を図ることで、自治体は、管理方策の検討や合意形成等に注力できる



3. 地域の保全・管理に関する施策(農用地等の保全・管理)

63	農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県、市町村、 地域協議会等	ハード・ソフト	定額、 5.5/10等	随時	10月頃 (随時)	7,389の内数	農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2665

< 事業の内容 >

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想を作成**し、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費**等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率(上限)：<ソフト>定額(1,000万円/年、粗放的利用支援(※)1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年)、<ハード>5.5/10等】

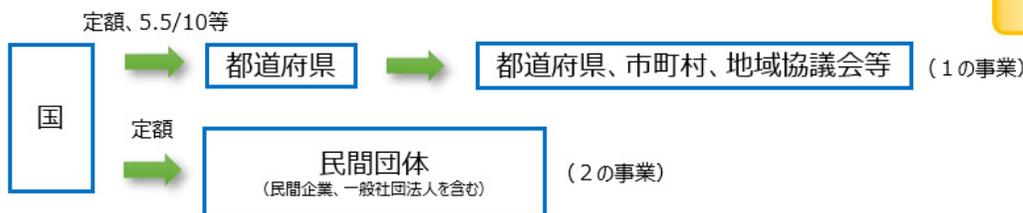
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみの話し合い】 【土地利用構想の概定】 【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】 【粗放的利用のための条件整備】 【農用地保全に資する基盤整備】 【農業用ハウスの整備】

【鳥獣緩衝帯】 【蜜源作物の作付け】 【計画的な植林】 【省力化機械の導入】

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

3. 地域の保全・管理に関する施策(農用地等の保全・管理)

64	中山間地域等直接支払交付金	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/			
			事例等①	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf			
			事例等②	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/attach/pdf/r0501-10.pdf	HP 事例等① 事例等②		
事業実施主体 (対象者)		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度予算概算決定 (百万円)	問合せ先
農業者の組織する団体等		ソフト	定額	～8月		28,460	農林水産省農村振興局 地域振興課 03-3501-8359

< 事業の内容 >

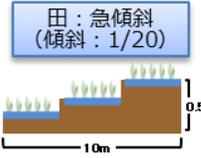
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

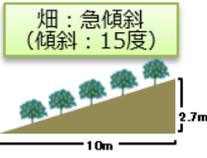
【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



田：急傾斜
(傾斜：1/20)

21,000円/10a



畑：急傾斜
(傾斜：15度)

11,500円/10a

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「ネットワーク化活動計画^{*1}の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

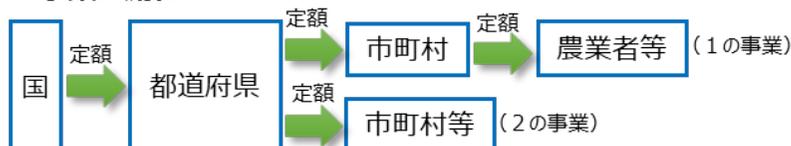
^{*1} 複数の集落協定間での活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)

【加算措置】

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大 ^{*2}) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

^{*2} 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
(～5ha部分) 10,000円/10a、(5ha～10ha部分) 4,000円/10a、(10～40ha部分) 1,000円/10a

^{*3} 第5期対策(R2～R6)で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

3. 地域の保全・管理に関する施策（農用地等の保全・管理）

65	多面的機能支払交付金	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html	QRコード	HP	
			事例等	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html			事例等
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
農業者等の組織する団体		ソフト	定額	～6月	1月～2月	(百万円) 50,048	農林水産省農村振興局 農地資源課多面的機能支払推進室 03-6744-2447

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円

- 農地維持支払**
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

農地維持支払

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等

資源向上支払

- 水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

交付単価 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払(共同)※1	③資源向上支払(長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払(共同)※1	③資源向上支払(長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

< 事業の流れ >



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目	説明	都府県	北海道
		田	畑
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等（加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加）	400	320
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	400	320

項目	交付単価 (円/10a)	
	環境負荷低減の取組への支援	組織の体制強化への支援
化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し	800
	冬期湛水	4,000
	夏期湛水	8,000
	中干し延期	3,000
	江の設置等	4,000
環境負荷低減の取組への支援	作溝実施	4,000
	作溝未実施	3,000

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班

3. 地域の保全・管理に関する施策(森林等の保全・管理)

66	森林・山村地域活性化振興対策のうち、 里山林活性化による多面的機能発揮対策	URL	HP・事例等 https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	地域協議会 民間団体等	ソフト	①②③定額、1/2、1/3以内 上限額：1活動組織当たり 500万円/年 ④委託	地域協議会 ごとに実施	地域協議会 ごとに実施	951	農林水産省林野庁 森林利用課 03-3502-0048

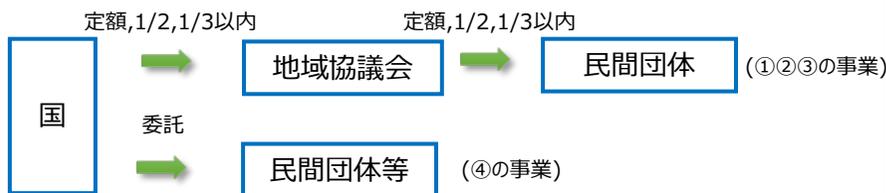
<事業の内容>

里山林活性化による多面的機能発揮対策

林業事業者による経営管理がされにくい里山林の整備・活用を通じて、山村集落の維持・活性化を図るため、

- ① 里山林の整備・活用に取り組む「山村活かし隊」に関する説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 山村活かし隊の活動成果の評価検証等を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

確保

育成

実践

➤ 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

➤ 里山林の整備・活用の実践に取り組みたい者に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施

➤ 山村活かし隊が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、関係人口の受入環境整備・調整、その他集落活動への支援アドバイザーの派遣等による活動サポート



3. 地域の保全・管理に関する施策(森林等の保全・管理)

67	森林整備事業	URL	https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県・市町村・森林所有者等	ハード・ソフト	1/2、3/10等		11月頃	125,565 (百万円)	農林水産省 林野庁整備課 03-6744-2303

< 事業の内容 >

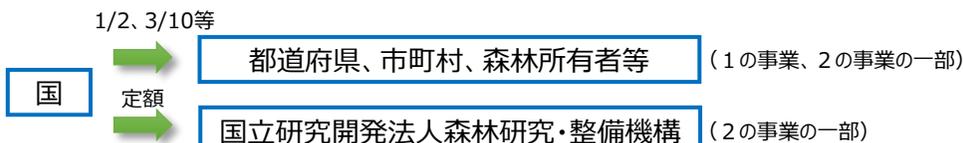
1. 間伐や再造林、路網整備等

- 省力化・低コスト化を進めつつ、間伐や再造林等の適切な森林整備を推進します。
- 林業適地等における林道の開設・改良等を推進します。
- 花粉発生源対策として伐採・植替え、路網整備等を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

- 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ施設周辺の森林等について、公的主体による復旧・整備を推進します。
- 林道の強靱化に向け、防災上重要な幹線林道の開設・改良・機能回復や林道施設の老朽化対策を推進します。

< 事業の流れ >



※ 国有林においては、直轄で実施

< 事業イメージ >

間伐や再造林、路網整備等

< 林業適地等における対応 >

低コスト造林による再造林面積の確保

路網整備の推進により再造林等を後押し

森林資源の適正な管理

公益的機能の持続的発揮

< 花粉発生源対策 >

伐採・植替えの一貫作業等や林業専用道の開設・改良を支援

一貫作業の実施

林業専用道の改良 (のり面)

豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進

防災上重要な幹線林道について、排水施設の整備等の機能回復を支援

道路に近接する森林

奥地水源林

簡易な排水施設の整備

[お問い合わせ先] 林野庁整備課 (03-6744-2303)

3. 地域の保全・管理に関する施策(藻場・干潟等の保全・管理)

68	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業	URL	HP	https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html	  HP 事例等	
			事例等	https://hitoumi.jp		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地域協議会、都道府県、市町村等	ソフト	定額			1,366	農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 03-3501-3082

<対策のポイント>

新たに気候変動・環境変化による藻場の減少等に対応するため、漁場生産力の回復・強化やブルーカーボンの推進の観点を踏まえ、漁業者等が行う藻場等の保全活動を重点的に支援します。また、モニタリングの強化、専門家の指導等により活動の実効性を確保します。

<事業目標>

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加〔令和11年度まで〕）
- 藻場の保全対策を強化（藻場の保全面積 6,200ha〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の強化に資する以下の取組を支援します。

1. 環境・生態系保全

漁場生産力の強化に資する藻場等の保全活動（ウニ・食害魚等の駆除、海藻種苗の投入、藻場を保護する区域の設定等の重点項目を設定）を重点的に支援します。併せて、モニタリングの強化、専門家の指導、PDCAサイクル等により活動の実効性を確保します。

ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

2. 海の安全確保

藻場等の海洋環境の変化を早期に捉えながら行う国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。

また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※上記 1 及び 2 に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る活動組織を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【見直しのポイント】

- ・第4期対策（令和8～12年度）を前倒して実施（令和7～11年度）
- ・漁場生産力の強化に資する「藻場等の保全」活動を強化し、将来的に持続可能な活動となるよう支援。

- ①「藻場・干潟ビジョン」、「磯焼け対策ガイドライン」、「沿岸漁場管理制度」等に基づいて実施する活動を優先的に支援
- ②新たな目標として「藻場の保全面積」を設定
- ③活動の実効性を確保するため、モニタリングの強化、専門家の派遣などの活動サポートの充実を図り、着実かつ効果的な活動となるよう支援



【PDCAサイクルによる活動の実効性の確保】



【お問い合わせ先】水産庁防災漁村課（03-3501-3082）

3. 地域の保全・管理に関する施策(鳥獣被害対策・ジビエ利活用)

69	鳥獣被害防止総合対策交付金	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/yosan.html	 HP	 事例等
			事例等	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hyousyou_zirei/hyosyo_jirei.html		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 地域協議会 民間団体等	ハード・ソフト	定額 (1/2以内等)	3月中旬～ 5月中旬	1月中旬～ 2月中旬	9,900	農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 03-3591-4958

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大への取組**等を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900 (9,900) 百万円

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援】

- 鳥獣被害防止総合支援事業等【令和6年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**鳥獣対策に係る総合的な人材育成**等を支援します。
- 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や**広域捕獲に係る取組**等を支援します。
- 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業【令和6年度補正予算含む】
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等
被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーションを行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けたペットフードへの利用促進や情報発信の取組**等を支援します。
- シカ特別対策事業、クマ特別対策事業【令和6年度補正予算含む】
シカの集中捕獲や、クマの捕獲対策を体制整備と併せて支援します。
- スマート捕獲等普及加速化事業**
ICT等を活用したスマート鳥獣害対策のモデル地区の整備と横展開を支援します。



【捕獲等の強化】

【ジビエ利活用拡大に向けた取組】

- スマート鳥獣害対策の推進**
ICT等を総動員し被害対策を実施するモデル地区を整備し、優良事例の創出と横展開を推進

- ジビエペットフード等によるジビエ利用の拡大**
安全なペットフード原料の供給や、捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた取組を推進



- シカ、クマの捕獲対策の強化**【令和6年度補正予算含む】
被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援



- ジビエの情報発信強化**【令和6年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けたコンテンツ等の展示を通じた情報発信の強化



- 高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保**
地域の実情を踏まえた対策の実施が図られるよう、鳥獣被害対策を主導する人材の育成・確保を支援

<事業の流れ>



3. 地域の保全・管理に関する施策（鳥獣被害対策・ジビエ利用）

70	シカ等による森林被害緊急対策事業のうち シカ等森林被害総合対策	URL	事例等 https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県 市町村 地域協議会	ソフト	定額		1月～2月	43	農林水産省林野庁研究指導課 03-3502-1063

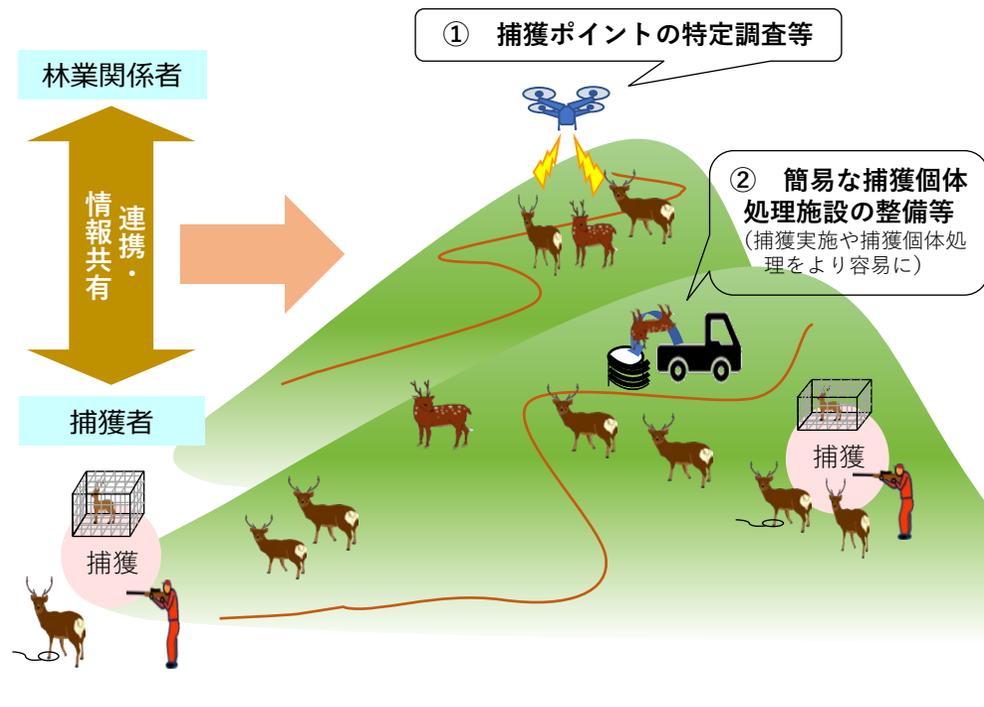
シカのねぐらや隠れ場となっている森林において、関連事業と連携した捕獲を推進するため、**林業関係者等が行う、シカ捕獲ポイントの特定調査など、効率的な捕獲に必要な取組を支援**します。

1. シカ等森林被害総合対策

シカの生息域となっている森林内において、林業関係者と地域関係者が連携してシカ捕獲を効果的・効率的に進めるため、

- ① ドローンなどを活用してシカのねぐらや隠れ場等を特定する、**捕獲ポイントの特定調査等**を実施、支援します。
- ② 森林はアクセスが悪く、捕獲後の個体処理が困難等条件が悪いことから、**簡易な捕獲個体処理施設の整備など、捕獲に必要な条件整備**を実施、支援します。

★捕獲条件の不利な森林において、捕獲に必要な条件整備等により捕獲を促進



<事業の流れ>



3. 地域の保全・管理に関する施策(鳥獣被害対策・ジビエ利活用)

71	指定管理鳥獣対策事業費	URL	https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index2.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・協議会 市町村 (クマ間接交付)	ソフト	交付金(補助率1/2、2/3、定額)		1月～2月頃	200	環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室 03-5521-8285	

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、クマ類)の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

〔1〕ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、生息状況調査等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進(捕獲手法の技術開発、広域連携による捕獲等)
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成(認定鳥獣捕獲等事業者等育成の研修会等)
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成(狩猟者育成の講習会等)
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援(捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等)

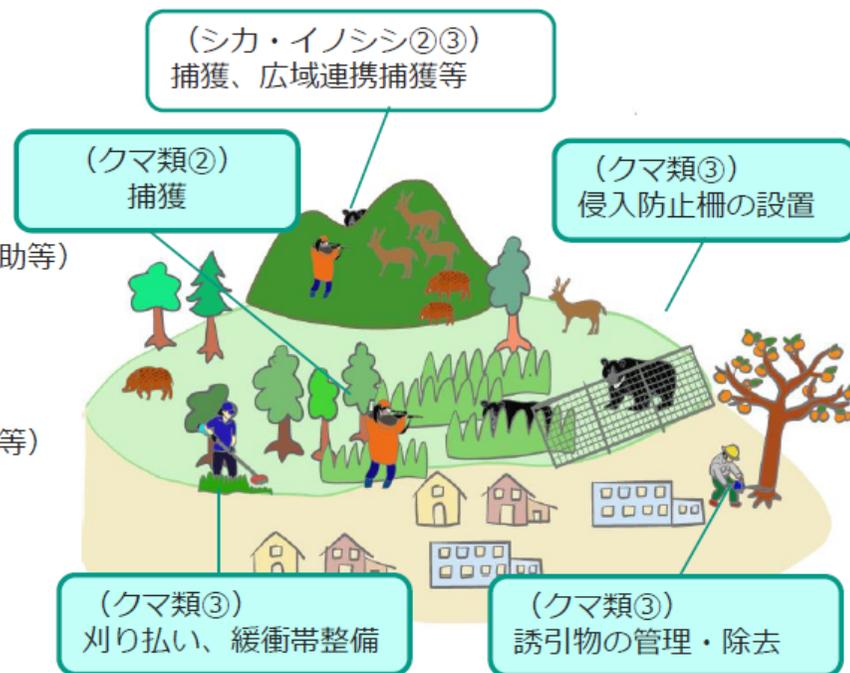
〔2〕クマ類総合対策事業【拡充】

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②クマ類の捕獲等(人の生活圏周辺等)
- ③出没防止対策(誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等)
- ④出没時の体制構築(出没情報収集提供、出没対応訓練、対応マニュアル作成等)
- ⑤専門人材育成(都道府県・市町村職員、捕獲技術者育成の研修会等)

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(補助率1/2、2/3、定額)
- 交付対象 都道府県(市町村への間接補助(クマ類))、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



3. 地域の保全・管理に関する施策(景観・居住環境の整備改善)

72	景観・歴史を大切にしまちづくり (歴史まちづくりの推進)	URL	https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/content/001480763.pdf				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	歴史的風致維持向上 計画の認定都市等	ハード・ソフト	下図参照		1月～2月頃	下図参照	国土交通省公園緑地・景観課 03-5253-8954

歴史まちづくりに関する主な支援措置

令和7年度予算額
 社会資本整備総合交付金
 4,874億円の内数

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象



④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景が補助対象

※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

令和7年度予算額
58百万円

令和7年度予算額
ICT等を活用した観光地のインバウンド受入
環境整備の高度化
1,866百万円の内数

3. 地域の保全・管理に関する施策(景観・居住環境の整備改善)

73	景観改善推進事業	URL	https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000046.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
市区町村	ハード・ソフト	下図参照		1月～2月頃	58.2	国土交通省都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8954	

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画の策定・改定に要する経費*
- (2) 景観計画の策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費*
- (3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

※計画改定は重点地区の新規指定もしくは追加を伴うものに限る。

【補助率】

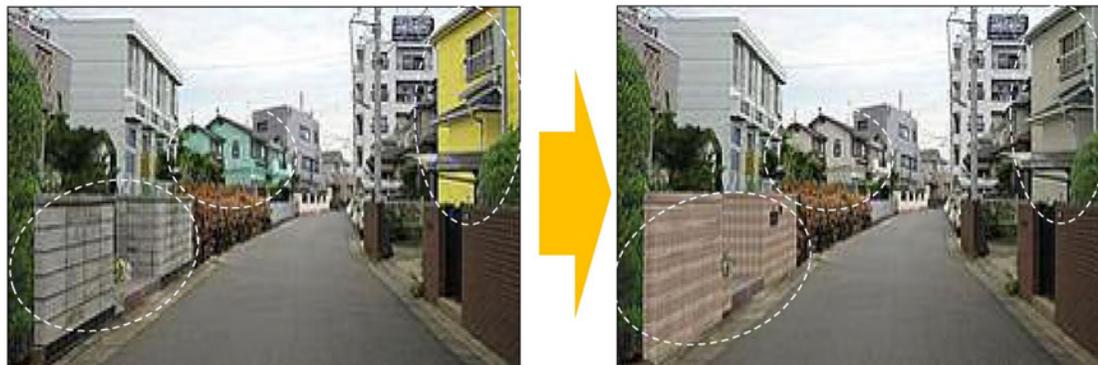
- 上記(1)、(2) 事業主体がa.かつb.に該当する場合 1 / 2
 事業主体がa.に該当する場合 1 / 3
 上記(3) 事業主体がa.に該当する場合 1 / 3

【事業主体】

- a. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域
- ・景観法に基づく景観計画



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置 (イメージ)

3. 地域の保全・管理に関する施策(景観・居住環境の整備改善)

74	空き家対策総合支援事業	URL	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
市区町村・所有者・NPO・民間事業者等	ハード・ソフト	1/2、2/5、1/3、定額	4月～5月頃	1月～2月頃	5,900	国土交通省住宅局 住宅総合整備課住環境整備室 03-5253-8508	

空家法の空家等対策計画に基づき**市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組**や、**NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等**に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

<空き家対策基本事業>

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要**な空き家の実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**
※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能
- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

<空き家対策附帯事業>

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

<空き家対策関連事業>

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

<空き家対策促進事業>

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

<空き家対策モデル事業>

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率 調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

<補助率>

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

3. 地域の保全・管理に関する施策(景観・居住環境の整備改善)

75	街なみ環境整備事業	URL	HP 事例等	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001478281.pdf https://www.mlit.go.jp/common/001017215.pdf	 HP	 事例等
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村・ 法定協議会	ハード・ソフト	1/2、1/3		1月	(百万円) 社会資本整備総合交付金 487,410百万円の内数	国土交通省住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室 03-5253-8517
趣旨・目的	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。					
事業内容	地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふるさとづくりを推進する。					

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ① 接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
*接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景
(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却

(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



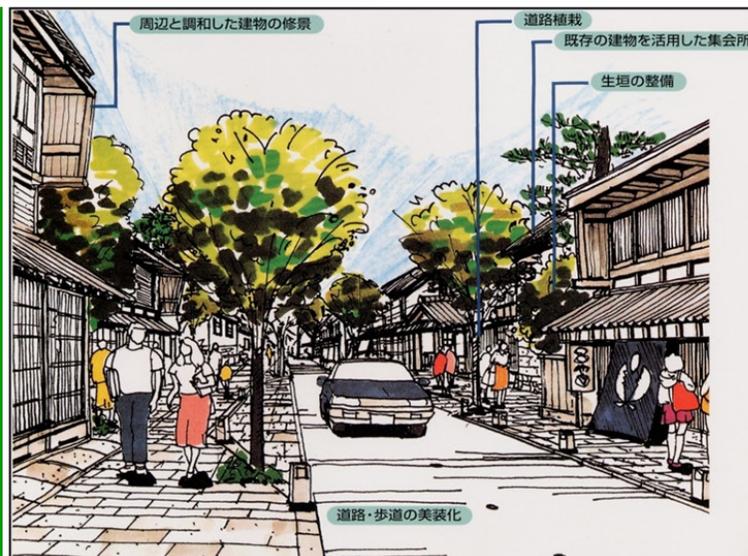
公共施設の修景

(道路の美化化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)



4. インフラの整備に関する施策(農林水産業関係施設の整備)

76	土地改良施設維持管理適正化事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/attach/pdf/dantaisidou_riyouchousei-58.pdf				
----	-----------------	-----	---	--	--	--	--

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
土地改良区等	ハード	30%、40%、50%	/	4月～8月頃	(百万円) 4,673	農林水産省整備部 土地改良企画課 03-3502-6006

<事業の内容>

1. 整備補修事業

- ① 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修)
- ② 地域の農業生産基盤の保全等に関する計画(通称「水土里ビジョン」)に位置付ける施設の整備補修

2. 施設改善対策事業

水田地域に高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修

3. 安全管理施設整備対策事業

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設の整備

4. 緊急整備補修

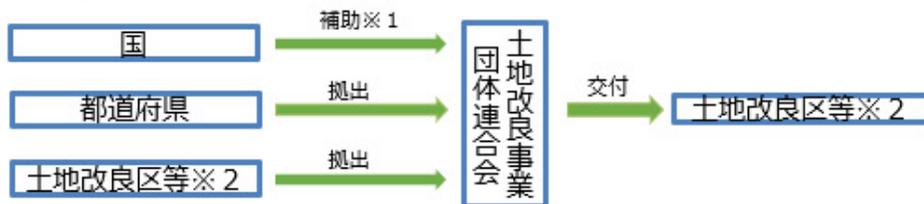
予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

5. 防災減災機能等強化事業

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備(ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等)

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



※1 1の①及び2～4は30%、1の②は40%、5は50%。

1の②及び5については、財政融資資金を活用して実施。

※2 土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

<事業イメージ>

整備補修事業



施工前

原動機の分解補修、塗装

施工後

整備補修事業(水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修)



施工前

水門の整備

施工後

防災減災機能等強化事業 防災・減災機能の強化



ため池護岸の整備

施設管理の省エネ化



高効率モータへの更新

施設管理の省力化



監視装置の設置

[お問い合わせ先] 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006) 88

4. インフラの整備に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

77	農山漁村地域整備交付金	URL	https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県、市町村等	ハード	定額(1/2等)		4月～10月頃	76,249	(農業農村分野) 農林水産省農村振興局地域整備課 03-6744-2200 (森林分野) 林野庁計画課 03-3501-3842 (水産分野) 水産庁計画・海業政策課 03-6744-2387	

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。

- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに**交付金の配分**が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

< 事業の流れ >



交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

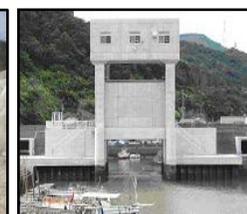


治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

(共通) 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

4. インフラの整備に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

78	農村整備事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/nousonnseibi.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
都道府県、市町村等	ハード	定額(1/2等)		4月～10月頃	6,535 (百万円)	農林水産省農村振興局地域整備課 03-6744-2200	

< 事業の内容 >

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

（施設計画策定事業において、新たに大規模災害を想定した初動体制整備及び施設再編・集約に関する方針を維持管理適正化計画で策定することを支援します。）

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設
(太陽光発電施設)



集落防災安全施設
(土砂崩壊防止施設)

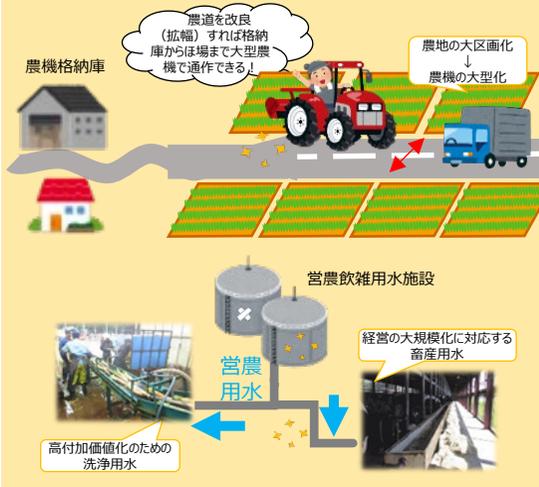
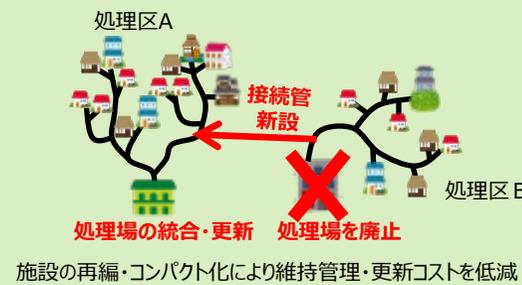
農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等



農村インフラの高度化

生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



4. インフラの整備に関する施策（農林水産業関係施設の整備）

79	中山間地域農業農村総合整備事業	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/index2.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県 市町村 協議会	ハード	55%等		4月～10月頃	3,990	農林水産省 農村振興局 地域整備課 03-6744-7625

< 事業の内容 >

1. 農業生産基盤整備

- 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- 国土保全のための農用地保全施設
- 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）

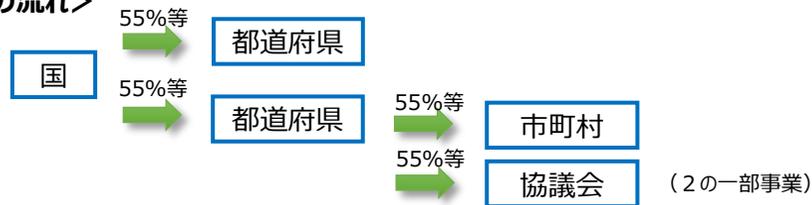
- 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- 高収益作物の導入に必要な農業施設
- 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

【実施要件】

- 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上
(生産・販売施設等※2と一体で実施する場合は5ha以上)
- 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
 ※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >



4. インフラの整備に関する施策（情報通信環境の整備）

80	農山漁村振興交付金のうち 情報通信環境整備対策	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/jouhoutsuushin/jouhou_tsuushin.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
都道府県 市町村 土地改良区等		ハード・ソフト	1/2等 定額	随時	前年度4月、7月、 10月、1月を予定		

< 事業の内容 >

1. 計画策定事業

① 計画策定支援事業

情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。また、衛星通信等の先進的技術の適応可能性や、情報通信環境整備を通じた土地改良区の運営基盤の強化手法を検討する取組を支援します。

② 計画策定促進事業

事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

2. 施設整備事業

① 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。

② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。

③ 農機の自動操舵等に必要となるRTK-GNSS基準局の整備を支援します。

※下線部は拡充事項

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

情報通信施設



情報通信施設



情報通信施設



情報通信施設

— 光ファイバ (情報通信施設の活用例)

(無線基地局、地域の取組内容に応じて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）を選定。)

■ 農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する利用

■ スマート農業の実装に関する利用

■ 地域活性化に関する利用

4. インフラの整備に関する施策（情報通信環境の整備）

81	高度無線環境整備推進事業	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html			
----	--------------	-----	---	--	--	--



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
下図参照	ハード	下図参照	1月～7月頃	4月～5月頃	(百万円) 情報通信インフラ整備 加速化パッケージ 3,986の内数	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課 03-5253-5866

趣旨・目的 高速・大容量の無線通信の前提となる伝送路設備の整備等を推進し、電波の能率的な利用の確保を図る。

事業内容 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体: 直接補助事業者: 自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者: 民間事業者

イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

エ 負担割合: (自治体の場合)

国(※1)(※3) 4/5	自治体 1/5
------------------	------------

* 光ファイバ等の維持管理補助は、
収支赤字の1/2(令和7年度まで)

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※2)(※3) 1/2	自治体 1/2
----------------------	------------

- (※1) 地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乘せ
- (※2) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3
- (※3) 民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4(離島)、
1/2(その他条件不利地域)

(第3セクター・民間事業者の場合)

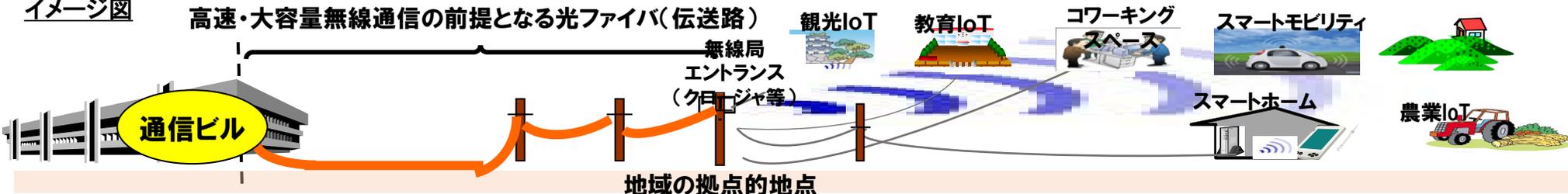
国(※1)(※4)(※5) 4/5	3セク・民間 1/5
----------------------	---------------

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※6) 3/4	3セク・民間 1/4
------------------	---------------

- (※4) 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3/4
- (※5) 高度化を伴う更新を行う場合、3/4、
2/3(海底ケーブルの敷設を伴わない場合)
- (※6) 高度化を伴う更新の場合、2/3

イメージ図



- 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
- 本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。

4. インフラの整備に関する施策(情報通信環境の整備)

82	地域社会DX推進パッケージ事業（計画策定支援・先進無線実証事業・補助事業）		URL HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html	QRコード			
	事業実施主体（対象者）	支援対象・内容			補助率等	公募時期	事業要望調査時期
地方公共団体 民間団体等	ハード・ソフト	③：1/2	1～3月 複数回公募の 可能性あり				

地域社会DX推進パッケージ事業（計画策定支援・先進無線実証事業・補助事業）

① 計画策定支援

導入計画策定のコンサルティング

何から着手すれば良いかわからない…



DXを進めていくための計画書を作成したい…



地域課題の洗い出し、優先順位を整理したい

デジタル実装に必要となる地域課題の整理、導入・運用計画の策定等を専門人材が支援します。

【支援対象】

- ・地方公共団体（※1）
 - ・地方公共団体が出資する法人又は非営利法人
- ※1 財政力指数1以上の地方公共団体は対象外

② 実証事業

先進的ソリューションの実用化支援



ローカル5Gなどの新しい無線技術を活用して地域課題の解決を目指す、先進的ソリューションの実用化に向けた社会実証の取組を支援します。

【支援対象】

- ・地方公共団体
 - ・地方公共団体が出資する法人又は非営利法人
 - ・企業・団体等（※2）
- ※2 当該企業・団体等によりのみ利益がある取組ではなく、地域課題の解決に資するものであること

③ 補助事業

地域のデジタル基盤の整備支援



デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）の整備費用を補助します。

（補助率 1 / 2）

【支援対象】

- ・地方公共団体
 - ・地方公共団体が出資する法人又は非営利法人
 - ・企業・団体等（※3）
- ※3 採択候補に決定後、交付申請までに地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していること

4. インフラの整備に関する施策(一般廃棄物処理施設の整備)

83	一般廃棄物処理施設の整備	URL	https://www.env.go.jp/content/000279242.pdf				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
市町村等	ハード・ソフト	交付金、間接補助事業 (補助率1/3、(一部1/2等)、定額)	4月	前年度12月～1月	52,636	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 03-5521-8337	

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

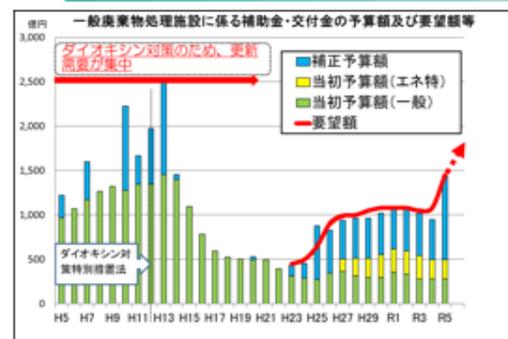
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設(焼却施設、メタンガス化施設等)
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業(補助率1/3(一部1/2等)、定額)
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

4. 予算額の推移、補助対象の例



4. インフラの整備に関する施策(浄化槽の整備)

84	循環型社会形成推進交付金 (浄化槽の整備)	URL	https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/grant/yosanseido.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県・市町村	ハード・ソフト	交付金 (補助率1/3 (一部1/2))		前年度の12月～1月	(百万円) 8,613	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 03-5501-3155

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約830万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

- 市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。
 ※令和7年度予算では下線の助成メニューを拡充。また、令和7年度予算より、交付金により整備される浄化槽は、電子化された浄化槽台帳に記録した上で、当該台帳に基づき、必要な場合に維持管理の指導等が行われるものであることを交付要件に追加。
- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 (交付率1/2)
 単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽 (環境配慮型浄化槽に限る) に事業計画額の6割以上転換する事業
 - 汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業 (交付率1/2) <R8までの時限措置>
 - 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
 特定既存単独処理浄化槽 (法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る) から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 <R11までの時限措置>
 - 浄化槽災害復旧事業
 - 少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業
 - 市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業
 - 浄化槽整備効率化事業
 浄化槽台帳整備 (浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む)、計画策定・調査 (特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む)、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 (交付率1/3、1/2)
- 請負先/交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業の流れ



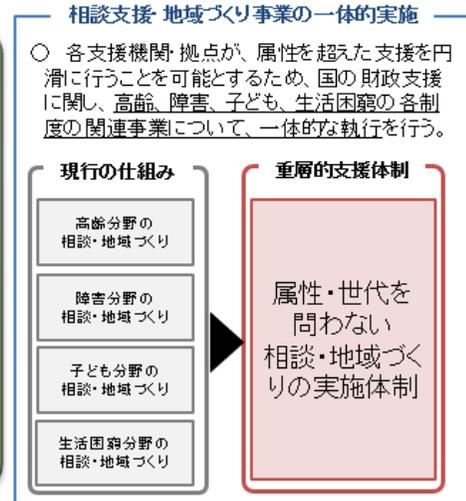
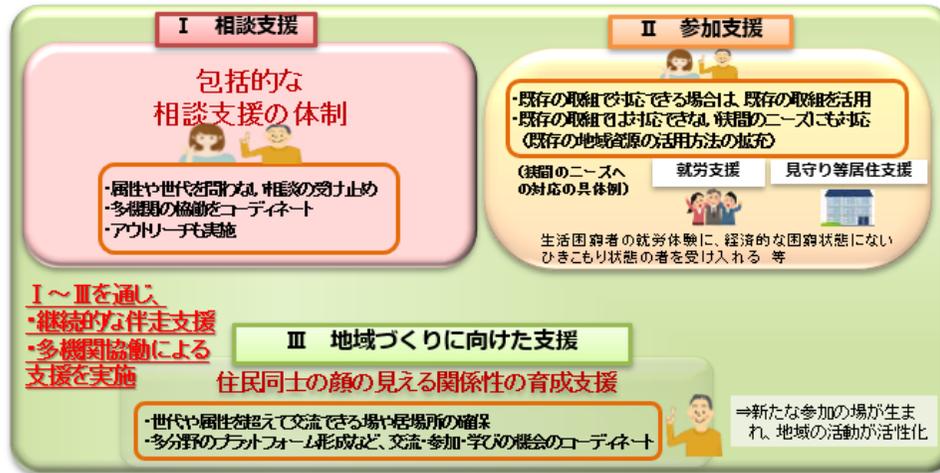
○費用負担・交付率

浄化槽設置整備事業(個人設置型)	個人(6割相当)	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付対象(要協議)			
浄化槽設置整備事業(特定既存単独浄化槽からの転換(少人数高齢世帯))	個人(1/3相当)	1/2 市町村	1/3国
公共浄化槽等整備推進事業		2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
※市町村は、別途、負担金(事業費の1割程度)を個人より徴収			
少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業	個人(5割相当)	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2国

5. 生活サービスに関する施策（地域住民の包括的な支援体制整備）

85	重層的支援体制整備事業	事業URL	HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00006.html	事例等	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index_00005.html	HP	事例等
			事例等					
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和7年度 当初予算	問合せ先		
市町村	ソフト	下記の事業うち、 ・①⑦ 38.5/100 ・②⑧50/100以内 ・③2/3 ・④⑤3/4 ・⑥25/100 ・⑨1/3 ・⑩⑪⑫⑬ 1/2	/	/	(百万円) 71,842	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室 (代表)03-5253-1111(内線)2289		
趣旨・目的	市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、属性別の支援体制では困難な複合課題や狭間のニーズに対応するとともに、地域づくりに向けた支援を行い、地域において誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げることで重層的なセーフティネットを築き、地域福祉の増進に努める。							
事業内容	市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性（高齢、障害、子ども、生活困窮）を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施。 ①地域包括支援センターの運営 ②基幹相談支援センター等機能強化事業等 ③利用者支援事業 ④自立相談支援事業 ⑤福祉事務所未設置町村による相談事業 ⑥地域介護予防活動支援事業 ⑦生活支援体制整備事業 ⑧地域活動支援センター機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ⑪多機関協働事業 ⑫アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ⑬参加支援事業							

重層的支援体制整備事業の全体像



5. 生活サービスに関する施策(企業との連携による持続可能な地域・社会課題の解決)

86	地域生活圏形成リーディング事業 (調査業務)	URL	①HP (国土形成計画) https://www.mlit.go.jp/kokudokeisei3/ ②地域生活圏サイト https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000164.html ③事例集 https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001845888.pdf				 ①  ②  ③
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
官民で構成される協議会		ソフト	1/2以内 2/3以内	4~5月頃			

事業概要

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的な生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがあるため、①官民パートナーシップによる「**主体の連携**」、②分野の垣根を越えた「**事業の連携**」、③行政区域にとらわれない「**地域の連携**」の観点から、リアル空間の質的向上により「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**地域経営主体の育成が急務**である。
- このため、地域課題の解決と地域の魅力向上を図り、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に資する**先導的な取組**に対して**事業実施に係る費用の支援等**を行うことにより、**地域の多様なステークホルダー**から構成される**地域経営主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「**地域生活圏**」の形成を強力に推進し、**地方創生の早期実現**を図る。

事業内容・イメージ

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる取組に対して支援を行うもの

【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会 ※都道府県の参画が必須

【支援対象経費】

- ・ 「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意 形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- ・ 日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性 の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ・ 「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費 (拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費、人材育成費等)
※複数分野の連携を前提

【補助率・上限額】

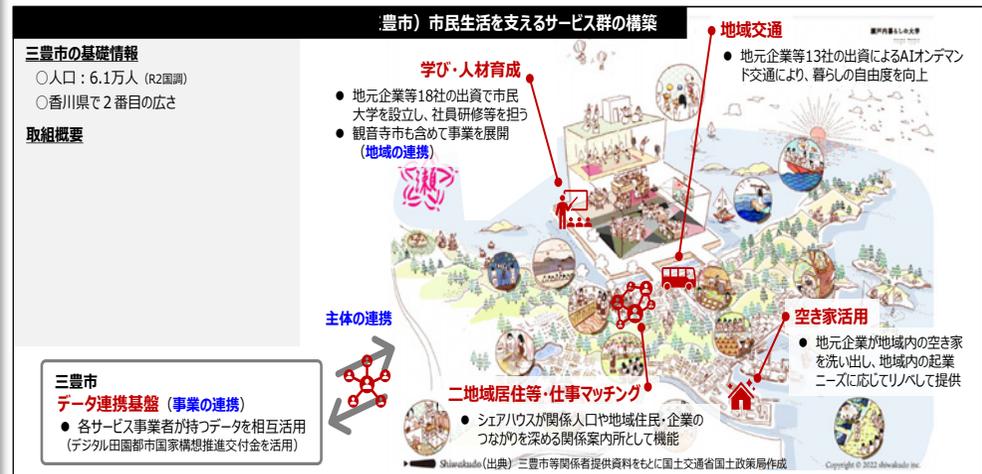
- ・ ポイント①及び②を満たす主体 : 支援対象経費の1/2
- ・ ポイント①~③の全てを満たす主体 : 支援対象経費の2/3
※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円

<地域経営のポイント>

地域生活圏の3要素

- ① **「主体の連携」**
- ② **「事業の連携」**
- ③ **「地域の連携」**

地域生活圏の形成に向けてのモデルとなる地域



取組の拡大、運営体制の強化、自走化への支援

5. 生活サービスに関する施策（地域交通）

87	地域公共交通確保維持改善事業	URL	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_00041.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
協議会 事業者等	ハード・ソフト	1/3、2/3、 1/2、定額等	令和7年2月下旬 以降（予定）等		20,905 <small>（百万円）</small>	国土交通省総合政策局地域交通課 03-5253-8396	

地域公共交通確保維持改善事業

「交通空白」の解消、多様な関係者の連携・協働等による持続可能な地域交通への進化

■ 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

喫緊の課題である「交通空白」の早期解消等に向け、

- 「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し（調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援）
- 地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援
- 『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロットプロジェクト推進（官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開）



地域の足：「かなライド」

■ 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援

配車・運行管理システムの導入・共通化、キャッシュレス決済の導入等支援



クレカタッチ決済

■ 自動運転の社会実装に向けた支援

自動運転大型バス等への支援を強化



自動運転大型バス

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

「交通空白」解消に向けた実態把握やモビリティデータの利活用等の支援

■ 地域公共交通調査等事業

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化促進のためのマスタープラン・基本構想策定に係る調査
- ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、協議会の開催、調査事業、実証事業を支援（地域公共交通再構築調査事業）

■ 地域公共交通バリア解消促進等事業

- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 経営基盤の脆弱な地域の鉄道の施設・車両の更新
- 障害者用ICカードの導入等

■ 地域公共交通確保維持事業

- 地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援
 - ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入を支援
- 離島航路・離島航空路
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援



先進車両導入支援事業

- 鉄道・バスのEV車両等の先進的な車両導入等を行う地域を支援

5. 生活サービスに関する施策(地域交通)

88	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転社会実装推進事業)	URL	https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000066.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
地方公共団体	ハード・ソフト	4/5	4月以降		20,905の内数	国土交通省 物流・自動車局 技術・環境政策課 03-5253-8592	

- 自動運転は、人手不足や交通事故の削減等、地域公共交通が抱える課題に対する解決手段の一つとして期待
- 地方公共団体による、レベル4自動運転移動サービス実装に係る初期投資を支援

対象事業者

地方公共団体 (都道府県・市町村)

補助率

4 / 5

対象事業イメージ

- ・定時定路線型の自動運転移動サービス
- ・専用道などを用いたBRT自動運転移動サービス
- ・特定のポイント間で運行するデマンド型の自動運転移動サービス 等

補助対象経費

- ・車両購入費・リース費
- ・車両改造費
- ・自動運転システム構築費
- ・リスクアセスメント、ルート選定等の調査費 等

支援の枠組み

(1) 重点支援

- 地域公共交通の先駆的・優良事例として横展開できる事業

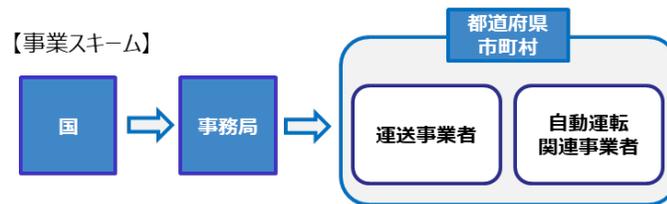
(例)

- ・既存のバス路線を大型バスにより、自動運転化し大量輸送を確保し事業採算性を向上
- ・自動運転タクシーにより、個別輸送・面的輸送に対応できる機動的な移動サービスを実現 等

(2) 一般支援

- 上記を除く、早期にレベル4達成が見込まれる事業

【事業スキーム】



5. 生活サービスに関する施策(地域交通)

89	地域新MaaS創出推進事業	URL	HP	https://www.meti.go.jp/policy/automobile/caseyosan.html	 HP	
			事例等	https://www.meti.go.jp/policy/automobile/r6sumamobisaitakujigyougaiyou.pdf		 事例等
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
企業・団体等	ハード・ソフト	委託金	2月中旬～ 3月上旬	4月～1月	(百万円) 4,800の内数	経済産業省 自動車課 モビリティDX室 03-3501-1690

移動課題の解決や地域経済活性化、モビリティ関連産業の裾野拡大につながる新たなモビリティサービスの実装に向け、①先進事例の実証支援、それら各地での実証成果から得られた知見を活かし、②地域への伴走支援事業やシンポジウム開催などを通じた事例の横展開を推進中。

＜①先進事例の実証支援＞例：神奈川県川崎市

- カーディーラーを活用した「モビリティハブ」×「異業種サービス（物流・旅行・教育等）連携」により、地域の生活を支える拠点の創出を目指す。
- 交通の乗換拠点に加え、宅配BOXや子育て・教育イベント等の多様なサービスを組合わせた実証を行い、各サービスの実現可能性を検証するとともに、カーディーラーの新たな需要や価値・事業性について検証する。

実証実験イメージ

＜新しい交通サービスの展開イメージ＞



＜②横展開＞スマートモビリティチャレンジ推進協議会

- 地域と企業の協働による意欲的な挑戦を促す「スマートモビリティチャレンジ」プロジェクトを開始。会員数は**382団体**。
- MaaSに関する情報発信や会員同士のマッチング、シンポジウム開催などの地域・企業等の連携強化を促進する取組を実施。
- またこれから構想づくりに取り組む地域や、実証段階で伸び悩む地域に対して、伴走支援を実施。

「スマートモビリティチャレンジ推進協議会」



5. 生活サービスに関する施策(物流・配送)

90	ドローン配送拠点整備促進事業	URL	調整中			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度補正予算	問合せ先
民間企業や地方公共団体等からなる共同事業体又は協議会等	ハード・ソフト	1/2	5月～6月頃		(百万円) 調整中	国土交通省 物流・自動車局物流政策課 03-5253-8799

事業目的

- 離島や山間部などの過疎地域の物流の担い手不足や貨物量の減少等に対応し、地域の物流網の維持・確保を図るため、自治体、物流事業者等が連携して取り組むドローンを活用したラストワンマイル配送拠点の整備を支援。

背景・経緯

- 過疎地域では都市部よりも担い手不足や貨物量減少、積載率低下などの課題が深刻化しており、地域の物流網の維持・確保を図るための取組が急務となっている。
- また、能登半島地震の災害対応では、道路が遮断された孤立集落までドローンを活用した迅速な支援物資輸送[※]が行われており、平時からドローン配送拠点を整備することは災害時の輸送手段を確保する観点からも有益。
⇒ 過疎地域のラストワンマイル配送の効率化と災害時の代替輸送手段の確保のため、平時からドローン配送拠点を整備。

事業概要

- 自治体・物流事業者等が連携しながら、トラック等の陸上輸送とドローン配送を組み合わせるラストワンマイル配送を効率化する取組を支援（災害時の活用を見据えた平時からの事業化にも寄与）。



過疎地域におけるドローン物流の社会実装を促進

5. 生活サービスに関する施策(物流・配送)

91	モーダルシフト等推進事業	URL	https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html			
						
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
荷主企業及び貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成された協議会であって、予め大臣の認定を受けた者	モーダルシフト等の物流効率化の取組について物流効率化法に基づく「総合効率化計画」の策定経費や、「認定総合効率化計画」に基づく初年度の運行経費	定額 1/2以内 2/3以内	5月～6月		40.6	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 03-5253-8799

実施に向けた主な流れ

- 協議会の立上げ
・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催
・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等
計画策定経費補助
- 総合効率化計画の策定
・協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定
- 総合効率化計画の認定・実施準備
- 運行開始
運行経費補助

補助上限・補助率

上限総額 500万円	省人化・自動化機器導入 上限300万円 (補助率：1/2以内)
	計画策定経費補助 上限200万円 (補助率：定額)
上限総額 1,000万円	省人化・自動化機器導入 上限500万円 (補助率：2/3以内)
	運行経費補助 上限500万円 (補助率：1/2以内)

省人化・自動化への転換・促進を支援

- <省人化・自動化機器の導入例>
- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
 - ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け



5. 生活サービスに関する施策(物流・配送)

92	運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業	URL	https://www.env.go.jp/air/car/transportation/index.html			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体、 民間事業者・団体等	ハード・ソフト	1/2	調整中		1,415の内数	環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業 (一部 農林水産省、国土交通省連携事業)



【令和7年度予算(案) 1,415百万円(1,165百万円)】



環境省

運輸部門の脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展(基礎研究や製品開発)は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

- 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業**
車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証を実施する。例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電等の実証を想定。
- 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業**
LiBの信頼性/耐久性/性能等について統一的に評価するための閾値の整理、標準化に向けた検討等のための実証を実施。
- 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業**
重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組(水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等)のモデル的な実証を行う。
- 農業機械の電動化促進事業**
多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及拡大につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託(1)~(4)、直接補助事業(補助率:1/2)(1),(3)、間接補助事業(補助率:2/3)(4)
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)~(3) 令和6年度~令和10年度、(4) 令和7年度~令和9年度

4. 事業イメージ

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

商用車における非接触給電を活用したモデル実証

(2) 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

劣化状況に応じた性能目標(閾値)の整理

(3) 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

共同輸配送+ドローン配送によるラストワンマイル配送

(4) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場でのモデルケースの構築

小型トラクタ 草刈り機

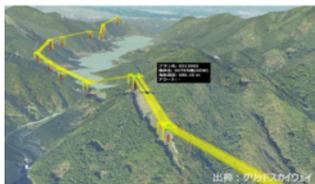
お問合せ先: 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話: 03-5521-8301

5. 生活サービスに関する施策(物流・配送)

93	地域の社会課題解決に向けたデジタルライフライン整備加速事業			URL	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/lifeline.html 	
	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等		公募時期	事業要望調査時期
民間企業等	ソフト	1/2, 1/3	3月頃		5,796	経済産業省 情報経済課 03-3501-0397

① ドローン航路 (180km以上)

- 中山間地域の送電線点検や物流・河川点検のために、**ドローンを安全かつ簡便に飛行できる航路を整備**。
- 3月より物流およびインフラ点検を両立する多目的運航の先行実装を浜松市で開始予定。



② 自動運転サービス支援道(100km以上)

- 自動運転車の運行を支援するセンサー**を道路側に整備し、合流支援情報の提供などを実施。
- 3月より新東名高速道路の一部区間を自動運転優先レーンに設定し、自動運転トラック実証を開始予定。



出所：ひたちBRT <ハンズ・オフ実証の様子>
出所：T2

③ インフラ管理DX (200km²以上)

- 地下埋設された電気・ガス・水道等のインフラ管理データを**3D化。点検・工事の生産性向上**を実現。
- 1月よりさいたま市・八王子市で実証開始。



<地面を透過して埋設物を表示> 出所：Earthbrain

④ 奥能登版デジタルイン

- 有事に人がどこにいるかを把握するための共通の仕組み**を平時から活用するためのインフラを整備。
- 来年度より、奥能登地域で実証開始予定。



送電線：
埼玉県 秩父地域
河川：
静岡県 浜松市 (天竜川)

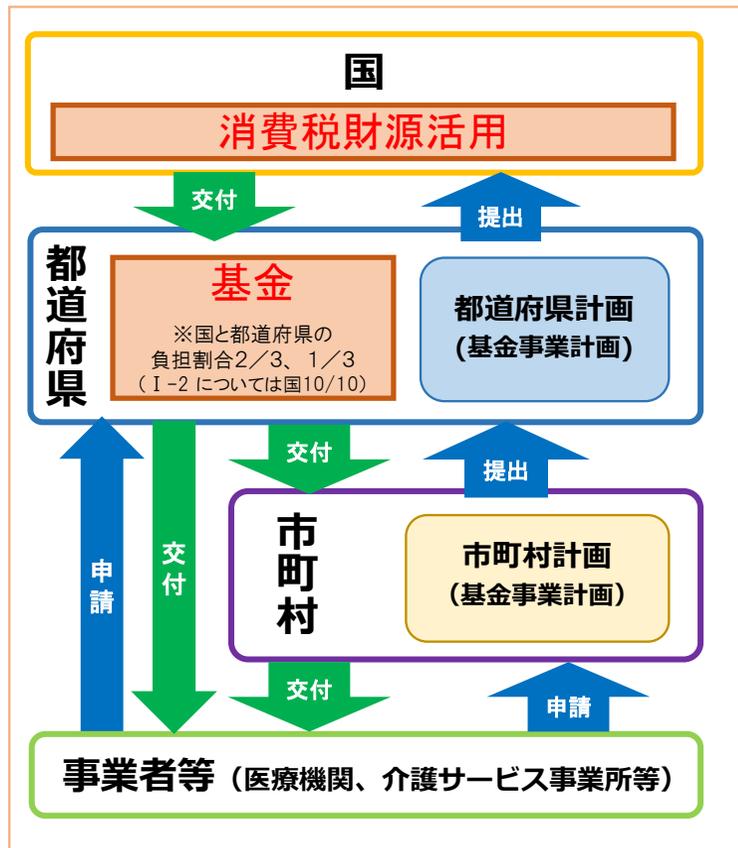
高速道路：
新東名高速道 駿河湾沼津SA
～浜松SA間
一般道：
茨城県 日立市(大甕駅周辺)

埼玉県 さいたま市、
東京都 八王子市

奥能登地域

5. 生活サービスに関する施策（医療・介護）

94	地域医療介護総合確保基金	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県 市町村 事業者等	ハード・ソフト	国→都道府県：国 2/3、10/10、県1/3 都道府県→事業者： 都道府県が決定	国→都道府県： 前年度3月末 都道府県→事業者： 都道府県が決定		96,243	厚生労働省 医政局地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室 老健局高齢者支援課認知症施策・ 地域介護推進課 03-5253-1111（代）	



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

5. 生活サービスに関する施策（医療・介護）

95	遠隔医療設備整備事業	URL	HP・事例等 https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者	ハード	2分の1	2月下旬	2月下旬	100 （百万円） ※医療施設等設備整備費補助金のメニュー予算	厚生労働省 医政局総務課 03-3595-2189

1 事業の目的

この事業は、情報技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

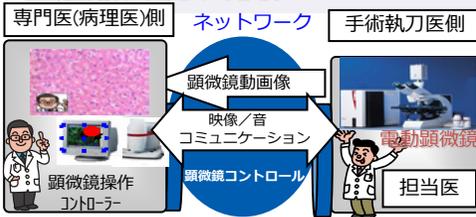
情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。

医師—医師間(D to D)

医師—患者間(D to P、D to P with N 等)

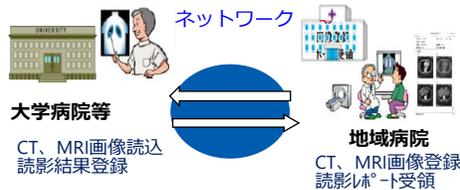
遠隔病理診断

- 【概要】
体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに遠隔診断を行う。
- 【効果】
リアルタイムで手術範囲の決定など専門医の判断を仰ぐことができる。



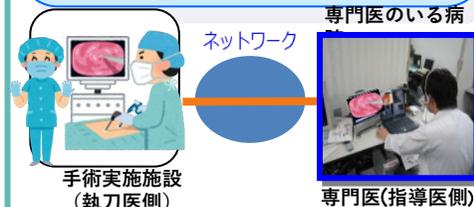
遠隔画像診断

- 【概要】
X線写真やMRI画像など、放射線科で使用される画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。
- 【効果】
専門医による高度で専門的な診断を受けられる。



遠隔手術指導

- 【概要】
手術中の術野映像、患者のバイタルデータ等をリアルタイムに遠隔地の医師へ共有し、指導を受けながら手術を行う。
- 【効果】
医療の地域間格差の解消、地域に勤務する若手医師の教育支援等につながる。



遠隔診療（オンライン診療）

- 【概要】
医師—患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムで行う。
- 【効果】
医療に対するアクセシビリティを確保し、よりよい医療を得られる機会を増やすことができる。



5. 生活サービスに関する施策（医療・介護）

96	へき地保健医療対策	URL	-			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
下図参照	ハード・ソフト	下図参照	【医政局分】 ハード：2月下旬 ソフト：7月下旬 【保険局分】随時	【医政局分】 ハード：2月下旬 ソフト：7月下旬 【保険局分】-	12,267	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室/ 保険局 国民健康保険課 03-5253-1111（代表）

へき地保健医療対策関係予算について

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 75.3億円 → 【令和7年度予算額】 80.3億円

2 内容

- (1) へき地医療支援機構の運営 (1/2補助) 259百万円
都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。
- (2) へき地医療拠点病院等の運営 7,217百万円
へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。
ア へき地医療拠点病院運営費 (1/2補助)
イ へき地保健指導所運営費 (1/2補助)
ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む)
(沖縄県以外:2/3補助、沖縄県:3/4補助)
エ へき地診療所医師派遣強化事業 (1/2補助)
- (3) へき地巡回診療の実施 150百万円
無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。
ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科) (1/2補助)
イ へき地巡回診療航空機(医科) (1/2補助)
ウ 離島歯科診療班 (1/2補助)
- (4) 産科医療機関の運営 (1/2補助) 281百万円
分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。
- (5) へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業 126百万円
無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。
ア へき地患者輸送車(艇) (1/2補助)
イ メディカルジェット(へき地患者輸送航空機) (1/2補助) など

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 17.8億円 → 【令和7年度予算額】 22.8億円

2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体）	
へき地医療拠点病院（公立・公的・民間・独法）	(1/2補助)
へき地診療所（公立・公的・民間・独法）	(沖縄県以外:1/2補助、沖縄県:2/3補助)
へき地患者輸送車(艇)	(公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
へき地巡回診療車(船)	(公立・公的・民間・独法) (1/2補助)
へき地・離島診療支援システム	(公立・公的・民間・独法) (1/2補助) など

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 24.5億円 → 【令和7年度予算額】 19.5億円

2 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体）	
へき地医療拠点病院（公立・公的・民間・独法）	(1/2補助)
へき地診療所（公立・公的・民間・独法）	(1/2補助) など

5. 生活サービスに関する施策（高齢者支援体制の構築）

97	地域支援事業	URL	【介護予防・日常生活支援総合事業】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html					 咲かそう、 地域包括ケアの花！
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先		
市町村	ソフト	交付金 (事業費上限は下図参照)			(百万円) 179,954	厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111(代表)		

1 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

① 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)

② 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

2 実施主体・事業内容等

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、
地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

5. 生活サービスに関する施策(地域住民の交流の場・学習機会の提供)

98	公民館	URL	https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00479.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
市町村	ソフト					文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111 (内線3455)	

1.事業の目的、内容

- 社会教育法第20条に規定する、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする社会教育施設。

2.設置及び運営主体

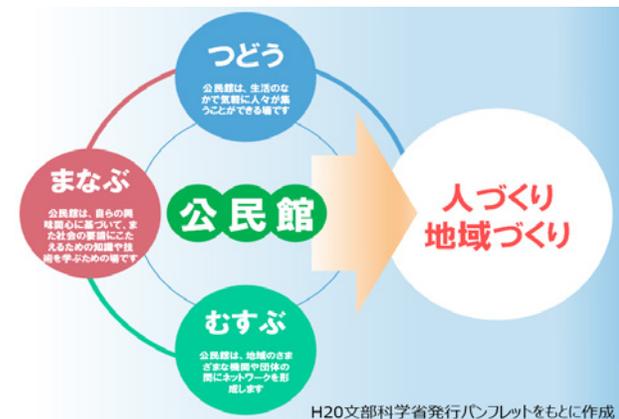
- 市町村及び公民館設置の目的をもって設立された一般社団法人又は一般財団法人

3.設置状況

- 全国 13,163館
 (市(区)立 9,282館 (81.7%)、町立 3,272館 (79.4%)、村立 607館 (72.1%)、法人立 2館)
 (令和3年度「社会教育調査」(令和3年10月1日時点)、カッコ内は設置している自治体の割合)

4.公民館をめぐる直近の動き

- 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性として、公民館等におけるデジタル技術を活用した学びやデジタル社会の諸課題に関する学びの提供等、デジタルデバイドの解消に向けた取組の充実と社会教育施設の機能強化、社会教育士の公民館等への配置による活動の活性化について記載されている。
- また、社会教育人材部会における「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)」(令和6年6月)においても、公民館等の社会教育施設への社会教育士の積極的な配置促進などについて記載されている。



5. 生活サービスに関する施策（豪雪地帯の除排雪体制整備）

99	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	URL	HP・事例等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000150.html				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	道府県 市町村	ソフト	定額、1/2	随時	11月頃	60	国土交通省 国土政策局 地域振興課 03-5253-8404

概要

- 豪雪地帯において除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体（道府県及び市町村）を支援する。

対象事業

- **地域安全克雪方針策定への支援**（補助率10/10） ※策定主体は市町村
 自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定に対して重点的な支援を行う。（関係機関との事前調整を含む）
- **方針策定に向けた試行的取組への支援**（補助率1/2）
 方針策定に並行して行う試行的な取組及び方針に位置づけた除排雪体制の定着に向けた実装化の取組（方針策定後3年以内）に対して支援を行う。
 - ＜試行的な取組の例＞
 - 地域の除排雪の体制づくり（除排雪体制の構築、除排雪のための装備・資機材の購入等）
 - 要援護世帯等における除排雪の支援（要援護世帯等への屋根雪下ろし・間口除雪支援等）
 - 所有者不明空き家の屋根雪下ろし等による落雪被害防止に係る体制づくり
 - 安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成（移住間もない世帯への支援を含む）
 - 克雪住宅化やアンカー設置に関する普及活動
 - 除排雪に関する自動化、省力化等に資する技術の導入
 - ＜実装化の取組の例＞
 - 地域の除排雪体制の定着（地域間の連携体制の構築、除排雪活動の担い手の増加・定着、安全な除排雪作業の浸透、除排雪業務の効率化等） 等



雪下ろし実技講習

【事業主体】

- 道府県、市町村

5. 生活サービスに関する施策(高齢者等のデジタル活用支援の推進)

100	デジタル活用支援推進事業	URL	https://www.digi-katsu.go.jp/				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度補正予算	問合せ先	
民間事業者等	ソフト	10/10 (上限あり)	3月～5月頃		2,098 (百万円)	総務省情報流通行政局 情報流通振興課 03-5253-5494	

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、**スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」**を、令和3年度から全国の携帯ショップ、公民館等で実施（国費10/10補助、上限あり）

講座の例

- 応用講座 { 「マイナポータルを活用しよう」、「オンライン診療を使ってみよう」、「ハザードマップで様々な災害のリスクを確認しよう」、「デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう」
- 基本講座 「電源の入れ方・ボタン操作の仕方を知ろう」、「電話・カメラを使おう」

- 令和3～7年度の5年間での実施を想定し、**携帯ショップがない市町村**での実施も**引き続き推進**。

都市部を中心とした支援

令和3年度～ 全国展開型



- 携帯ショップなど全国に有している拠点等で支援を実施
- 主体は**携帯キャリア**を想定

携帯ショップ等を拠点として**全国規模での講習会の実施**を図る

地方部を中心とした支援

令和3年度～ 地域連携型



- 携帯ショップのない市町村にて公民館等で支援を実施
- 主体は**地元ICT企業、社会福祉協議会等**

オンラインTYPE



- 携帯ショップのない全国の市町村にてオンラインによる支援を実施
- 主体は**携帯キャリア**を想定

携帯ショップがない地域におけるデジタル活用支援の取組も強力に推進し、**全国津々浦々での講習会の実施**を図る

令和4年度～ 講師派遣型



- 講師を地方公共団体等に派遣して支援を実施
- 主体は**携帯キャリア、地元ICT企業等**

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策(森林コンテンツの育成・普及に向けた取組)

101	林業・木材産業循環成長対策のうち 森林総合利用対策（森林活（もりかつ）プロジェクト）のうち 新たな森林空間利用創出対策のうち 森林コンテンツ育成・普及対策		URL	HP・事例等 https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sangyou.html			
	事業実施主体（対象者）	支援対象・内容		補助率等	公募時期	事業要望調査時期	
民間団体	ソフト	定額、委託	3月上旬～ 4月上旬		(百万円) 6,186の内数	農林水産省林野庁 森林利用課 03-3502-0048	

< 事業の内容 >

1. 森林コンテンツ育成・普及対策

6,186 百万円の内数

健康・観光・教育等での新たな森林空間利用の創出に向け、**企業等ニーズを踏まえたプログラム提案やマッチング機会の創出**を実施。

<事業の流れ>



< 事業イメージ >

森林コンテンツ育成・普及対策



6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策(関係人口の創出・拡大)

102	関係人口創出・拡大のための対流促進事業	URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kankei/r07_teian_model.html				
事業実施主体 (対象者)		支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
民間事業者		ソフト		4月下旬 ~5月下旬頃		56 (百万円)	内閣府地方創生推進室 03-5510-2457



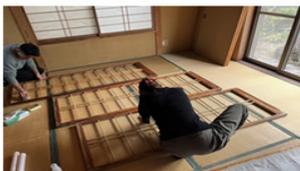
事業概要・目的

- 関係人口は、地域の社会課題解決や魅力向上に貢献する存在であり、関係人口が地域住民の共助の取組に参画していくことで、地域の内発的発展を誘発するとともに、関係人口による地域資源の掘り起こし・磨き上げを通して地域に付加価値が創出され、地域の活性化に繋がることが期待されます。
- 関係人口を創出・拡大するためには、地域住民をはじめとした受入れ側と都市部住民双方のニーズを十分に把握しながら丁寧なマッチングを行うことができる中間支援組織の存在が重要です。
- このため、本事業においては、
 - ①中間支援組織や地方公共団体が参加する官民連携協議会（かかわりラボ）の運営
 - ②中間支援組織による取組の伴走支援等に取り組みます。

事業イメージ・具体例

- ①関係人口創出・拡大官民連携全国協議会の運営
全国フォーラムや現地研修会の開催、過年度モデル事業による中長期的な効果の発現状況の調査等を実施し、関係者への普及啓発を図るとともに、官民間の意見交換やマッチングを促進します。
- ②中間支援組織による取組の伴走支援
関係人口がデジタル技術も併用しながら地域と連携しつつ地域資源を活かして地域に付加価値を創出する姿を目指し、都市部住民と地域との中間支援を行う民間事業者等による取組の自走化を支援します。

【関係人口の取組例】



関係人口による空き家改修・新規農泊ツアー提案プログラムの実施
(株) Founding Base

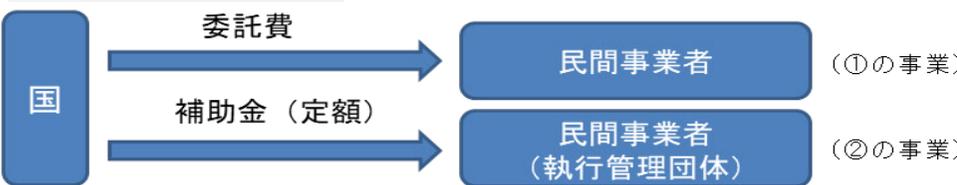


全国のクリエイターと地方を驚いだクラフトイベントの開催
(株) クリーマ



地域と都市部企業が連携した課題解決プログラムの実施
(一社) つながる地域づくり研究所

資金の流れ



期待される効果

中間支援組織による「関係人口が地域に付加価値を創出する」取組等を支援、普及啓発することで、地方への人の流れを生み出すとともに、にぎわいの創出や地域の取組を支える担い手の確保に貢献します。

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（関係人口の創出・拡大）

103	関係人口創出・拡大事業 (関係人口ポータルサイト)	URL	HP 事例等		R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
			https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/ https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/region/index.html			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期		
都道府県・市町村・事業者等	ソフト	普通交付税措置			6	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391



HP



事例等

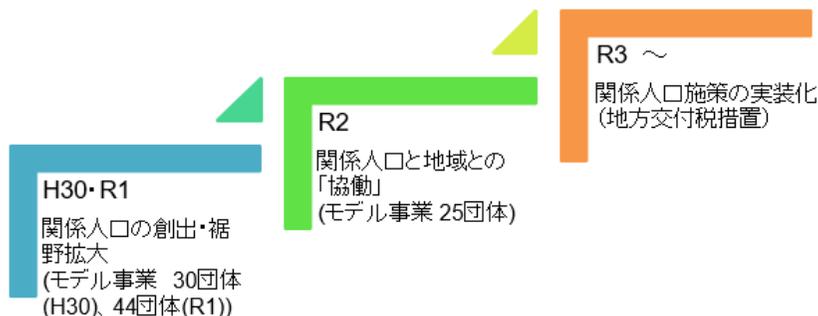
○総務省では「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
 ○さらに、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知。
 ○また、地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大に向けた取組の全国各地での実装化を推進。

全国に向けた情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」を通じ、関係人口が継続的かつより深く地域に関わるための参考事例とノウハウを提供するとともに、各地方公共団体の多様な取組を広く周知することで、関係人口の創出・拡大を図る。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方交付税措置を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

目指す姿

全国各地で、関係人口が地域と関わり合いながら地域活性化に貢献



6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（関係人口の創出・拡大）

104	ふるさとワーキングホリデー	URL	https://furusato-work.jp/				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			30 (百万円)	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392	

ふるさとワーキングホリデー（H28～）

- 都市部の人などが一定期間（2週間～1か月程度）地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。



6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策(関係人口の創出・拡大)

105	新たな交流市場・観光資源の創出事業	URL	①第2のふるさとづくり https://www.mlit.go.jp/kankocho/anewhometown/ ②ワーケーション https://www.mlit.go.jp/kankocho/workation-bleisure/				 ①  ②
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
都道府県・市町村・DMO・事業者等	ソフト		【調査事業】 2月～4月上旬頃		(百万円) 376の内数	国土交通省 観光庁 観光地域振興部観光資源課 03-5253-8924	

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場・観光資源の創出が重要。
- 地域との交流・ワーケーションによる来訪・地域運営への参画等の関係人口化を通して反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」、将来にわたって国内外の旅行者を惹きつける「新たなレガシー形成」により、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

関係人口化を通じた反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」

- 令和4年度の事業創設以降、地域との交流・地域運営への参画等を通じて地域との繋がりの創出を目的にした新たな旅のスタイルの構築に取り組んできたところ。令和7年度においては、**地域への経済波及効果に注目しつつ、持続的に事業継続可能な先駆的モデル事例の創出に取り組む。**
- また、『人と地域の関係人口化』のみならず、企業においても、地方への関心が高まっており、地域課題への接点を求め、ワーケーション等を通じて、地方とのより深い関係の構築を模索する企業が増加。このような傾向に対して、地域と企業の結びつきを強固なものとし継続的な来訪に繋げるため、『**企業と地域の関係人口化**』の促進に繋がるプログラムを『**企業版第2のふるさとづくり**』として、**企業をターゲットとした地域交流型の新たなプログラムの造成**を目指す。

人と地域の関係人口化

先駆的事例創出モデル

地域への経済波及効果の高さと事業の持続可能性を両立した新たな事業モデル等、これまでの第2のふるさとづくりプロジェクトでまだ組成できていない先駆的な事業モデルの創出を実施。

企業と地域の関係人口化

企業版第2のふるさとづくりモデル

地域課題の解決など、企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶ体験型プログラムを造成し、滞在を通して知見を企業が地域に還元していく「企業の関係人口化」に向けたモデル事例創出を実施。

6. 関係人口・定住人口の創出に関する施策(関係人口の創出・拡大)

106	二地域居住等の促進	URL	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000073.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市区町村・NPO・民間事業者等	①：ソフト ②：ハード・ソフト	①：委託 ②：定額、1/2	4月～5月頃		20	国土交通省 国土政策局 地方政策課 03-5253-8369	

二地域居住等の促進に向けた支援の内容

① 特定居住支援法人による取組の推進

(令和7年度予算案：10百万円)

・二地域居住等の促進に向けて、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に関するハードルの解決のため、特定居住支援法人として指定されたNPO法人・民間事業者等が地方公共団体と連携して行う先導的な取組を支援する。

想定される課題の例

住まい

- ・住まいとのマッチング
- ・市町村のマンパワーや専門的知見の不足
- ・賃貸住宅の確保・供給
- ・活用可能な空き家の発掘

なりわい

- ・地域交流の場の創出
- ・就職先の確保・マッチング
- ・地場産業への就労・就農への支援
- ・副業による地域の関わり合いの創出

コミュニティ

- ・地域との関係づくり
- ・二地域居住者と地域住民を繋ぐ人材の育成
- ・地域での活躍の場の創出
- ・地域の二地域居住等への理解の促進

② 二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装

(令和7年度予算案：10百万円)

・二地域居住等促進の中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修 (お試し居住施設)



コワーキングスペース

二地域居住等を通じて地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域が活性化

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策（定住人口の創出・拡大）

107	移住・交流情報ガーデン	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zenkokuiju_ijyukouryu.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県 市町村	ソフト				99	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392	

- 地方への移住を検討している方等に対し、**居住・就労・生活支援等に係る情報提供**や相談について**ワンストップで対応する窓口**である「**移住・交流情報ガーデン**」を東京駅八重洲口に開設（平成27年3月28日開設）
- **関係省庁とも連携**し、総合的な情報提供を実施。地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として**無料**で利用可能。

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51
令和4年度	6,618	3,298	140
令和5年度	7,834	5,247	166

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。

- 関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する「**相談窓口コーナー**」
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能な「**イベント・セミナースペース**」
- 自由に地方への移住等に関する情報を検索できる「**情報検索コーナー**」や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している「**地域資料コーナー**」
- 地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する「**地域おこし協力隊サポートデスク**」



(移住フェアの様様)



(移住相談ブース)



【所在地】 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
 【アクセス】 JR/東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分
 地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分
 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

6. 関係人口・定住人口の創出・拡大に関する施策(定住人口の創出・拡大)

108	福島再生加速化交付金 (移住・定住促進事業)	URL	https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html				
-----	------------------------	-----	---	--	--	--	--

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
福島県 市町村 (原子力災害 被災12市町村)	ソフト	3 / 4			59,936の内数	復興庁 原子力災害復興班 03-6328-0252

趣旨・目的

- ・ 原子力災害被災12市町村の復興・再生の推進を担う人材を確保するため、新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大を図る。
- ・ 新たな住民の移住・定住の促進に向け、福島県又は被災12市町村の自主性に基づく移住等の促進に資するための取組を支援する。
例) 住宅等の良好な生活環境の整備、広報活動 等

事業内容

新たな住民の移住・定住を促進し新たな活力を呼び込むため、福島県及び被災12市町村が行う、住宅等の生活環境の整備や、コワーキングスペースの整備など魅力ある働く場づくり等の取組について支援するとともに、福島県外から被災12市町村に移住して就業・起業等する者に対して移住支援金等を給付する取組について支援する。

補助対象

- 福島県若しくは原子力災害被災12市町村が創意工夫し、地域の魅力を最大限引き出しながら講じる取組を支援する。
 - ・ 社会課題の洗い出し・見える化によるコミュニティビジネスなどの創業支援や就業支援、リモートワークの推進、コワーキング・ネットワーク環境の整備等
 - ・ 移住希望者のそれぞれのニーズに対応するための情報発信・相談体制の充実・強化等
 - ・ コミュニティ・移住者間のつながりの深化、住まいの確保を中心とした生活環境の支援等
- 福島県が原子力災害被災12市町村に移住して就業・起業する者へ移住支援金等を給付する取組を支援する。

対象地域

原子力災害被災12市町村

交付団体

福島県・市町村

事業実施主体

福島県・市町村

国庫補助率等

国: 3 / 4、 地方公共団体: 1 / 4

【移住相談窓口のイメージ】



【被災12市町村に係る情報発信キャンペーン「#未来ワークふくしま」】

(参考) #未来ワークふくしま

【Webサイト】
移住に関する12市町村に必要な情報「地域の特色を知る」「仕事」（移住者向けの求人情報）、「暮らし」（住まいや子育て環境）、「各種支援制度」などを総合的に配信。テーマ別では起業・開業の情報や現地を体験訪問する際のモデルコース等を掲載。 WebサイトURL: <https://mirai-work.life/>

【SNS・メルマガ】
「福島ファン」に向けて情報を発信。中長期的な関係の中で移住に関心を持っていただくことを目指すSNS、メルマガではイベント情報をタイムリーに発信。

定例メルマガ
毎月1日と16日
に定期配信
この配信のほか
月次求人情報
に特化したメル
マガも配信

SNS
X(旧twitter) @miraiwork_life
instagram @miraiwork_life
facebook mirai.work.fukushima
LINE(新規) 福島県12市町村 移住支援センター

7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策(農林漁業への就業)

109	森林・林業担い手育成総合対策のうち、「緑の雇用」担い手確保支援事業	URL	https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/index.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
民間団体等	ソフト	定額	1月下旬 ～3月上旬		3,955 (百万円)	農林水産省林野庁経営課 03-3502-1629	

< 事業の内容 >

1. 新規就業者の就業支援対策

林業に興味のある方へ林業への就業や地方移住などの情報を提供する**就業ガイダンス**、就業時のミスマッチによる離職を抑制するための**就業前の現地訪問によるマッチング**、就業希望者が林業の作業実態や就労条件についての理解を深め、林業への適性を判断できるようにする**トライアル雇用**の実施を支援します。

2. 新規就業者の育成対策

新規就業者が、安全で効率的な作業を習得するための**3年間の体系的な研修**である**フォレストワーカー (林業作業士) 研修**の実施を支援します。

3. 現場技能者キャリアアップ対策

林業の現場における安全で効率的な施業の中心となり、若手技能者の指導的な役割を担う**フォレストリーダー (現場管理責任者) 及びフォレストマネージャー (統括現場管理責任者)**を育成し、現場技能者の**キャリア形成を促進するための研修**、スキル向上・経営体の収益力向上に資する**多能工化研修**を支援します。

4. 外国人材の育成準備対策

技能実習生等の外国人材の受入れに向け、**外国人材が安全で効率的な作業を習得するための研修等**の実施に向けた準備を支援します。

<事業実施主体> 民間団体等

<事業の流れ>



< 事業イメージ >

就業ガイダンス

林業に興味のある方へ林業就業や地方移住などに関する情報提供



就業ガイダンスの様子

就業時のマッチング

就業時のミスマッチによる離職を抑制するための就業希望者に対する就業前の現地訪問によるマッチング

トライアル雇用

(約9万円/月×最大3ヶ月)

林業の作業実態や就労条件について理解を深め、林業への適性を判断することで、地方への定着を図るための短期研修

林業への就業

フォレストワーカー研修

(約137万円/年・人)

〔新規就業者〕安全で効率的な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修



集合研修やOJT研修による知識・技術・技能の習得

フォレストリーダー研修

(約9万円/年・人)

〔現場技能者〕現場を管理し、若手の育成を担う責任者育成に向けたキャリアアップ研修

※フォレストリーダー：担当する現場を管理・運営することのできる班長クラスの責任者(就業5年以上)
※フォレストマネージャー：複数の作業現場を統括管理することができる責任者(就業10年以上)

フォレストマネージャー研修

(約9万円/年・人)



多能工化研修

(約9万円/月×最大2ヶ月等)

林業の複数の作業(造林・伐採)や複数の作業工程(伐木・造材・集材等)の技術、デジタル技術を学ぶ研修

外国人材の育成準備

技能実習生等の外国人材の受入れに向け、外国人材が安全で効率的な作業を習得するための研修実施に必要なテキスト作成等を支援

〔お問い合わせ先〕 林野庁経営課 (03-3502-1629)

7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策(農林漁業への就業)

110	農林漁業就業支援事業	URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/nouringyou/index.html 			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県労働局・ハローワーク	ソフト				233	厚生労働省職業安定局総務課 人材確保支援総合企画室 03-6812-7859

1 事業の目的

農林漁業の人材確保のため、関係機関と連携しての情報収集・提供、合同企業面接会の実施、農林漁業が盛んな地域での「農林漁業就職支援コーナー」による職業相談を実施する。

2 事業の概要

以下の事業を農林水産省等関係機関との連携の下で実施。

事業実施主体：都道府県労働局・ハローワーク

- 各都道府県労働局に職業相談員を配置
- 都道府県労働局による、農林水産省等関係機関との連携、情報収集、ハローワークへの情報提供
- 都道府県農林漁業就業等対策・連絡協議会等の開催
- ハローワークでの農林業等の職業紹介、新規就農相談センター等関係機関の案内、情報提供
- 農林漁業が盛んな地域の農林漁業就職支援コーナーにおいて、職業相談、紹介、情報提供
- 農林漁業合同企業面接会及び就職ガイダンスの開催



7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策(雇用創出・人材育成)

111	地域雇用活性化推進事業	URL	HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html	QRコード	QRコード
			事例等	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46085.html		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
地域雇用創造協議会	ソフト	委託	4月上旬～6月上旬 ※事業構想提案の募集		(百万円) 1,169	厚生労働省職業安定局 地域雇用対策課 03-3593-2580

1 事業の目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

2 事業の概要

- 地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定
- 地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」をコンテスト方式で選抜【実施規模】各年度4千万円（複数市町村で連携する場合、1地域あたり2千万円/年を加算（加算上限1億円/年））【実施期間】3年度以内 【事業実績（就職件数等）】3,199人（令和5年度）

3 事業のスキーム・実施主体等

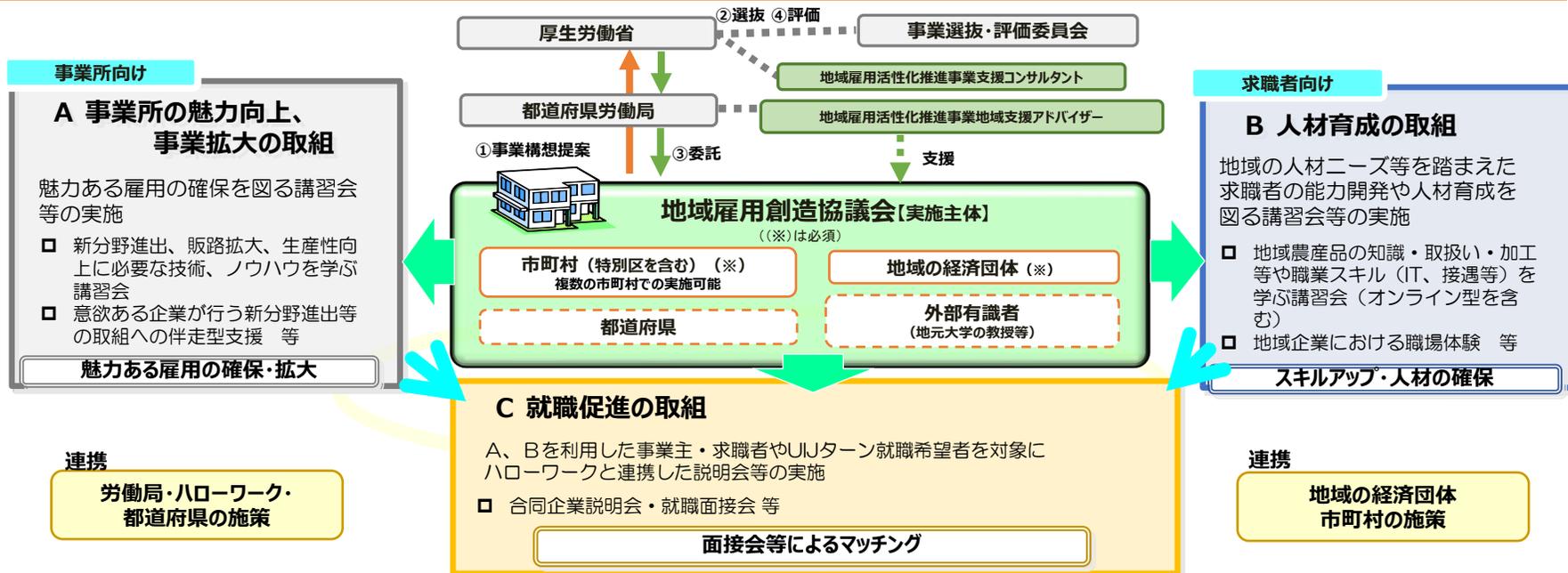
対象地域

(次の①、②いずれかに該当する地域)

- 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1.00、0.67未満である場合には0.67）以下であること
- 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域



7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策(雇用創出・人材育成)

112	地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)	URL	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	事業主	ハード	下表参照			1,135	厚生労働省職業安定局 地域雇用対策課 03-3593-2580

1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） <ul style="list-style-type: none"> (1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上 (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下 ただし、全国平均の2/3が1以上の場合は1.0.67未満の場合は0.67以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)~4人 (注)括弧は創業の場合	5~9人	10~19人	20人~
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
- ※2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給
- ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
- ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- ※5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

スキーム



実施主体

都道府県労働局

実績

令和5年度支給額：4.7億円

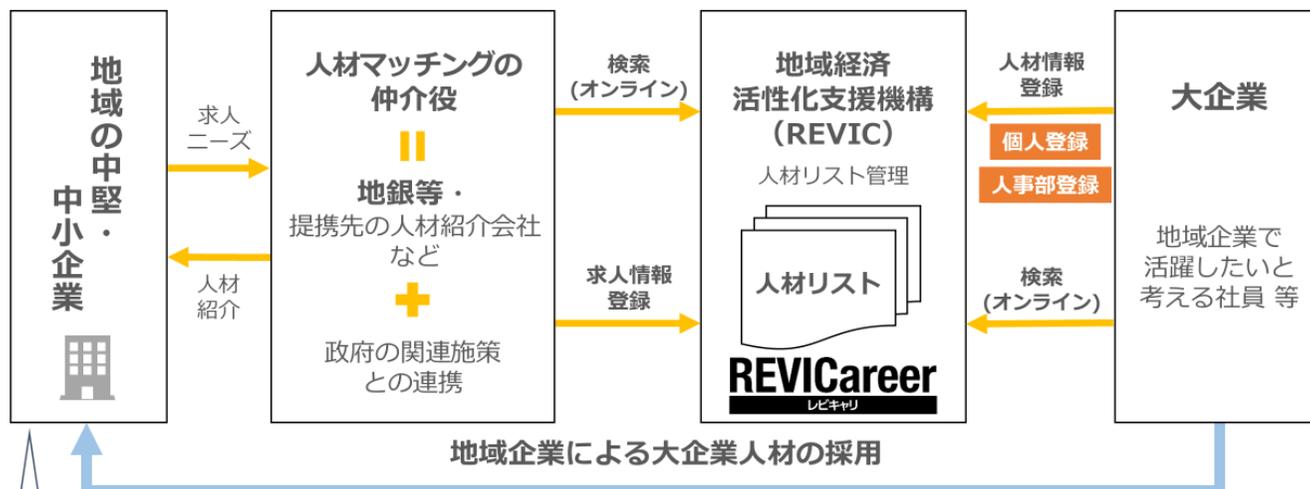
7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策(地域企業の経営人材確保)

113	地域企業経営人材マッチング促進事業	URL	HP https://revicareer.jp/ 事例等 https://revicareer.jp/case_matching/			HP	事例等
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度補正予算	問合せ先	
中堅・中小企業	ソフト	年収等の30%で最大2年分 転籍：上限450万円 兼業・副業・出向：上限200万円	随時		(百万円) 429	金融庁監督局総務課 人材マッチング推進室 03-6891-0960	

地域企業経営人材マッチング促進事業について

- 政府として「地方への新しい人の流れ」の創出に向けた取組みが進む。金融庁としても、地域金融機関の人材仲介機能を強化し、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形を通じた、**大企業から中堅・中小企業（ベンチャー企業を含む）への人の流れを創出**し、大企業で経験を積まれた方々の各地域における活躍を後押し
 - 中堅クラスの兼業・副業、出向 ⇒ 将来の幹部人材として外部で経営に関わる貴重な経験に
 - シニア世代の方の転籍 ⇒ 人生100年時代に必要性の高まるセカンドキャリアの獲得機会に

□ 事業スキーム



○ 採用形態・年収に応じて給付
転籍：上限450万円 兼業・副業、出向：上限200万円

7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（サテライトオフィスの誘致）

114	サテライトオフィス・マッチング支援事業	URL	https://www.soumu.go.jp/satellite-office/index.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			10	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392	

- コロナ禍以降、テレワークやサテライトオフィス等が注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング支援等を実施することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

対象経費

- ・ 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費（都市部におけるPR経費等）
- ・ お試し勤務環境の用意に要する経費（オフィスの賃料等（原則、ハード事業は対象外））
- ・ お試し勤務期間中の活動に要する経費（交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等）

対象経費の上限額：1団体当たり1,000万円
措置率0.5×財政力補正

特設サイト・Facebookページの活用

- 魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設。
- 特設サイトでは、地方公共団体のサテライトオフィスの取組内容、企業のお試し勤務を受け入れる施設や地域の紹介などを掲載
- 併せてFacebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

お試しサテライトオフィス 特設サイト

▶ <http://www.soumu.go.jp/satellite-office/>



 総務省 お試しサテライトオフィス Facebookページ

▶ <https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/>

Facebook 総務省 -お試しサテライトオフィス-

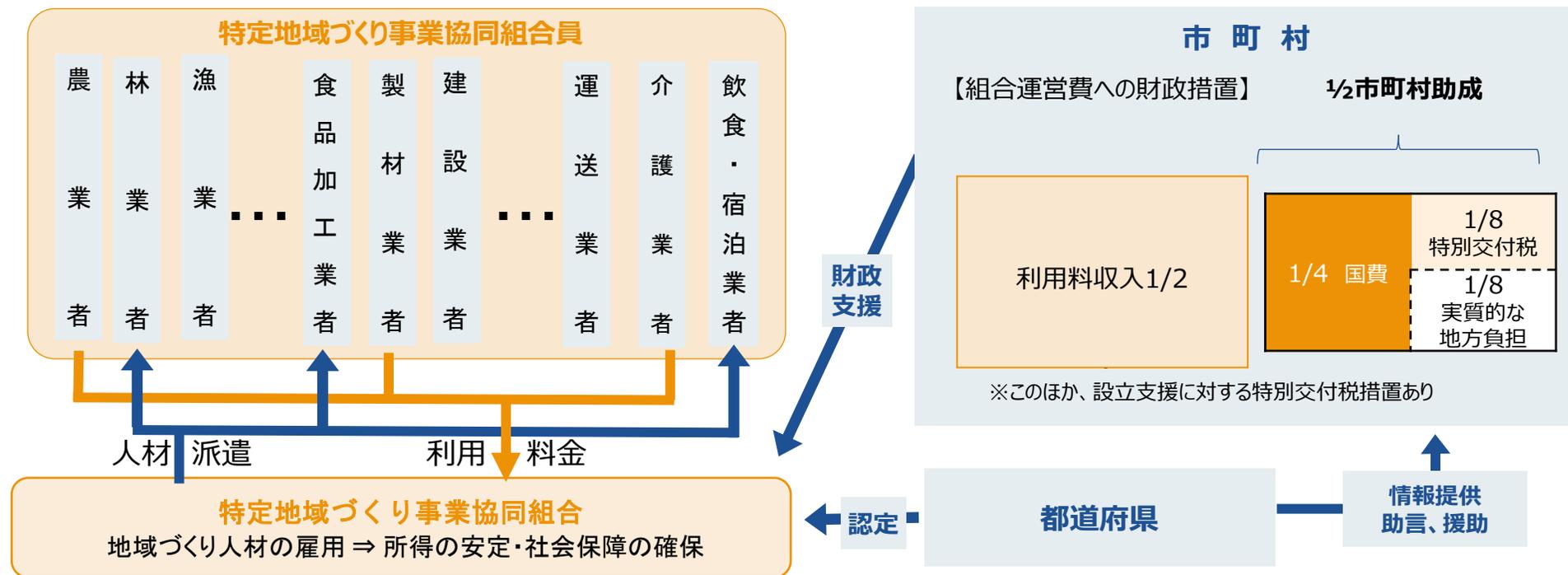
検索



7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策（人口急減地域の雇用環境整備）

115	特定地域づくり事業協同組合制度	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト	原則1/2	随時		560（百万円） ※予算計上は内閣府	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5533

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る



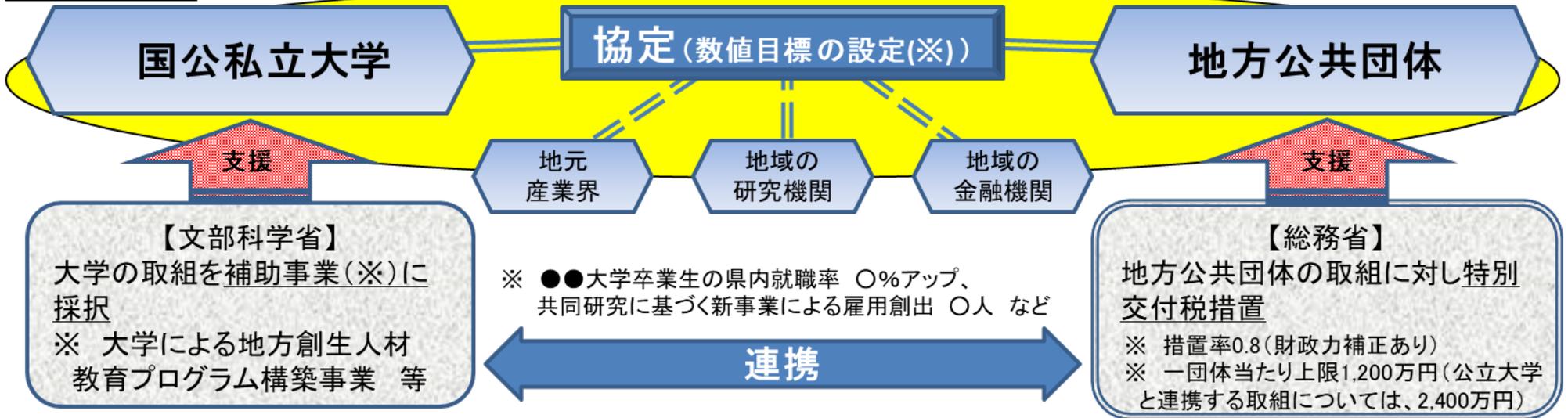
7. 人材の確保や雇用の創出に関する施策(大学との連携)

116	地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進	URL	https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000109.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市区町村	ソフト	特別交付税措置 (下図参照)				総務省財務調査課 03-5253-5647	

趣旨・目的 大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要であるため、地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の推進を図る。

事業内容 地方公共団体と地方大学が協定を締結し、大学の様々なポテンシャルを活かして、地域全体でブランド製品の開発や6次産業化、高度人材確保による起業支援、地域の課題解決等の取組を実施することにより、地域の雇用創出や若者定着等の取組を支援する。

事業イメージ



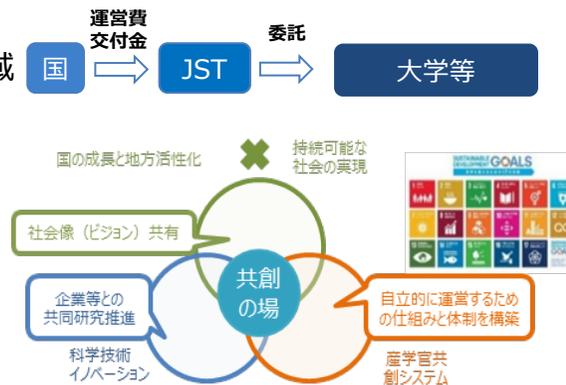
※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、地方公共団体の取組に対し特別交付税措置

8. 調査研究に関する施策(社会課題解決のための産学官連携)

117	共創の場形成支援プログラム	URL	https://www.jst.go.jp/pf/platform/index.html				
事業実施主体(対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
大学等	ソフト	委託	【参考・令和6年度】 4月～6月		13,414百万	文部科学省科学技術学術政策局 産業連携・地域振興課 03-5253-4111(内線:4196)	

事業内容

- 国連の持続可能な開発目標(SDGs)に基づく未来のありたい社会像を拠点ビジョン(地域共創分野では地域拠点ビジョン)として掲げ、その達成に向けた、①バックキャストによるイノベーションに資する研究開発と、②自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築をパッケージで推進。
- 本事業が、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」において、大学の強み・特色を伸ばすための中核的な事業に位置づけられていること等を踏まえ、研究大学の抜本的な機能強化に向けて、大学の可能性を最大限引き出す産学官共創拠点を拡充。
- 【新規】(未来共創分野) 令和7年度からは新たに、地域の未来に向けて解決すべき課題の深掘り、課題解決プロセスの練り上げ、それらを踏まえた研究開発を重点支援することで、①課題解決に寄与するグローバル水準の研究成果とイノベーションの創出、②産学官共創を牽引する研究者の育成及び拠点の機能強化を推進。



共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT) 	地域共創分野・政策重点分野	育成型 目指すビジョンの構築や研究テーマの組成、研究推進体制整備等を実施。進捗管理、ネットワーキングや発展シナリオ等のハンズオン支援及び本格型への昇格審査を実施。(地域共創分野の継続のみ)	支援規模: 3千万円程度/年 支援期間: 2年度程度 支援件数: 6拠点程度 ※新規採択なし
		本格型 ①大学等を中心とし、国・グローバルレベルの社会課題解決を目指す国際的水準の拠点(共創分野)、②国の重点戦略を踏まえた拠点(政策重点分野)、③地域大学等を中心とし、地方自治体、企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした拠点(地域共創分野)について、価値創造のバックキャスト研究開発と持続的なシステム構築を推進。(育成型からの昇格のみ)	支援規模: ~4億円程度/年 支援期間: 最長10年度 支援件数: 35拠点程度 ※新規採択なし
	未来共創分野【新規】 地域の未来に向けて解決すべき課題の深掘り、課題解決プロセスの練り上げ、産学官共創を牽引する独創的・挑戦的な若手研究者によるチーム構想の磨き上げ等を重点支援。 ※ 支援期間終了後、本格的な研究開発を想定	支援規模: 3.7千万円程度/年 支援期間: 2年度程度 支援件数: 3拠点程度	

産学官連携のプラットフォーム推進型
 エイコシバシステムの形成

8. 調査・研究に関する施策（環境負荷を低減したフードサプライチェーンの構築）

118	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち、食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進	URL	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html#midori_budget			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
民間団体等	ソフト	委託	3月～4月頃 （メニューによって異なる）		（百万円） 612の内数	農林水産省大臣官房 環境バイオマス政策課みどりの食料システム戦略グループ 03-6744-2016

< 事業の内容 >

- 1. 「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の取組のさらなる理解・活用促進**
「みどりの食料システム戦略」の具体的な取組の認知拡大等を図るため、官民連携による戦略的な情報発信や環境に配慮して生産された農産物の購入を促す取組を通じた消費者の行動変容を推進するほか、J-クレジットにおける方法論の新規策定等を実施します。
- 2. 環境負荷低減の取組の「見える化」の充実**
「見える化」の拡大のため、畜産物や花きを対象とした評価手法の検討等を実施します。また、加工食品について自主的なカーボンフットプリントの算定に係る実証を実施します。
- 3. 農業分野のJ-クレジット創出の推進**
農業分野におけるJ-クレジット創出拡大のため、農業者等が取り組むプロジェクトの形成やクレジットの認証、審査能力の強化等を支援します。
- 4. 農林水産分野の地域気候変動適応推進**
地方公共団体等への情報提供のため、近年の記録的な猛暑を踏まえた効果的な適応策の調査を実施します。
- 5. JCMの活用を通じた「みどりの食料システム戦略」の海外展開推進**
我が国の技術をアジアモンスーン地域に展開するため、二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けた審査体制整備や方法論の作成支援等を実施します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

